

其の後、日本に西洋文化を introducirする

一九歳才二三五一題

昭和十九年七月二十一日

重 常 次 宮

文 易 営 風 無 戒

中 农 物 貨 活 用 協 会 会 長

昌 宏

ダイヤモンに地上実施に附スル件、

前記ノ件ニ附シテハ今般別紙裏面二枚リ「ダイヤモン」ノ旨ヒヨ実施スルコト
ニ相成タルニ付前様方西ノ原力ノ上之才更遊ニ付暮遙満ナキヲ期セラレ慶通牒入
道而本件ニ附シテハ別款ノ印ク各地方長官宛通牒致シ圖キタルニ付為念

一九三九年三月一日

昭和十九年三月十一日

電 業 次 長

ダイヤモンド社に因スル件

國立電機研究所所長「ダイヤモンド社に因スル件」
該社シテ「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
該社タリニ鑑シ別紙通牒ニ成ニ「ダイヤモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
該社事務部長「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々

當國出に於てシレニ付属會社所長「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々

當國出に於てシレニ付属會社所長「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々

タバコ出にて當國出に於てシレニ付属會社所長「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々

電 業 次 長

「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々

「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々

「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々

昭和十九年三月十一日

電 上 司 事

「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々
「タイマモント」ノ開上ヲ興越セヨトニ相成々

可細格ニ依リ、附屬物品ニ付テハ運法価格ニ依ル

ノ上實在区域

メアリス万

ノ上實在区域

メアリス本部及支用

メアリス支用

ノ付支用事務所

ノ付支用事務所

ノ付支用事務所

時國トヨモテスノトス

ノ付支用事務所

ノ付支用事務所

ノ付支用事務所

メアリス

ノ付支用事務所

メアリス

メアリス

メアリス

メアリス

メアリス

メアリス

ノ付支用事務所

メアリス

メアリス

ラジオ、新聞、其ノ他各ニルガガニ代に密接關係ヲ有ニシ初ラ樹スルモノトス

二代子賀商店のレ番用并購

「馬上手交料

當國ハ代行店ニ付シ一箇ノ馬上、賣上者ニ標示シ其ノ賣上額迄ノ馬上ニ付

シテハ馬上納落、百分ノ二ヲ當社馬上額迄六二付テハ百分ノ五以内、守成料

ヲ支払フセノトス

(二) 馬上手交引金

當國ハ代行店ニ付シ一箇ノ馬上、賣上者ニ標示シ其ノ賣上額迄ノ馬上ニ付

シテハ馬上納落、百分ノ二ヲ當社馬上額迄六二付テハ百分ノ五以内、守成料

ヲ支払フセノトス

(三) 馬上品引取金

當國ハ代行店ニ付シ一箇ノ馬上、賣上者ニ標示シ其ノ賣上額迄ノ馬上ニ付

シテハ馬上納落、百分ノ二ヲ當社馬上額迄六二付テハ百分ノ五以内、守成料

ヲ支払フセノトス

「馬上手交金

クイアセ

イシタカガ

コウケン

イシタカガ

コウケン

ハナマツ

ハナマツ

以上

卷之三

卷之三

の如きの點は、實に大いに二種に分る。即ち、當時の氣氛の如く成る事、及

アラビアの魔術二術解説書

67

江蘇志稿

王水鑑風賦

卷之三

國語詩三百首

之書題曰《範行德集》。熙和十八年八月八日高麗生

斯の通りである。

國立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

西漢書
卷之六

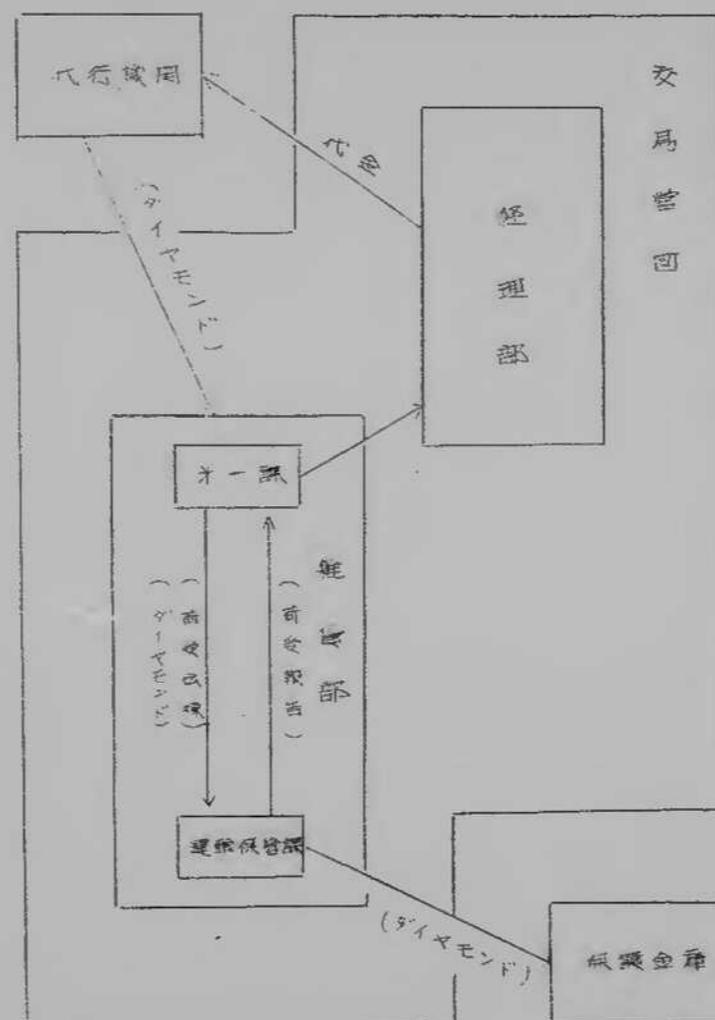
總經理 錄製影帶 檢影 資料宣傳部 影視部 化學品部 畫印部 運

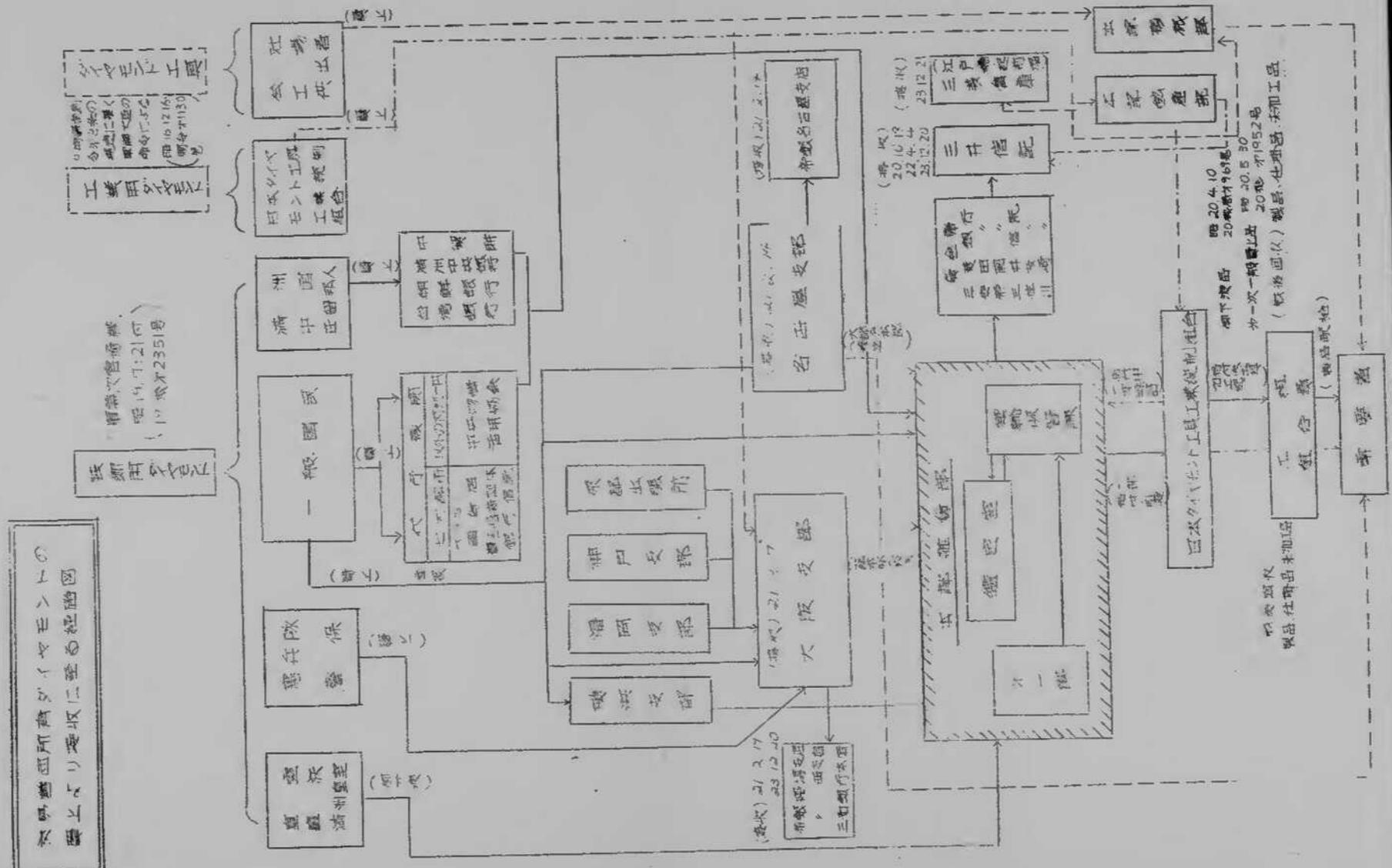
卷之三

（此は御飯屋の三間のうちの外側の二間を示す。）

然可憐及び同部品についてその原因、國へ返り蘇生に関する事項並びに
これにキラヤリ、ツ指手及ひ連絡に関する事項を尋る。一、同部件は十四年(明治
三十五年)九月三十日付の内閣内閣に属せる有識の關入、保育及び養育などの
種々問題に於ては、該部内閣に属せる有識の關入、保育及び養育などの
事項並びにこれに伴う各所への命令及び連絡に関する事項を尋る。

交易營業部ダイヤモンド圖上代金支払経路圖示例





奉工部省令二二九、六月

正月二十日正午

日本 大臣

二二九

ハニカムヨシマツ

三井

大日本

正月二十日正午

正月二十日正午タメニシテニヨリ二月スル酒税等税制令ガニ采オ一處但書

井司田賦ノ井軒

井之別記ノ通じ得入シ

此の件は、御子生並二歳を矣。件ハ中醫鑑ニ實載シタル所ニ成ル。ニ
斯モ自古ハ田園鑑ニ行威。ナシ。而或患附着ヲ招ニル。コトナ無也。
古醉司条件ニ應べシ世ノたゞ有也。所為アリタルトキ又ハ勿論。獨然レニ以テアムバ
リノ。然レトキハ本軒可ナシ。故スコトアルベシ。

留云閣

五
八
一
八
九

通志

卷之三

皆當以元和之令為之。二年又一歲，因增二歲，凡許可出，雖期

補足工場及道莊製造營所少一等。下工具頭毛或變更發給等項制令第十二条

五

タイヤモントエ
トスイナードイ

二 頭 完 故

軍械省（當時）指定工場及進駐軍

日本書院圖書一編
平野義重著

出事の記述

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

ノイエントルダム・ド・リール美術館
美術品ダイヤル

ニ 沖スリ説明

一 磨石単面
磨石ノ面ハオ一圓工組格付ニ成リ、皮シタシミノハ、面々ニ
磨石ノ面ハ、磨石上底面ト裏面ニ磨石破損ハ
二 沖山、磨石
己ニ及ハ、總ニハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

三 沖山
己ニ及ハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

四 沖山
己ニ及ケレ磨石ノ表面断面ノ上、皮シタシミノハ、面々ニ
二層ノ磨石ニ及ハセラレト、總ナリ。

五 沖山
己ニ及ハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

六 沖山
己ニ及ハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

七 沖山
己ニ及ハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

八 沖山
己ニ及ハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

九 沖山
己ニ及ハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

十 沖山
己ニ及ハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

十一 沖山
己ニ及ハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

十二 沖山
己ニ及ハ、總ニ及ハセラレト、總ナリ。

1

- 八、八十
九、一〇〇%
十、一〇〇%
十一、一〇〇%
十二、一〇〇%
十三、一〇〇%
十四、一〇〇%
十五、一〇〇%
十六、一〇〇%
十七、一〇〇%
十八、一〇〇%
十九、一〇〇%
二十、一〇〇%
二十一、一〇〇%
二十二、一〇〇%
二十三、一〇〇%
二十四、一〇〇%
二十五、一〇〇%
二十六、一〇〇%
二十七、一〇〇%
二十八、一〇〇%
二十九、一〇〇%
三十、一〇〇%
三十一、一〇〇%
三十二、一〇〇%
三十三、一〇〇%
三十四、一〇〇%
三十五、一〇〇%
三十六、一〇〇%
三十七、一〇〇%
三十八、一〇〇%
三十九、一〇〇%
四十、一〇〇%
四十一、一〇〇%
四十二、一〇〇%
四十三、一〇〇%
四十四、一〇〇%
四十五、一〇〇%
四十六、一〇〇%
四十七、一〇〇%
四十八、一〇〇%
四十九、一〇〇%
五十、一〇〇%
五十一、一〇〇%
五十二、一〇〇%
五十三、一〇〇%
五十四、一〇〇%
五十五、一〇〇%
五十六、一〇〇%
五十七、一〇〇%
五十八、一〇〇%
五十九、一〇〇%
六十、一〇〇%
六十一、一〇〇%
六十二、一〇〇%
六十三、一〇〇%
六十四、一〇〇%
六十五、一〇〇%
六十六、一〇〇%
六十七、一〇〇%
六十八、一〇〇%
六十九、一〇〇%
七十、一〇〇%
七十一、一〇〇%
七十二、一〇〇%
七十三、一〇〇%
七十四、一〇〇%
七十五、一〇〇%
七十六、一〇〇%
七十七、一〇〇%
七十八、一〇〇%
七十九、一〇〇%
八十、一〇〇%
八十一、一〇〇%
八十二、一〇〇%
八十三、一〇〇%
八十四、一〇〇%
八十五、一〇〇%
八十六、一〇〇%
八十七、一〇〇%
八十八、一〇〇%
八十九、一〇〇%
九十、一〇〇%
九十一、一〇〇%
九十二、一〇〇%
九十三、一〇〇%
九十四、一〇〇%
九十五、一〇〇%
九十六、一〇〇%
九十七、一〇〇%
九十八、一〇〇%
九十九、一〇〇%
一百、一〇〇%

2.
一九八九年農業戶調查

卷之三

(C) 磨石破損 264 75 (磨耗率 5.07%) 面積二疊々 (0.01225cc)

134 C₇、標品ニテハ、トヨウルトモ、
リシビンノ少ハ、標品ノ100%必得ナリ。
クレジンクハ、CD、187.00+UL=
何時后アリ134 C₇、場合ハ、標品ハ、1.75
C₇+UL=底リ187.00×1.75+UL。

1145
概ね、被説E040ハ物事トシテ運輸シ
被説50%ヲクラシシングル代曲ニテ
國政スルタメ134C7937ハ001225
C7ナルニ成ル其ノ半量0006125
C7ナル

卷之三

- (イ) ドレッサー / 内 サイズ 15 モノハ サイズ 10 モノヲ 適用ス
口 深キ計庄子ノ内 級別ニ於テ 時級以外ノモノアル場合ハ 全部特設トシテ 本表
ヨ適用ス

ハ タイプ / 内 孔径 亦 本表記載以外ノモノアルトキハ 孔径ノ因数五入計式ヲ採
リ 前後最奇ノ個段ヲ適用ス 黑石 サイズニ 孔径ナキモノハ 最高又ハ 最低ノ
個格ヨ適用ス

一九三九年十月五日

昭和十九年十月五日

重慶省城防長

田中大輔イヤモント工頭工場副組長

馬場英治監修官各官

本日は大輔イヤモント工頭工場副組長ニ成り実施ス

本日は大輔イヤモント工頭工場副組長ニ成り実施ス

馬場英治監修官各官

馬場英治監修官各官

本日は大輔イヤモント工頭工場副組長ニ成り実施ス

大正九年九月廿二日付ハセキノアーチス

以

上

一九三〇年九月二十二日

昭和十九年九月四日

軍

需

次

官

社團ハヘヘ出資用紙会員長

白露、緊急運保ニ開スル件

昭和十九年九月二十五日別紙一、通商議決定相成タルニ付テハ別紙二、要請ニ基テ田舎ノ緊急運保ニ因ルト共ニ別紙三、回収実施要領ニ依リ民間保有白金、支拂、急遽應じコ実施スルコトに決定相成タルニ付因係方面ト連絡ノ上白金、該處且經本種保コ第シ連絡局行ニ着手セラレ慶

命令通牒ス

白色ノ緊急確保ニ用スル件

(一) 田一也ハ(二五)
同 譲 次 遊

当函ハル銀を貯備せし事、馬必當トシシ白金ノ絕對確保ヲ期シ急進且極力ニ左一項
置ラ國だ

一銀官民ヲ通ズル白金使用ノ制限及兩國匯ヲ實施又

ニ民間保有白金二付テハ我意的非常回復ヲ実行ス之力為時ニ大口保有ヲ確定セラ
ルル向ニシテハヤハ其ノ保有ヲ確認スベキ強力ナル措置ヲ考慮ス

國外ノ軍需ヲ確保スル時姫スレバ一定期間ニ於テ強制借上又ハ賣上ニ移行ス

三本總額ノ貯金庫保量ノ既當ニ湖シテハ該署者之ヲ操作ス

但ラ吉首所管、學校研究機關等新設時、既當ニ保有ノハ速力ニ夫々當哉

或ニ於テ回収シ重荷省ニ引絆クモノトス

備考 (一) 本年八月二十日、千五百疋ヲ目途トス

(二) 本指置ニ開スル運送、搬卸、極力簡素ナルモノトス

以

上

海外出資の為式焉

昭和十九年八月廿日

一 諸 外 貿 易 又 保 え 種

六國商人中取物為活用請文

小 原 直 賢

銀、國牧方実想ニ開スレ件

銀ノ需要減退ニ付處ス、局別然「銀」回収方實想ノ件、ニ開シ決定相成候ニ付テ
ハ之ガ民間所在銀、政府貢上錢庫トシテ尋査ヲ倍定致シ無ニ付テハ本件ハ時局炳
炳照固内ニ並偏ヲ完了シ可及的速ニ實施ノ經有之候至急即守配相成候
右及通牒候由

鉄、回収引受類ノキ

一万虹

銀、黒漆扇柄二対及シ左記要領ニ依リ民間所庄銀ノ皮件上ヲ行フミノトス

二銀鏡

(一) 本年ハ大銀鏡ニ於テ行フミ、トシ内務省、鐵道、ガ無事、努力ヲ奉請ス

回収物件

銀鏡、黒漆扇柄品、化粧用具、漆身服、食器、開運鏡、之是其ノ他ノ銀

製品、漆油、古物等、牛頭鐵、漆器トス但シ製品ヲ幾ワ

(一) 漆油、古物等用品ニシテ代用品ナキモニ付テハ回天ニ當リ漆油

ヲ詰フルエ、トス

(2) 商品タル銀製品ノ回収ニ付テハ社團法人全頭連盟ヲシテ仕入商格

ヲ以テ銀上ヲ行ハシムルハ封ノ下ニ別途番號ス

回収方法

(三)

(1) 回収機関

中和物販用取扱会、以テ中和禁食ト醫施ハ(ラシテ改軌羅上ニ当ラシム)、
「馬糞湖開拓中必居ニシテ茶、酒、布帛等内、中安物並に支那ヲ置時ニ
堅化スル導所要、諸里ニ語ズ

(2) 寄附時期

其備定ハ次第ニ二実想ニ當寺シ年歲内定づヲ予定ス

(3) 寄附方法

註、庫外、沖縄及外也ニ付テ、則度並處ス

(4) 寄附額

其額上価格ハ銀製品ニ付テハ每荷純重量一匁ニ付三五錢トス

且シ銀巴金ハ之ニ準スルモノニ付テハ十七錢五厘五毫トス

(5) 暫上代金一ノツス

現品ト引当ニ現金ヲ以テ即時支払ヲ終ス

(6) 暫上手続

中央協会暁上班ハ市町村度職業は（アニ職業）分可ニ依ラザル方法）輝
鑑社ニ之ガ大庭ノ算出ヲ終シ、所云品ニ對シ（5）ノ代金支払ト同時ニ中央協
会書類ノ暁上成員ヲ交付ス

(7) 暫上場所

暁上实行單位ハ貢木郡市二カテハ連合町（アニ二於テハ町村單位ニヨル
モハシシ日暮食事所に暨ハ西实行單位方、連當ナル暁上場所）町会事務所
及場、學校、公用組合事務所等（ハ此處、上一定日割別）一暁上場所二
才一四万至三日同ヲ予附ス（ニ或リ暁上コ行フ

四 宣傳方法

城刀檻暁上課ノ必避ナル点ヲ頗爾ズルコトナシ必至ニシラジオ 前報 暁

暁傳の代に一満月學年コ賛ノアルニ實本ノ於千本年實前國家官守
所ノ置キ一月半ノ一月半為、國家官守、ナ波ニ云リ暁傳請波ノ前ス

五 暫上

暁傳トハシタニ内蔵 国税ト本件アハソニ實測ニ當リ也区時期等ヲ出来
トス

六 暫上

(◎) 聲金屬税金の取消 耗費低賄に關する申示

(昭和二六年五月一日)

物価行政課ノマモ

物價税利令式ワ取ガニテ、同令所則サヌ原本文の規定により、聲金屬管理法及
「聲金屬特別会計法」に依りて、聲金屬特別会計の帳上ノ又は支拂ノ聲金屬税金の
貯蓄、支拂等ノ事務ハ、聲金屬特別会計の支拂額を以て之より二重め 昭和二五年一月
一月三十日以前當該年ノ期、聲金屬特別会計の帳上ノ又は支拂ノ聲金屬税金の總
利潤及び總貯蓄の元本低落の既判過控定の件) 昭和二五年三日、日本物価行政課
苗ハ十萬(聲金屬特別会計の帳上ノ又は支拂ノ金比率又は貯蓄の既判過反び過
誤合の差益低落の既判過控定の件)を禁止する。

昭和二六年五月一日

物価行政課長官 風雨英雄

ノ 聲金屬特別会計へ算上ノ又は支拂ノ聲金屬税金の額倍

| 貯蓄名 | 通口 | 帳上低落 | 支拂額 |
|---------|----|-------|-------|
| 金 取 全 | ノミ | 401円 | 405円 |
| 金 取 全 | ノミ | 4700円 | 9700円 |
| 金 取 全 | ノミ | 1650円 | 1060円 |
| リ リ リ ハ | ノミ | 2360円 | 2360円 |
| リ リ リ ハ | ノミ | 2360円 | 2360円 |
| アスミナス | ノミ | 1480円 | 1480円 |
| アリーマン | ノミ | 1900円 | 1900円 |

国立公文書館 National Archives of Japan

National Archives of Japan

| 支拂料の支拂う料金額で金の額 | | 支拂料 | |
|----------------|-----|------|---------|
| 支拂料名 | 額 | 支拂料名 | 額 |
| 金 地 金 | 1.4 | セイジ | 1.4 |
| 金 地 金 | 1.4 | セイジ | 1.4 |
| 白 錦 | 1.9 | セイジ | 1.9 |
| 白 錦 | 1.9 | セイジ | 1.9 |
| シウム | " | セイジ | 1.070 円 |
| シウム | " | セイジ | 2.385 円 |
| カラニウム | " | セイジ | 1.070 円 |
| カラニウム | " | セイジ | 2.385 円 |
| カラニウム | " | セイジ | 2.385 円 |

少前記の外に、アーヴィング、オードリー、オーランドの他、ハーリーの「死刑獄」とする。

◎ 並選上等則（昭和 15 年 10 月 16 日 大藏省令第 13 號）

(依頼) 産業法 (昭和 12 年 8 月 法律第 14 號)

毛公
毛公西周时期鲁国大夫，名召南，字子懿。周宣王时为司徒，辅佐周宣王平定西戎，又曾平定申侯之乱，对稳定周朝统治有功。毛公金鼎是毛公所作的青铜器，现藏于中国国家博物馆。

か二歳 大歳大色反必蒙ありに御むるヒテ高麗國幣を所持する者に以しヘテ此の
田舎の地の華潤を確立し之を飼養し候りて得たる金銀を政府又は大歳大陸の諸
國に輸出に際する事ニ及ばず也

第三集 カ一袋の煙草に紙りを卸すへきこと正命じたる場合に於て其の物が同袋か

ニ号に勘くらものにして左に該当するに甚ば其の物を所持する者は大藏大臣の
許可を受け之を売却せざることを特權し本款がニ号に該当する物に付關稅件
附を以て売却することを命ぜられたる場合に於て同此の限にせらる
工業用 医療用 又は研究用として必要とむを得るものなるとせ
又 美術的 豊麗的又は工業的価値大なるもの其の他鑑賞することを適當とせ
ざるものなるとせ

ナ四六 前項の許可を受けんとする者は左に勘くら事項を記載したる許可申請書
及売却命令を受けたる日より又過期以内に大藏大臣に提出すべし

- 1 由請品の住所 電話番号、販賣及氏名又は商号
- 2 許可を受けんとする物の種類、数量、個数又は枚数、全體及推定當有金額
並に購入年月日及購入価額
- 3 許可を受けんとする事由詳細
- 4 売却命令書の並号及到達日

5 其の他參照となるべき事項

ナ六八 陛下の心腹ありに認めたる旨前項の許可申請書を提出したる者に対し相
應の批付を命ずることあるべし

ナ五九 併次前項の許可申請に付する許可は大藏大臣會議會に照会して之を決定す
ガ六零 併次前項の許可申請書を提出したる者に付ては同一紙の規定に成り隔離し
たる時期間内に拘らず前項の許可の決定通知を受けたる日並又は不許可の決定
通知を受けたる日より一ヶ月以内に内閣の物の売却を猶予す

ナ七一 在に勘くらる以外の者に大藏大臣の指定する金銀島の銀塊、銀入袋その他
外の品並びに大藏大臣の指定する者
1 政府又は大藏大臣の指定する者

2 金銀島の譲渡、輸入税の他の処分を受けることにて大藏大臣の許可を受け
たる者
ナ八九 前項に屬する以外の者は前項の規定により大藏大臣の指定する金銀

事の概要 痘入城の時の逃亡医候くたることを擇す

ナセキ 治三郎の親友同僚等の処分に向之を適用す
ナセキ

・敵大臣は必要がいと認じると遂に追跡せ 金銀品又は銀錠等の取扱
心合及保育の状況に因し報告を致し又は監察官吏をして検査を廻さしむるこじ
を解

・檢査に當り検査を終す場合に於ては当該官吏は其の額分を采寸近畿を構
織すべし

内閣 (昭和 五年 二月 一〇日 大蔵省令第 3 号)

兵令省の田代りと定め行す

(秘)
接収貴金属等の処理に関する法律案

二九一、一四

(目的)

第一条 この法律は、連合国占領軍に接収され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金属等並びに連合国占領軍が接収した貴金属等の一部を処分したものとの代償として、連合国占領軍から政府に引き渡された金の地金及び現金について、公平適正且つ迅速に返還その他の処理をすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「貴金属等」とは、左の各号に掲げるものをいう。

- 一 金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金及びその加工品
 - 二 ダイヤモンド、その他の貴石、半貴石及び真珠
 - 三 前各号に掲げるものの附属品
- 2 この法律で「接収」とは、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は官吏が、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。
- 3 この法律で「保管貴金属等」とは、左の各号に掲げるもので、連合国占領軍から政府に引き渡され、現に政府が保管しているものをいう。
- 一 接収された貴金属等(以下「接収貴金属等」という。)
 - 二 接収貴金属等のうち連合国占領軍が処分したものの代償として、政府に引き渡された金の地金及び

(三) 連合国占領軍の管理下から解除された貴金属に代るべき貴金属の其の運合國占領軍に対する引換に関する法律(昭和二十二年法律第百十九号)以下「代替貴金属に関する法律」

金銀運営会一未黒
(未精進の支那)
日本金属

「する法律」という。第一項の規定により、大蔵大臣が連合國占領軍に引き渡した金銀運営会一未黒
及び銀の地金

(返還等の処理機関)

第三条 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貯金庫等について返還その他の
の処理をするものとし、これらの処理が完了するまで適正にこれを管理しなければなら
ない。

(返還の請求)

第四条 その占有にかかる貴金属等を接収された者（以下「被接収者」という。）又はその相続人（被接収者が法人である場合は、その清算人又は合併によりその法人の権利義務を承継した法人を含む。以下同じ。）で接収貴金属等の返還を受けていない者は、この法律施行の日から百五十日以内に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて大蔵大臣に対し、その接収貴金属等の返還を請求することができる。但し、連合国占領軍又は連合国占領軍の指令において、政府がその所有者に返還した貴金属等について、この限りでない。

前項の場合において、被接収者又はその相続人が接収貴金属等の接収時の所有者（当該接収貴金属等にかかる権利の移転があつたときは、その権利を承継した者に限る。以下同じ。）と異なるときは、政令の定めるところにより、所有者の同意を得なければならぬ。但し、同意を得られないときは、その事由を附して返還の請求をすることができる。

代替貨金属に関する法律第二条第一項の受益者（同法第三条の規定により受益者とみなされたものを含む。以下同じ。）は、この法律施行の日から百五十日以内に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて大蔵大臣に対し、同法第四条及び第五条の規定

により受益者から連合国占領軍に引き渡したものとみなされた金及び銀の地金の返還を請求することができる。但し、受益者が被接収者又はその相続人以外の者であるときは、この限りでない。

第一項及び前項の規定により返還の請求ができる者は、第一項及び前項の期間内に返還の請求をしないときは、接収貴金属等の返還を請求する権利を失う。

接収貴金属等の所有者は、この法律施行の日から二百六十日以内に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて大蔵大臣に対し、その接収貴金属等の返還を請求することができる。但し、第一項の規定により被接収者が請求したときは、この限りでない。

接収貴金属等の所有者は、前項の期間内に、返還の請求をしないときは、その接収貴金属等の返還を請求する権利を失う。

被接収者又は所有者が國であるときは、接収時において接収貴金属等を管理していた官署又はその官署から当該接収貴金属を引き継いだ官署の長が、第一項又は第五項の返還の請求をするものとする。

(請求の確認及び通知)

第五条 大蔵大臣は、前条第一項、第三項及び第五項の規定により返還の請求があつたときは、その請求を審査し、政令の定めるところにより、その内容の正否について確認をしなければならない。

2 大蔵大臣は、前条の確認をする場合において、請求の全部について正の確認をしたときはその結果を、その全部又は一部について否の確認をしたときは、理由を附してその旨を、政令の定めるところにより、遅滞なくその返還の請求をした者（以下「返還請求者」という。）に通知しなければならない。

(確認に対する不服の申立)

第六条 前条第一項の確認に対して不服のある者は、同項の遠延のあつた日から三十日以内に、政令の定めるところにより、大蔵大臣に不服の申立てをすることができる。

2 大蔵大臣は、前項の申立てがあつたときは、当該事案について査定をし、政令の定めるところにより、遅滞なくその旨を申立てした者に通知しなければならない。

(訴訟)

第七条 前条第二項の決定に不服のある者が裁判所に出訴しようとするときは、同項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。但し、正当な事由に因りこの期間内に訴を提起することができなかつたことを陳明したときは、この限りでない。

(確定するものに誤められる場合の返還)

(才大系才ニ頂く決定があつたときは、その決定とする。以下同じ。)

第八条 大臣は、第五条第一項の確認（にかかる接収賃金等と同一のものと認められるものが保管賃金等のうちにあるときは、速帰なくこれをその返還請求者に返還しなければならない。

(まことか明らかな場合の特例)

第九条 確認にかかる接収貴金属等が、保管貴金属等のうちにないことが明らかたときは、当該接収貴金属等にかかる第四条の返還請求権は消滅する。但し、大臣が、当該接収貴金属等が、連合国占領軍によつて処分されてその代價として金の地金及び^{本貨}が政府に引き渡され又は連合国占領軍の管理中に溶解された可能性があると認めたときは、この限りでない。

二 大臣は、前項により返還請求権が消滅したときは、政令の定めるところにより、連絡なくその返還請求者にその旨を通知しなければならない。

(返還請求権の変更等)

第十条 確認にかかる接収貴金属等が前二条の規定に該当しないときは、各返還請求者の確認にかかる接収貴金属等の返還請求権は、左の各号にかかげる保管貴金属等又はその売却代金の返還請求権に変更されたものとする。

一 各返還請求者の確認にかかる接収貴金属等と種類、形状、重量及び品位の等しい保管貴金属等を、各返還請求者の確認にかかる接収貴金属等の数量の割合により、各返還請求者に分割したもの。但し、各返還請求者の確認にかかる接収貴金属等の数量を超えるものを除く。

二 前号により各返還請求者に分割された保管貴金属等の数量が各返還請求者の確認にかかる接収貴金属等の数量に満たないときは、各返還請求者の確認にかかる接収貴金属等と種類及び形状の等しい保管貴金属等で前号に該当しないものの全部又は一部を^{一部を}却し、その代金を、前号により各返還請求者に分割された保管貴金属等の数量と各返還請求者の確認にかかる接収貴金属等の数量の差の割合により各返還請求者に分割したもの。但し、前号により各返還請求者に分割された保管貴金属等を評価した価額と合して各返還請求者の確認にかかる接収貴金属等を評価した価額を超えるものを除く。

号により各返還請求者に分割された保管金总额の純分量を評価した価額と前
号により各返還請求者に分割された代金の種類の合計が各返還請求者の確認にかかる
擇取金总额の純分量を評価した価額に満たないで且つ、各返還請求者の確認にかかる
擇取金总额が金の現金及び製品、銀の地金及び製品、白金の地金及び製品又は合
金の地金及び製品であるときは、それぞれ連合國占領軍が管理中に発生して作つたこ
とが明かな金の現金、銀の地金、白金の地金又は合金の地金を、オーナー号により各返還
請求者に分割された保管金总额の純分量を評価した価額と前号により各返還請求者
に分割された代金の種類の合計と各返還請求者の確認にかかる擇取金总额の純分量
を評価した価額の差の割合により各返還請求者に分割したもの。但し、オーナー号により各
返還請求者に分割された保管金总额の純分量を評価した価額と前号により各返還請
求者に分割された代金の種類の合計と合して各返還請求者の確認にかかる擇取金总额
の純分量を評価した価額を越えるものを除く。

一月度とり各返還請求者に公報された本の冊数の合計が各返還請求者の確認にかかる
擲取金額率の細分項を算出しした結果に於たないで五つ、各返還請求者の確認にかかる

ウムの地金、イリジウムの地金、バラジウムの地金又はダイヤモンドであるときは、
それぞれ浮合國占領軍の手草中に被徴取者又はその相続人以外の者に解除された金の
地金及び製品、銀の地金及び製品、白金の地金及び製品、ロジウムの地金、イリジウ
ムの地金、バラジウムの地金又はダイヤモンドの代金として大蔵大臣が浮合國占領軍
に引き渡した金又は銀の地金を、前一號により各返還請求者に分割された額半額を基
等の純分量を評価した価額と第二号により各返還請求者に分割された代金の額等の合
計と各返還請求者の確認にかかる接収資金等の純分量を評価した価額の差の割合に
より、各返還請求者に分割したもの。但し前一號により、各返還請求者に分割された
保管資金等の純分量を評価した価額と第二号により各返還請求者に分割された代金
の価額の合計と合して、各返還請求者の確認にかかる接収資金等の純分量を評価し
た価額を認めるものを除く。

前記号により各返還請求者に分割された保管料金額等の純分量を評価した価額と算定により各返還請求者に分割された代金の価額の合計が各返還請求者の確認にかかる接収料金額等の純分量を評価した価額に満たないて且つ、各返還請求者の確認にか

かる接収資金底盤が白金の地金又は製品であるときは、連合國占領軍の管理中に処分された白金の地金及び製品の代金として連合國占領軍から政府に引き渡された金の地金及び銀貨を、^{大蔵大臣は}各返還請求者に分割された保管資金底盤等の純分量を評価した価額と第一号により各返還請求者に分割された代金の純分量の合計と各返還請求者の確認にかかる接収資金底盤の純分量を評価した価額の差の割合により、各返還請求者に分割したるの、^{大蔵大臣は}各返還請求者に分割された代金の純分量を評価した価額の合計と各返還請求者を評価した価額と第二号により各返還請求者に分割された代金の純分量を評価した価額を超過するものと見なす。

六 第一號^{オヨミスガ}第四号により各返還請求者に分割された保管資金底盤等の純分量を評価した価額と第一号により各返還請求者に分割された代金の価額の合計が各返還請求者の確認にかかる接収資金底盤等の純分量を評価した価額に満たないで且つ、各返還請求者の確認にかかる接収資金底盤が金の地金若しくは製品又は銀の地金若しくは製品であるときは、連合國占領軍の管轄中に処分された金の地金及び銀の地金及び製品の代金並びに銀の地金及び製品の代金として連合國占領軍から政府に引き渡された弗貨を、第一號^{オヨミスガ}第四号に

より各返還請求者に分割された保管資金底盤の純分量を評価した価額と第一号により各返還請求者に分割された代金の価額の合計と各返還請求者の確認にかかる接収資金底盤の純分量を評価した価額の差の割合により各返還請求者に分割された代金の純分量を評価した価額としたもの、但し、第一號^{オヨミスガ}第四号により各返還請求者に分割された保管資金底盤等の純分量を評価した価額と第一号により各返還請求者に分割された代金の価額の合計と合して各返還請求者の確認にかかる接収資金底盤の純分量を評価した価額を越えるものを除く。

- 2 大蔵大臣は、該金の完済のところにより、第一項第二号乃至第五号の評価及び第一項第六号乃至第五号の分量を行わなければならぬ。
- 3 保管資金底盤の分量により生じた減耗による損失は、各返還請求者が負担する。
- 4 大蔵大臣は、第一項の規定による分割の際生じた現金の出納及び保管の業務を部下の職員に取扱わせることができる。
- 5 大蔵大臣は、第一項各号の保管資金底盤及び代金を各返還請求者に返還しなければならない。但し、原資は本邦通貨に換えて引き渡すことができる。
- 6 第一項各号に該当しない保管資金底盤は、国庫に帰属する。

(返還の通知等)

第十一条 大蔵大臣は、第八条又は前条第三項の規定により保管貯金庫等を返還しようとするときは、あらかじめ、政令の定めるところにより、その返還請求者にその旨を通知しなければならない。

2 保管貯金庫等の返還手続の細目は、大蔵省令で定める。

(返還に対する不服の申立)

第十二条 前条の通知を受けた者がその返還について不服があるときは、その不服の申立てについては、第六条及び第七条の規定を準用する。

2 前項の不服の申立ては、第六条第一項の趣認に対する不服を以てその理由とすることができない。

(決定の効力)

第十三条 前条の規定による不服の申立てに対する決定は、当該決定があつた時既に返還されてゐる保管資金等に影響を及ぼさない。但し、当該決定にかかる返還請求者が、大臣に損害賠償の請求をすることを妨げない。

(接收資金等に関する権利)

第十四条 接收時に於いて、接收資金等の上に存した権利の上に存した権利は、当該接收資金等にかかる返還請求に際して、たら若くてより返還された保管資金等の上に返還の時から存するものとみます。

2 前項の権利に基く請求は、接收時に於いて被請求者は前項者と第三者との間に成立していた契約上の定に拘らず、その返還された保管資金等の過誤及び面倒を越えてすることとはできな。

3 第一項の場合において、從前の権利に残存期間の定があるときは、当該権利の残存期間は、從前の権利の残存期間とする。

4 第一項の場合において、時効は、接收された日から返還された日まで、進行を停止したものとみなす。

(交易管団等に対する措置)

第十五条 交易管団、日本金属株式会社、社團法人中央勧業銀行協会及び社團法人金銀運營会（以下「交易管団等」という。）が、第四条の規定により返還を請求しようとするときは、左の各号に掲げる区分に従い、請求しなければならない。

- 一 交易管団等が、戦時中政府が決定した金、銀、白金及びダイヤモンドの緊急確保又は回収について、政府の委しよくにより、その実施機關として貰い入れた貴金属等
 - 二 前号の貴金属等のうち、日本金属株式会社が、政府の指示により、配給のため貰い入れた貴金属等
 - 三 社團法人金銀運營会が、戦時中政府が決定した軍票の範囲維持等のための金製品の輸出について、政府の委託により、その実施機關として貰い入れた貴金属等
 - 四 前各号以外の貴金属等
- 2 大蔵大臣は、交易管団等の返還請求について確認をするときは、前項の区分に従い、確認しなければならない。
 - 3 大蔵大臣が前項の確認をしたときは、第一項第一号乃至第三号に掲げる貴金属等にかかる返還請求権は、國庫に帰属する。

（一項の返還請求にかかるべきで確認がかかる貴金属等の買入代金、

4・大蔵大臣は、交易管団等に対し、融資の定めるところにより、又は加工のための手数料及び買入代金に充して昭和二十四年一月一日から支払の日^{翌日}の起する月の末日までの期間について、年三分九厘の割合で計算した全額を交付しなければならない。

(松原や金屬等処理審査会)

第十六条 機関を審査するの處理に關し、左の各号に掲げる事項を審査するため、大蔵省の附屬機関として接收貰金屬等処理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 第五条の規定による確認
- 二 第六条及び第十三条の規定による決定
- 三 第八条及び第十条の規定による返還
- 四 第九条第一項但書の認定
- 五 第十五条の規定により交易當團等に対して交付する金額の算定
- 六 第十条第六項及び第十五条の規定による國庫に帰属したダイヤモンドの売却の方法及び評価
- 七 その他の重要事項
- 八 審査会は、左の各号に掲げる委員十三人以内で組織する。
 - 1 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 一人
 - 2 参議院議員のうちから参議院の指名した者 一人
 - 3 法制局次長
 - 4 法務委員次官
 - 5 大蔵事務次官
 - 6 通商産業事務次官
 - 7 日本銀行總裁
 - 8 學識経験者 六人以内
- 9 前項第八号に掲げる委員については、大蔵大臣が任命する。
- 10 審査会の会長は、委員のうちからその互選を以つて、これを決定する。
- 11 会長は、会務を總理し、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 12 調査審査のため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。
- 13 專門の事項を審査させるために、審査会に専門委員を置くことができる。
- 14 審査会の会長は、委員のうちからその互選を以つて、これを決定する。
- 15 会長は、会務を總理し、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 16 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 17 審査会は、審査にあたり必要なときは、参考人の出頭を求めることができる。

前項の規定により出頭を求められた参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

12 本条に定めるものを除く外、審査会の議事及び運営その他審査会に関する必要な事項は、政令で定める。

(審査事項の処理)

第十七条 大蔵大臣は、審査会の審査の結果の報告に基き、前条第一項各号に掲げる事項を処理しなければならない。

(事務の委託)

第十八条 大蔵大臣は、大蔵省令の定めるところにより、接収金庫等の処理に関する事務の一部を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、その経費は、日本銀行の負担とする。

(時効)

第十九条 返還請求者が第十一條第一項の通知を受けた日から五年以内にこの法律により返還される保管費金庫等を受け取らないときは、その返還請求権は時効により消滅し、その保管費金庫等は国庫に帰属する。

2 前項の場合において、返還される保管費金庫等について訴訟が繰属しているときは、その時効は当該訴訟にかかる裁判が確定するまで中止される。

(略)

第二十一条 第四条の返還の請求に際して、虚偽の請求をした者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(兩罰規定)

第二十一条 法人の代表者、法人又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第四条の返還の請求に際し虚偽の請求をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

第二十二条 大蔵大臣は、この法律の規定により國庫に帰属した保管貴金属等を管理し、又は処分しなければならない。

第二十三条 前条の貴金属等のうち、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、バラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金及びその加工品は、貴金属特別会計に帰属するものとする。

第二十四条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條に次の一号を加える。

十二 接收貴金属等の処理に關すること。

第十七條第一項の表中

| | |
|----------------|---|
| 連合國財產 補償審査会 | 連合國財產補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十八条 の規定に基く再審査の請求を審査すること。 |
|----------------|---|

を

| | |
|--------------------------|---|
| 連合國財產 接取貴金属 等處理審査会 | 連合國財產補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十八条 の規定に基く再審査の請求を審査すること。 |
|--------------------------|---|

第十五條 連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連

合田占領軍に対する引渡しに關する法律（昭和二十三年法律第二百十九号）及び接取貴金属等の放棄等の報告に關する法律（昭和二十七年法律第二百九十八号）は、これを廢止する。

第二十六条 この法律は、公布の日から施行する。

法第五条に基いて大蔵大臣が行う確認方法（案）

第一 確認は、返還請求にかかる貴金属等の種類、形状、數量、品位、品位及び接收の事実について行わなければならないこと。

第二 確認は、返還請求書に添付された証拠書類に基いて行わなければならない。この場合において、大蔵大臣が裏に保管している文書も証拠とすることができる。

第三 前項の規定による証拠がない場合において、保管貴金属等のうち返還請求にかかる貴金属等と同一のものと認められるものがあるときは、その事実に基いて、確認を行うことができる。

第四 種類、形状、數量、重丹及び品位について第一項の証拠又は前項の事実がきまつたことは、左表の区分に従い、確認をすることができる。

| 区分 | 証拠又は事実がなく明らかでない事項 | 合計 | 備考 |
|----------------------------------|------------------------------------|----|----|
| 金、銀、白金 | 1. 1. 合金硬幣（合金製品にあつては、主たる含有貴金属等）の種類 | 否 | |
| 白金族の地金 又はそれらの ものの合金硬 幣等 | 2. 定型、棒、線、糸、粉末及びスクラップ | 否 | |
| | 3. 無の区別 | 否 | |

4 重量

5 品位

6 重丹

合
6. 重丹又は品位が不明で、且つ、保管貴金属等のうち重丹のうちの最小とする。

保管中の種類及び形状のうちのうちの最小のものとする。

| | | | |
|---------|-------------------------|---|--|
| 金及び銀の貨幣 | 1. 1. 金貨又は銀貨の区別 | 否 | |
| | 2. 外國貨幣、本邦貨幣、又は本邦古貨幣の区別 | 否 | |
| | 3. 外國貨幣の場合 | 否 | |
| | 4. 本邦古貨幣の場合 | 否 | |
| その他の区別 | 5. 5. 発行国 | 否 | |
| 金種の区別 | 6. 6. 大判、小判 | 否 | |
| その他 | 7. 7. 製造年次 | 否 | |

保管中の種類及び形状のうちのうちの最小のものとする。

| | | |
|---|--|-------|
| ダイヤモンド | 金種の区別又は製造年次が不明で、且つ、 保管貯金庫等のうちに種類、形狀又は金種 の同じものなく、又は ² によることが できない場合 | |
| | 装飾用又は工芸用の区別 | 否 |
| 1. 装飾用又は工芸用の区別 | 2. 数量 | 3. 重量 |
| 4. 品位 | | |
| 5. 重曹又は品位が不明で、且つ、保管中の ダイヤモンドのうちに形狀又は重曹の同じ ものがなく ³ 又は ⁴ によることができない 場合 | 否 | 否 |

保管中のダイヤモンドで、
形狀の同じもののうち
の最小のものとする。
保管中のダイヤモンド
で形狀及び重曹の同じ
もののうちの最小のもの
とする。

二五 交易管庫及び社團法人中央鑑定活用協会の返還請求にかかるダイヤモンドのうち前各項によつては確認をすることができないものがあるときは、確認にかかるダイヤモンドを法第八条又は法第十条の規定により返還した後、残余の保管のダイヤモンドについて、

て、交易管庫及び社團法人中央鑑定活用協会が接収時において保有していたと認められる數¹（既に確認されたものを除く。）の比率で接分した数量を、各接収されたものとして、確認すること。

株式会社ダイヤモンド製錬等大業する法律案

検院法制局

(この法律の概旨)

第一条 本法律案はイギリスの送還を規定する法律案

(定義)

第二条 この法律では「送還」とは、連合軍の機関による取扱いある軍人又は軍属、又はヤマニン等占有している者から、高價で、これを連合軍の機関の管理下移した行為をいう。

(送還手続の範囲)

第三条 人質人質は、
一、本法律の規定する事項に該当する者
二、本法律の規定する事項に該当する者

送還手続の處理をするときとし、この内の入港、登録、すりあて、小荷管理と
交付はならない。

(送還の請求)

第四条 その日當たる連合軍の士官又は士官候補者(以下「被要求者」という)は
その相続人(本人についでて)その清算人又は合保人固りその法人の被要求者と承認
した法人固りとはその清算人(以下「被要求者」といふ)は、法令の定めるところにより、大副へ
亘へ付し、その被要求されたものヤシシテの送還を請求することができる。但し、命令
連合軍又は連合國占領軍の指令に従って政府がその所轄者に送還した個々者
については、この限りでない。

五、前項の規定による送還の請求は、この法律施行の日から五年を経過したときに以降へ
てはすることができない。

六、被要求された個々ヤシシテの被要求の時、所有者又はその所有者と承認した者(被要求者)
者又はその相続人である者を除く。(は、被要求者はその相続人を第一項の規定によ
ること)

りきの違反されたダイヤモンドの返還と請求しない場合において、有機に規定する
開港後二月以内と定め、該令の施行あるところにより、大蔵大臣は是し、之ヲ開港に係
る内規ダイヤモンドの返還と請求することができる。

4 国内ケ一項又は前項の規定による返還の請求をする場合は、政令で定める官署の
長がするものとする。

(貢求の審査、処理年)

大正五年 大平洋戦争中政事が交渉官員、社團法人由大明運用協會との間に買上並
賣の上手させたり、ヤモンドのニシテヨリヨリ何く原石モアで原狀未だもの、ノハ言
ひ所有するダイヤモンドのうち國々皆有た候るもアガハ後此れをモカナリテス、前
条の規定を適用しない。

(貢求の審査、処理年)

ナ大蔵 大蔵大臣は、ケ田余ガ一項又は次三項の規定による返還と請求があつたときは、
合てよくすみやかに、その請求を審査し、その審査不當と結論する公報製し申のうを
書をもつて通知するともかく、公告しなければならぬ。

(浮走した船金の返還)

きあらざるまうない。

2 大蔵大臣は、前項の場合は、並取扱類又は管轄の本部と連絡ノ後ろ總務省
資料課との十分な協調に憑いて、了りたる所である。

3 大蔵大臣は、其の責の範囲内カリ請求の全部ノ一部を認めたるときは、産業と
併してその旨を選擇なく当該返還の請求をした者へガ一回返還請求書レヒル。ハ
書をもつて通知するともかく、公告しなければならぬ。

(浮走した船金の返還)

ナセタ 大蔵大臣は、前条第一項の規定による強制徴収ノイヤモンドが海關開港税ダイ
ヤモンドの上にあることが判明し、特免したところ、運帶なくこれをその返還請求
書に記載した所である。

ナ入金 オハ祭ギ一ノ度、規定。シテ確認シ候。モリヤモンドハ修改監督アリヤモンドの
ナラニテ、シトガ解説シ、ヘニ皆ミシカツタトニ。当該ナリヤモントニ係る事由
余計一ノ度スナリ。其の返還請求以テ請矣。

二 大蔵大臣は、同様の範囲にて、本支拂本部が青減いたときは、臣等たゞぐの返還請求
ナ有ヒテ書シテ、トナリ。且つ、六月二十日付ナリ。

（不賃ア平文）

不賃ナ大蔵ナ一項、後見、二ノ體者とシムこと、サニ事ナ一體の産ナリ。不賃連
人、前項、シ一演の運送ハナニシ遷拂取成。本院、シテ不賃ナ一ノ段カアリ。又本院本半
六月廿三日、ナヒテ余計ニ譲君しくは同様アニ演の運送ナリ。且々之ヲ直前ハ復ナリ。日本ハ
シテナリの運送ナリ。且々之ヲ公考ナア、たゞハラニ昇火ナリ。シテナリ度カホニシテナリ。故ナ
大蔵大臣に不賃ア申上スル事ナリ。

2 大蔵大臣は、前項の事ナリ。ナヒテ、ナヒテニカツヒナリ。セキ、前立
ニ係る事無事未ヘリ。且つ、同様のノ事ナリ。ナヒテ、ナヒテノ事ナリ。トニ置然ナリ。

ともだ、公告しなオ木ばならぬ。

（訴訟）

ナ十一条 前条第ニ項の決定ハ不賃ナ有る者ハ訴訟を提起シテナリ。前項の規定
定ナリ。ナヒテ、同種の請求を受けて日本ノ一ノ度の運送ナリ。その公債のあつた日から一月以内
ナシナリ。ナヒテ、保し、正当な理由に因りこの期間内に訴訟を提起すること
できなかつたことを陳明したときナリ。シテ限りでない。

（返還の場所）

ナ十一番 拙政解除ダイヤモンドの返還の場所は、拙政の革吏のみつた専門を所轄する
財務局存しくは財務部又は大蔵大臣が指定する日本銀行の本店若しくは支店とする。

（返還請求权の時効）

ナ十二条 返還請求が唐か、ナセナリニ二項の規定による通知を受けた日から五年以内に、
この法律の規定により返還され乍専政解除ダイヤモンドを受け取らなければ、その
返還請求权は、時効により消滅し、その所有権は、國庫に帰属する。

國立公文書館
National Archives of Japan

三

2
す頃の春今においで、三月十九日辰戌酉卯午未酉申戌二ついてその詠歌が傳来し

(四書之解說) 朱子

(ハシマと所有取との関係)

本、これがまた争点となつた。これを新たに所有権をえたものであると解釈してはな

卷之三

第十五卷 指定野營人一等、少校、上士、士官、士卒各一員，隨大軍之行。設置有如之類。

上り御幸に奉陪し天皇御誕生日、御大典御祝賀の吉日等、御嘆生法八月朔二十三

ノルマニヤモンドの書

卷之三

一、題名等々を記入する。手稿の場合は

当する全機関、氣傷病者、戰没者、戰死者の遺族及び未帰還者の留失家族の援護大委員會に於ける事務は、本部の事務の一部である。

ヘ幕审查会の設置又は不設置

代金の使途に閣下より事項を調査審議させられたれど、總理府に接收解除ダイヤモンド懲罰

審査会（以下「審査会」といふ。）を置く

一 人事院の内閣の改組に付する事務は、審査会に請けられた事務なり。

二 財務省の改組に付する事務は、内閣の改組に付する事務。

三 外務省の改組に付する事務は、外務省の改組に付する事務。

四 国有地を賃借する事務は、内閣の改組に付する事務。

五 廿九年的復元たる官署をしめて、内閣の改組に付する事務。

六 はるかの改組に付する事務。

七 大臣の改組に付する事務。

八 宰相の改組に付する事務。

九 務官の改組に付する事務。

十 審査会は、其取扱事務をカモンガの处理に付する事務を審査会に委託し奉り候。

十一 人事院の改組に付する事務は、内閣の改組に付する事務。

十二 財務省の改組に付する事務は、内閣の改組に付する事務。

十三 外務省の改組に付する事務は、内閣の改組に付する事務。

十四 国有地を賃借する事務は、内閣の改組に付する事務。

十五 はるかの改組に付する事務。

十六 大臣の改組に付する事務。

十七 務官の改組に付する事務。

十八 宰相の改組に付する事務。

十九 務官の改組に付する事務。

二十 財務省の改組に付する事務は、内閣の改組に付する事務。

二十一 外務省の改組に付する事務は、内閣の改組に付する事務。

二十二 国有地を賃借する事務は、内閣の改組に付する事務。

二十三 大臣の改組に付する事務。

二十四 務官の改組に付する事務。

二十五 宰相の改組に付する事務。

二十六 務官の改組に付する事務。

二十七 大臣の改組に付する事務。

二十八 務官の改組に付する事務。

二十九 務官の改組に付する事務。

三十 務官の改組に付する事務。

三十一 務官の改組に付する事務。

三十二 務官の改組に付する事務。

三十三 務官の改組に付する事務。

四人以内

二 協議より事務に付する事務を任命する場合に於ける事務。而して議院の同意を得た上札本を有する。

国立公文書館
National Archives of Japan

22

一、政治上，要以毛泽东思想为指导，坚持四项基本原则，坚持改革开放，坚持党的领导。二、经济上，要坚持以经济建设为中心，坚持走中国特色社会主义道路，坚持公有制为主体、多种所有制经济共同发展，坚持按劳分配为主体、多种分配方式并存，坚持社会主义市场经济体制，坚持人民民主专政。三、文化上，要弘扬社会主义核心价值观，加强社会主义精神文明建设，发展社会主义先进文化，建设社会主义文化强国。四、社会上，要构建和谐社会，促进社会公平正义，保障人民民主权利，维护社会稳定和国家安全。五、生态上，要尊重自然规律，坚持绿色发展，建设美丽中国，实现人与自然和谐共生。

我說：「我這人，就是沒有辦法，我就是沒有辦法。」

卷之三

人休矣

墨季レ と云う。)に買ひ上り、セニシイリヤウトドモ、方々の名前、

一 文易當因年六十一歲耳。後官通議郎，不至三司。入為中書舍人，知大晟府事。時有歌者，名曰「歌謡」，多取唐詩入樂，又作新詞，以充其數。有司奏請，令易當考定之。

算出しに金陵

賈上士志願及び花慶賀相引き金の全額に程を下る公費

ナリ交付金を交付されたる日の前日までの日数に応じ、大臣、大臣が銀行の一般貸付

2 大蔵大臣は、前項第一号ヲ認定ニ付る議會大會にて、
志願書類又は確実な資料

（本編の責任）

次二十二年、大藏省より、御内帑金一トメ、大金、米六石と云ふ入金。殊此解然
ナリモ、ノドの修理に資する事必シ。御内帑金一トメ、或時支拂御内帑又は日本銀行に奉仕す
事也。此等を名。

この法律は、明治三十一年十二月二十一日施行の規定と、別に法律で定めた日から施行する。

第三章 第一項表中

（十二等）

卷之三

りその威儀に屈せしめられた事実を行ふこと。

裏面白紙

桜井解除ダイヤ

モード整理審査

桜井解除ダイヤモンド、整理審査(主に)準(前社
モード整理審査

大したこと。

ノモード整理審査(主に)准(前社
モード整理審査

大手次の一品を抱える。

大手 桜井解除ダイヤモンドの整理審査を担当する。

接收貴金属等の処理に関する法律案参考法令

海賊金屬等の処理に関する法律案参考法令四次

四

一、海賊金屬等の数量等の報告に関する法律(昭和二十三年法律第百三十九号).....(一)

二、海賊金屬等の数量等の報告に関する法律の施行に関する省令(昭和二十七年五月九日省令第百二十九号).....(二)

三、連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るヘミ貴金属の

現金の連合國占領軍に対する引渡しに関する法律(昭和二十三年法律第百三十九号).....(三)

四、連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るヘミ貴金属の現金の連合國占領軍に対する引渡しに関する法律による責任(昭和二十五年六月五日省令第百二十九号).....(四)

五、民法へ明治二十九年法律第百三十九号抄.....(五)

六、内閣機関令へ昭和二十三年勅令第百三十九号抄.....(六)

七、支易官署法へ昭和十八年法律第百三十九号抄.....(七)

八、行政事件訴訟特例法へ昭和二十三年法律第百三十九号抄.....(八)

(五三)

九. 貴金属特別会計法（昭和二十四年法律第34号）抄.....(金六)

十. 時時貴金属数量等制御令（昭和二十一年勅令第210号）.....(五八)

+ i. Release of Controls of Japanese - Owned Maritime

Precious Metal and Diamond Stockpiles (Memorandum)

5. April, 1952) (六〇)

接收貴金属等の数量等の統計一覧する法律（昭和二十一年法律第210号）

（目的）

第一条 この法律は、連合国占領軍に接収され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金属等に因して、接収の事実、数量等を確認し、返還その他の措置を講ずることに資するため、附則と後する二、三目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「貴金属等」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの純金及び加工品並びにタイヤモント等の加工品という。

第二条 この法律で「本邦」とは、本州、北海道、四國、九州その他の大蔵省令で定められた附島島嶼等いう。

第三条 この法律で「接収」とは、連合国占領軍に属する权限ある軍人又は軍艦か、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した

(一)

行為をいう。

(二)

(報告)

第三条 本邦内においてその占有に係る貴金属等を接収された者へ以下「被接收者」という。又はその相属人へ法人については、その済算人又は合併に因りその权利義務を承継した法人若しくはその済算人へは、昭和二十七年八月三十日までに、大蔵省令で定めるとところによれば、当該貴金属等の種類、品目、形状及び数量その他の該貴金属等の接収の事実を示す手帳を大蔵大臣に報告しなければならない。

2 国公などの占有に係る貴金属等を接収された場合には、接収の所において当該貴金属等を管理していた官署又はその官署から当該貴金属等を引き離し、大蔵省の長は、前項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

3 前二項の規定による報告には、連合国占領軍に属する权限ある軍人又は軍属の悉給した当該貴金属等の受領書の写と他の接収の事実を証明するに足る書類、

六二

接収に係る貴金属等の種類、品目、形状及び数量その他の当該貴金属等を識別するためには手ひき事項を証明するに足る書類並びに当該貴金属等がその者の占有に属していしたものであることを証明するに足る書類と添附しければならない。

4 被接收者若しくはその相属人が第一項の報告をして死亡した場合において、その相属人かないときは、又は被接收者である法人若しくは合併に因りその权利義務を承継した法人が解散した場合において、同項の報告がされる前にその清算が終つたときは、当該貴金属等の所有者は、第一項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、第三項中「その者の占有に属してい」とあるのは、「その者」を所有している」と読み替えるものとする。

(罰則)

(三)

(四)

第四条 前条第一項又は第四項の規定による報告に際して虚偽の報告をした者は、

六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、当該行為者を罰する外、その法人又は人に対する前項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督を尽されたことの証明が立たないときは、その法人又は人についても、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4
3

◎大臣命令第十九十九号

接収貴金属等の数量等の報告に関する法律第二百九
二項及び第三百六一項の規定に基き、接収貴金属等の
数量等の報告に関する法律の施行に関する省令を次の
よう定める。

昭和二十七年八月五日

接収貴金属等の数量等の報告に関する法律の 施行に関する省令

(実施)

第一条 この省令(接収貴金属等の報告に関する法律(昭和二
七年法律第二百九十八号。以下「法」という。)第
二百九第一項に規定する貴金属等及び同条第百三項に規
定する接収をいう。

(附島嶼じよの範囲)

第二条 法第二条第二項に規定する附島嶼じよとは、

本州、北海道、四國及び九州に附屬する島嶼のうち
に構成する島嶼以外の島嶼をいう。

ノ 千島列島(硫球諸島を含む。)

別紙書式

接收貴金属等数量界報告書

(用紙B4 横362ミリメートル)
(縦257ミリメートル)

提出年月日 昭和 二 月 日

大臣大臣

取

住 所

販業又は業種

氏名又は商号

報告事務担当者の名

電話番号

接收貴金属等の数量等の取扱い業種（昭和
27年法律第28条第2項の規定による）、次の
とおり報告します。

1 接收の時期

2 接收の場所

3 連合国占領軍の接收担当官の前田修武、身分及

び氏名

2 小笠原諸島、硫黄列島、大東諸島、沖縄島、

南鳥島及び中鳥島

3 他の島

4 北緯30度以南の南西諸島

（報告）

第三条 本年二月八日より接收された貴金属等の
数量等を報告せらうとする者は、同条に規定する期
限すなはり。別紙書三に付する「接收貴金属等数量界報
告書」をその者の住所地く國か~~法~~第三条第二項の欄
内に記入し、これを管轄する取締役局長（当該所在地
に存する、直轄部の区域が政務部の区域内であると
きは政務部長）に提出しなければならぬ。

第二条

この命令は、公布の日から施行する。

（六）

4. 以上をきは、その接收行為のあつたたひこと、
分けて作成すること。

5. この報告書は、又通を作成して、報告者の住所
地を當聽する販賣局長又は販賣部長に提出すること。

ちが、本店、本支店等の接收貴金属等について
は、本店又は本社で一括し、本店又は本社の所在
地を當聽する販賣局又は販賣部に報告すること。

3. 報告者が法第3条第2項に規定する官署の長で
あるときは、「住所」、「取扱又は業種」と「
氏名又は商号」欄には、それぞれ官署の所在地、
官職及び氏名を記載すること。

4. 第4欄には、接收相当官の簽名した更換證の有
無、立会人の有無（立会人があるときは、その身
分及び氏名）等接收の経緯を詳細に記載すること。

5. 第5欄には、附表の合計枚数のみを記載すること。

6. 第6欄には、所有者から人以上あるときは、所有
者別に所要事項を列記し、所有者名の前に、それとの
所有に係る分を記載した附表の裏面を記載すること。
へ
九
✓

4. 交付手続

5. 接收貴金属等の明細、附表、接收貴金属等数量
等明細表（本文）参照

6. 海岸貴金属等数量等報告令（昭和21年勅令第2
25号）による報告の提出の有無（報告した場合
においては、報告者の提出年月日及び報告担当者
の私、妻、夫又は商号）

7. その他接收の事実の確認に関する事項

8. 報告者が接收貴金属等の全部又は一部についア
所有者でない場合においては、所有者の住所、工
業、夫又は商号及び報告者との關係

9. 報告者が被接收者の相続人（法人については、
その清算人又は合併に因りての権利義務を承継し
た法人若しくはその清算人であるときは、その名
前）

10. 報告者が被接收者以外の者であるときは、その
旨及びその者がこの報告書を提出する理由

11.添付書類の種類及び枚数
(記載上の注意)

12. この報告書は、接收か又は以上にわたつて行
へ
八
✓

(カ) 外国銀貨
 (8) 白金の地金
 (9) 白金族(白金と隣く。)の地金
 (10) 青金石の合金の地金
 (11) タイヤモンド(工業用)
 (12) タイヤモンド(装飾用)
 (13) 青金石及びタイヤモンドの加工品

内
4

ノ 箍と横から第ノノ欄までには、該当する事項
 かすいときは、「該当なし」と記載すること。
 ノ 第ノノ欄の添附書類とは、法ガ3点ガ3項
 (同表ガ5項において専用する場合を含む。)
 に規定する添附書類とする。

(附表) 接收貴金属等数量明細表

總括表(ノは何某所有分)第 葉

| 貴金属等 の区分 | 組分 | 貴金属 等の種類 | 含有貴金属等の内訳 | | | その他の 貴金属等の 識別と参考 とする事項 | 備考 |
|-------------|----|-------------|-----------|----|----|---------------------------------|----|
| | | | 純量 | 品位 | 純量 | | |
| (1) 金の地金 | | | | | | | |
| 外本邦金貨 | | | | | | | |
| (1) 新金貨 | | | | | | | |
| (2) 旧金貨 | | | | | | | |
| (3) 本邦古金貨 | | | | | | | |
| (4) 外國金貨 | | | | | | | |
| (5) 銀の地金 | | | | | | | |
| (6) 外邦銀貨 | | | | | | | |

へ一〇へ

(記載上の注意)

1 この表は、接收された当時の所有者別に作成した
 ものとし、所有者から人以上あるときは、同一書式
 による總括表を附し、通し番号を附すこと。

2 「貴金属等の区分」欄には、同欄の区分に従って
 該当するものののみを同欄の箇号とともに記載すること
 にし。

(白金を除く。)の地金については、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの区分に従つて細分したものと記載すること。

6 「貴金属等の個数」欄には、たとえば、地金については何塊又は何本、貨幣については何枚、ダイヤモンドについては何個等と記載すること。

7 「含有貴金属等の内訳」欄には、できるだけ正確に記載することとし、ダイヤモンドについては、該筆の欄にカラット数と記載すること。

8 「その他当該貴金属等の識別上考慮とする事項」欄には、その貴金属等と他の同種の物から識別するのに役立つ事項（たとえば、特殊の刻印、番号、さすはダイヤモンドの形状等）を記載すること。

9 「細分」欄以下の各欄には、該当する事項か

ら「新金貨」、下丸の区分、ナッカ金貨と旧金貨とに分けて記載し、新金貨及び旧金貨以外の本邦金貨は、本邦古金貨として整理すること。

10 「新金貨」とは、明治30年以降の年号を有する銀貨の模様のすり20円、10円及び5円の各金貨とする。

11 「旧金貨」とは、明治3年から明治30年までの年号及び銀貨の模様のめ320円、10円、5円、2円及び1円の各金貨とする。

12 本邦銀貨中に古銀貨（朱銀、又朱銀、一分銀、二分銀、一分銀等）を含むものとする。

13 「細分」欄には、「貴金属等の区分」欄に記載された区分の細分類（たとえば、地金については、形態別（塊、線、管、棒、板等の区分）に、合金の地金については、含有貴金属等の種類別を、貨幣については、断面別、発行年別、外國貨幣の発行、国別を、加工品については、その種類別に宛設する等）ができるだけ詳細に記載し、白金属

ないときは不明であるときは、それされ「該当
なし」又は「不明」と記載すること。

六五

○連合国占領軍の管理下から解除了された貴金属等に付るべき
貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡しに関する法律

(昭和二十三年六月十日)
(法律第二百十九号)

（貴金属の地金の引渡し）

第一年 大蔵大臣は、連合国占領軍の管理に付する貴金属へ金、銀、白金、ルテニウム、ロシウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンを以つ。以下同じ。この地金、台金若しくは製品は大蔵大臣の指定する貴石へ以下貴金属等という。が、その管理下から解除了された場合に付いて、連合國最高司令官の指令に基き、政府が、これに付する貴金属の地金を連合国占領軍に引渡さなければならぬときは、貴金属特別会計に属する貴金属の地金を連合国占領軍に引渡すことができる。

（受益者の給付義務）

(一五)

(一六)

第二条 前条の規定により、大蔵大臣が貴金属の代金を、連合国占領軍に引渡したときは、同条に規定する貴金属等の解除を受けた者へ以下受益者という。これは、大蔵大臣の引き渡した貴金属の代金と相当する金額を國庫に納付しなければならない。

又 前項の規定による交付金の回廊にあります整理に関する事項は、貴金属特別会計に属する貴金属の地金が売却された場合の例による。

又 大蔵大臣は、前条の規定による貴金属の代金を引渡したときは、その引渡した貴金属の代金の種類、数量との他に要旨を受取者に通知しなければならぬ。

又 第一項の規定により受益者が國庫に納付する場合における納期限は、大蔵大臣が前項の規定を発した日から三十日とする。但し、当期限内に納付することができ困難とする特別の事由があるときは、大蔵大臣は、受益者が申請により、

その納付を困難とする金額について、前項の通知を発した日から六箇月の期間

得にありて、二ヶ月猶豫を定める。

又 第一項の規定による納付金は、支拂済未分の、主として三箇月以内にかかる。場合において、取扱の責任は、國庫に於てもいとする。

又 納付金の算出方法

又 三條前条第一項の規定による交付金の金額は、第一条ハ貴金属の代金の引渡の規定により大蔵大臣から承認した貴金属の代金の当該契約の日にかけて保証額より計算した金額とする。但し、当該金額によることを不適当認為され、大蔵大臣は、当該日に於ける解説された貴金属等の該則価格により算出した金額とする。

又 受益者との回収の整理

第四条 受益者が、第二条第一項ハ「受益者の回収納付」の規定による交付金の全部又は一部を國庫に納付したときは、大蔵大臣が第一条の規定により連合国占領軍に引き渡した貴金属の代金の全部又は一部は、その納付した金額の割合に

(一七)

(一八)

応じて、二月と貴金属特別金針から当該受益者に売り渡し、当該受益者から連合國占領軍に引き渡したものとみます。

（受益者の承認人に対する措置）

第五条 第一条「貴金属の地金の引渡し」の規定により大蔵大臣が貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡すまで、受益者が死んだり、又は解散により消滅した場合においては、第三条の規定の適用について、当該受益者の被引渡等を承認したものと見做します。

又、前項の場合にかいて、被引渡等を承認する者たゞ以上あるときは、その承認する者は、連帶して第三条第一項「受益者の國庫給付」の規定による納付の義務に任するものとする。

附 則

第六条 この法律が公布の日から、これを施行する。

第七条 昭和二十一年勅令第五百四十二号「ソウル宣言の趣旨に伴い終する命令」に

記入

六

開する件に基く連合國占領軍に対する管理下から解説された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡しをすに因する件、昭和二十三年大蔵省令第ニ十一号。以下「田令」という。但是、これと蒙上する。

又、この法律施行前にかいて、大蔵大臣が田令第一号の規定に基づいていた貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡しは、これを第一号の規定に基づいていたものとみます。

又、第五条の規定は、大蔵大臣が田令第一号の規定に基づいて、貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡した場合において、受益者がその引渡しから後この法律施行までの間にかいて死亡し、又は解散により消滅したときに、これを準用する。

又、第二条から第五条まで及び前項の規定は、この法律施行の前にかいて、大蔵大臣が、田令第二号の規定に基いて、金、銀又は白金等の取引等取締に関する勅令（昭和二十年勅令第五百七十七号）による大蔵大臣の使用の許可があつた

（一九）

(二〇)

べきにおいて、貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡した場合に、これを單用する。但し、この場合において、第二条中「貴金属等の解説を受けた者」とあるのは「貴金属の地金又は合金の使用の許可を受けた者」と、第三条中「当該解除の日における統制価格」とあるのは「当該許可の日における統制価格」と読み替えるものとする。

連合國占領軍の管轄下から解説された貴金属等に代るヘミ貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡しに関する
法律による責

石へ昭和二十五年大藏省告示第八百二十五号)

連合國占領軍の管轄下から解説された貴金属等に代るヘミ貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡しに関する法律へ昭和二十三年法律第百十九号)や一九の規定による貴石と、次のよう指定する。

ダイヤモンド

(二一)

民 法 へ 明治二十九年法律第八十九号レ抄

(ニニ)

第百十二条 解散シタル本人ノ財産ハ清算又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス

定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰属権利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メカリシトキハ理事ハ主幹官守ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為ニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス前二項ノ規定ニ依リテ処分セラシタル財産ハ回収ニ帰属ス

第七十八条 清算人ノ風勢不ノ如シ

一 理財ノ結了

二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨済

三 残余財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ風勢ヲ行フ迄メニ必要ナル一切ノ行拂ヲ為スコトヲ得

第八十二条 法人解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

内ウ

裁判所ハ何時ニテモ清算ヲ以テ前項ノ監督ニ付すナル検査ヲ為スコトヲ得

第八十三条 清算が終了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主幹官守ニ届出ソルコトヲ要ス

第一百四十七条 時效ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス

一 請求

二 差押、仮差押又ハ仮処分

三 承認

第一百五十七条 中断シタル時效ハ其中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ

始ム

裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時效ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ

始ム

第二百四十四条 附合シタル動産ニ付主幹ノ追刑ヲ為スコト能ハカルトキハ各動産ノ所有者ハ其附合ノ當時ニ於ケル價格ノ割合ニ応シテ合成功ヲ失有ス

(ニニ)

(二四)

第二百四十五条 前二条ノ規定ハ各別ノ所有者ニ属スル物カ混合シテ識別スルコト無ハサルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百五十二条 各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ共有物ニ變更ラムフルコトヲ得ス

第二百五十三条 共有物ノ管理ニ關スル事項ハ前条ノ場合ヲ除ク外^各共有者ノ持分ノ價格ニ従ヒ莫過半数ヲ以テ之ヲ決ス但保存行為ハ各共有者之ヲ為スコトヲ得
第二百五十三条 各共有者ハ其持分ニ底シ管理ノ費用ヲ於ニ其他共有物ノ負担ニ在ス其有者カ一年外ニ前項ノ義務ヲ履行セサルトキハ他ノ共有者ハ前当一償金ヲ松ヒテ其者ノ持分ヲ取得スルコトヲ得

第二百五十四条 共有者ノ一人カ共有物ニ付キ他ノ共有者ニ對シテ有スル債權ハ其特底承認人ニ對シアモ之ヲ行フコトヲ得

第二百五十六条 各共有者ハ何時ニテモ共有物ノ分割ヲ請求スルコトヲ得但五年ヲ超エサル期間内分割ヲ為ササル契約ヲ為スコトヲ防ゲス

・、裁判ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ裁判ノ所ヨリ五年ヲ超エルコトヲ得ス

第二百五十八条 分割ハ共有者ノ為義理ハサルトキハ之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

・、裁判ノ場合ニ於テ裁判所以テ分割ヲ為スコト能ハサルトキ又ハ分割ニ因リテ著作権其衡格ヲ損スルアルトキハ裁判所ハ貢聴者ヲ命スルコトヲ得

・、六千六百六十米 共有物ニ付キ裁判ヲ有スル者及ヒ各共有者ノ債務者ハ自己ノ費用ヲ以テ分割ニ參加スルコトヲ得

・、裁判ノ確定ニ依リテ参加ノ請求アリタルニ拘ハラス其参加ヲ得タスシテ分割ヲ為シタルトキ八月分割ハ之ヲ以テ参加ヲ請求シタル者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二百五十九条 分割ヲ結了シタルトキハ各分割者へ其更ケタル物ニ關スル證書ヲ保存スルコトヲ要ス

天有者一同又ハ其中ノ數人ニ分割ニタル物ニ關スル證書ハ其物ノ最大部分ヲ受

ケタル者之ヲ保存スルコトヲ要ス

(二六)

前項ノ場合ニ於テ最大部分ヲ受ケタル者ナキトキハ分割者ノ協議ヲ以テ證書ノ保存者ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ裁判所之ヲ指定ス
證書ノ保存者ハ他ノ分割者ノ請求ニ応シテ其證書ヲ使用セシムルコトヲ要ス
第大百九十七条 義務ナクシテ他人ノ為メニ事務ノ管理ヲ始メタル者ハ其事務ノ性質ニ従ヒ最モ本人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其管理ヲ急スコトヲ要ス
管理者が本人ノ意思ヲ知リタルトキ又ハ之ヲ指知スルコトヲ得ヘキトキハ其意思ニ終ヒテ管理ヲ急スコトヲ要ス

六八

開鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)

(肉類税肉の指定)

第一 条二の命令において開鎖機関とは、その本邦内における業務を停止し、その本邦内に在る財産の清算をすべきものとして大蔵大臣及びその業務に係る行政の所管大臣(以下所管大臣という。)の指定する法人その他の団体をいう。
前項の指定は、告示により、これを行つ。

(業務の範囲)

第二条 開鎖機関は、第一条の規定による指定があつた日(以下指定日といふ)以後は、大蔵大臣及び所管大臣の特に指定する業務(以下指定業務といふ。)を除く外、その業務を行ふことをさす。

三 指定業務は、大蔵大臣及び所管大臣の監督に属する。
四 指定業務の指定及びその解除は、告示により、これを行つ。
五 指定業務に変更を生ずべき行為の禁止

(二七)

(二九)

第四条 何人も、指定以後は、関銭機関の販賣上の取引義務に変更を生ずべき行為をすることを許さない。但し、第十条第一項に規定する特殊清算人の取引の銀行に係る行為については、この限りでない。

又、前項の規定に違反してさした行為は、これと無効とする。

（解散、清算）

第八条 外國法人等の関銭機関へ指定日以前に解散したものと除く。又は、同一の規定による指定に因り、指定日に並びて解散する。

又、外國法人等の関銭機関は、解散の後も、指定義務及び清算の目的範囲内並びに本邦内に在る販賣以外の販賣に対する關係においては、なお存続するものとみなす。

3、外國法人である関銭機関に対して他の法令の規定によりなされた營業の又は營業に係る認可許可又は免許その他の処分は、指定日において、その効力を失う。

（特殊清算人）

第十八条の二 関銭機関の清算、以下特殊清算人といふ。ニカ新令のシの

ところに于し、これを用う。

又、特殊清算人は、大臣大臣の監督の下に

（特殊清算人）

第十九条 特殊清算人は、大臣大臣の監督下に特殊清算人を二つ以上行う。

又、大臣大臣は、特別の事情があると認めるときは、特殊清算人を解任することができる。

又、大臣大臣は、オーナーの規定により特殊清算人を選定し又は前項の規定によりその責任をしたときは、その旨を公告する。

（特殊清算人の取扱权限）

第十条 特殊清算人の取扱は、左の通りとする。

一 球券の急速買結

ニ 賦産の管理及び処分

三 債权の取扱及び債券の弁済

四 廉余賦産の処分

五 指定委託の執行

之 損失清算人は、前項の賦産を行つた後、一切の裁判上又は裁判外の行為を実行する权限を有する。

六 特殊清算人の代表权

第十条の二 特殊清算人は、司機監査士代表する。

之 特殊清算人については、民法ハ明治二十一年法律ハ十九年法律ヲハナラシノ百八条ハ自己契約又は双方に種の禁止の規定ニシテ適用しない。

七 指定委託、特殊清算に関する指示、承認

第十条の三 特殊清算人且、何時でも、大蔵大臣に対して指定委託又は特殊清算に付した事項につき、當天又は承認を要せんとする旨を示す。

- 八 特殊清算人は、前項の指示又は承認に従つてあらかじめ行無つては、その責に任じない。但し特殊清算人にてて不履行した場合は、この限りでない。
- 九 大蔵大臣は、指定委託に關して、シ一端 指示又は承認と同様とする旨又は所管大臣と商議してなければ、うさぎ。
- 十 所管大臣と商議してければ、うさぎ。

八 債務弁済に関する指示

- 十一 第一項債務の償還又は他の債務を消滅させる行為については、六十一年の二の規定に該当する場合を除く外、他の法令にかかるず、その方は、金額、時期及び額位について、大蔵大臣の指示に従わざりとは至らない。
- 十二 大蔵大臣は、前項の指示を受けては、一般社会の經濟秩序の保持を旨とし、特に予金者等小額の債権者の利益を考慮し、且つ、債権者間の衡平を害しないよう留意しなければならぬ。

九 廉余賦産の処方法

第十九条の二 肉類機関の廉余賦産の処分については、特殊清算人は、払い込み

(三〇)

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

(三二)

た株金額又は出資の価格の割合に応じて、これを株主又は社員その他の構成員に分配しなければならぬ。

前後の対をなすことから二つ：

新編夷語

十九年の三月既に清算事務が終つたときは、伊藤清鼎人は、通常のく清算報告書並びに在外活動の報告書及び十九年十二月又は二月又は三月の現状による財産の留保とした開港税金にあつてはその附屬書を作り、これが大蔵大臣に提出してこの承認をうけたのである。

ハ利害關係人か特殊清算事務に異議があるときは、一ヶ月以内に事由と具して大臣に申し出るべき旨を公告して、且つ、決算報告書及びその附属書、開鎖機関の帳簿並びに營業若しくは事業反し特種清算に関する重要書類を、その

外
九

卷之三

この間は、二十九場合において第一場合で被災した患者が在宅活動用錠を開け、一たび外へ出た後又は三度又は四度の発火による火災の関係をした開錠機関にかゝる事例が大半と書かれ及むテニ項目中「次第駆逐等の」附馬署、開錠機関の張設並ひ「被災者、人身事案及び特殊消滅に因づる運送費」であるの付「運送引継費

三

(三四)

告書」と読み替えるものとする。

ヘ特殊清算結了の公告及び登記、

十九条の四 特殊清算が結了したときは、特殊清算人は、前条第一項の承認があつた後、遅滞なくその旨を公告し、本店又は主たる事務所の所在地においては二週間、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間に、特殊清算行ったの登記をしなければならぬ。

外 10 中 10

天皇憲法改へ昭十八年法律第二十六号)

第一章 総 則

第一條 交易團ハ戰時ニ際シ國策経済總力ク増強ヲ圖ル為交易ノ統制運営ヲ馬スト茲ニ重要物資ノ貯蔵ヲ確保及増強シ並ニ財政重要物資ノ利用ヲ有効具道切ナラシムルコトヲ目的トス

交易團ハ法人トス

本法ノ重要物資ノ範囲ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 交易團ハ至タル事務所ヲ東京市ニ置ク

交易團ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 交易團ノ資本金ハ三億円トシニテ三百萬口ニ分ケ一口ノ本資金額ヲ百四十万円ノ資本金ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第四條 交易團ハ出資ニ付シ出資證券ヲ發行ス

前項ノ出資證券ニ關シ必要な事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(三五)

第五條

(三七)

政府ハニ億五千萬円ヲ交易團團ニ出資スベシ
前項ノ出資ハ國債証券ヲ交付シテ之ヲ萬スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債証券ノ交付價格ハ購入ヲ參照シテ大臣大臣之ヲ
定ム

政府ノ引受ケタル出資ノ出資金松込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金松込ト之ヲ異ニス
ルコトヲ得

第六條 交易團團ハ足敷ヲ以テ出資者ノ資格ヲ制限スルコトヲ得
第七條 交易團團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ交易團團ニ松込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ計減スルコトヲ得ス
第八條 出資者ハ交易團團ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ譲渡スルコトヲ得

第九條 松込ヲ怠リタル出資者ニ对于交易團團カ一月以上ノ相当ノ期間ヲ定メ松
込ノ請求ヲ属シタルニ拘ラス出資者が松込ヲ為サセルトキハ交易團團ハ政府ノ
認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ処分スルコトヲ得

内
11

交易團團ハ持分ノ処分ニ依リテ得クレ金額ヨリ荷物全額及足敷ヲ以テ定ムル達
内金ノ額ヲ控除ノクル金額ヲ從前ノ出資者ニ松底スコトヲ要ス
持分ノ処分ニ依リテ得タル金額ケ葉的金額ニ端タナル場合ニ於テハ交易團團ハ
從前ノ出資者ニオシ不足額ノ補償ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ハ交易團團ケ損害賠償及足敷ヲ以テ定ムル達約全ノ請求ヲ為スコ
トヲガケテ

出資者ウ第一項ノ期間内ニ松込ヲ為ササルトキハ交易團團ハ其ノ出資者ニオシ
一週間以内ニ出資証券ヲ交易團團ニ提出スヘキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場
合ニ於テ既出ナシ本資証券ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ交易團團ハ連帶ナク欠款シタル出資証券ノ権利並ニ其ノ出

資ノ返却及復元ヲ公告スルコトヲ要ス

第十條 交易團團ハ足敷ヲ以テ左ノ事項ヲ相足スヘシ

一 目的

(三七)

一 名称

三 事務所ノ所在地

四 資本金額、公資及資産ニ關スル事項

五 備員ニ關スル事項

六 業務及執行ニ關スル事項

七 会計ニ關スル事項

八 公告ノ方法

定款ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第十一條 交易營團ハ勅令ノ定ムル前二依リ登記アナスコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ轉抗スルコトヲ得

第十二條 交易營團ニハ營業税ヲ課セズ

第十三條 交易營團ニ付解散ヲ要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ处置ニ

開シテハ副ニ法律ヲ以テ之アヌム

第十四條 交易營團ニ非ザル者ハ交易營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ
許ス

第十五條 民法第四十條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非該事件手
續法第三十五條第一項ノ規定ハ交易營團ニ之ヲ準用ス

第二章 職員

第十六條 交易營團ニ從属トシテ總裁一人、副總裁二人、理事五人以上監事三人
以上及部議員若干人ヲ置ク

總裁ハ交易營團代表ニまノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ交易營團代表ニ總裁ヲ輔佐シテ交易營團ノ業
務ヲ掌理シ總裁事務アルトスハ其ノ服務ヲ代理シ總裁副員ノトキハ其ノ服務ヲ
行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ交易營團代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ交易營

團ノ業務ヲ掌理シ總裁及副總裁共ニ事務アルトキハ其ノ業務ヲ代理シ總裁皮圖

總裁夫ニ課員了ルトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ交易團ノ業務ヲ監査ス

詳議員ハ交易團ノ業務ニ因スル重要事項ニ付總裁ノ諮詢ニ応ジスハ總裁ニ對

シ意見ヲ述べルコトヲ得

第十九條 総裁、副總裁及監事ハ他ノ形業ニ從事スルコトアリ但シ政府之ヲ命令ス

總裁、副總裁及監事ノ任期ハ三年、監事及詳議員ノ任期ハ二年トス

第二十條 総裁、副總裁及監事ハ定期ノ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ因シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス权限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ

得

第二十一條 純資、副總裁及監事ハ他ノ形業ニ從事スルコトアリ但シ政府ノ認可ヲ要ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 交易團ノ從業員ノ他ノ職員ハニア法令ニ依リ公爵ニ従事スル私員ト

内
外

販賣大

第三章 業務

第二十三條 交易團ハ社ノ業務ヲ行フ

一 売賣ノ輸出及輸入並ニ之ニ伴フ当該初資ノ買入及賣出

二 重要な初資ノ保管、買入及賣出

三 第二号ノ業務、附帶之此業務

交易團ハ政府ノ認可ヲ受ク前項ノ業務ノ外交易團ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フト許

第廿二條 交易團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ契約ニ依リテ之ヲ行フベシ

第廿三條 交易團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ契約ニ依リテ之ヲ行フベシ

(四〇)

其ノ他ノ団体ヲシテ前條第一項ノ業務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得 (四二)

前條第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ法人其ノ他ノ団体ク同様第一項ノ業務ヲ取扱フ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依リ同項ノ法人其ノ他ノ団体、又同項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ同項ノ法人其ノ他ノ団体ノ役員又ハ使用人ニシテ同項ノ業務ニ從事スルモノハ之ヲ交易營團ノ當該業務ニ從事スル職員ト看做ス

第二十三條 交易營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ物資ノ生産、輸出、輸入、販売又ハ保管ヲ兼トスル者ヲシテ交易營團ノ所有スル重要物資ノ保管ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ保管ニ要シタル費用ハ交易營團ノ負担トス

第二十四條 交易營團必要アリト認ムルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ職員ヲシテ前項ニ掲クル者ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査センムルコトヲ得

交易營團前項ノ規定ニ依リ職員ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ同項ノ規定ニ

依ル認可アリタルコトヲ證スル書面及其ノ貸付アズ又ス證書ヲ携帶センムヘン
第四章 金計
第二十五條 交易營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス
第二十六條 交易營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ賛産目録、貸借状況表及摘要計算書ヲ底成シ定期ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置フコトヲ要ス
第五章 監督及補助
第二十七條 交易營團ハ政府ヲ監督ス
第二十八條 交易營團ハ業務開拓ノ際業務ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受ケシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ
第二十九條 交易營團階入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケシ

第三十條 交易官團利餘金ノ処分ヲ為シントスルトキハ政府ノ認可ヲ要クベシ (四四)

第三十一條 交易官團ハ命令ノ足ムル所ニ依リ利餘金中ヨリ準備金ノ積立ヲ為スベシ

第三十二條 交易官團ノ毎事業年度ニ於ケル配当シ博ヘキ利餘金額外政府以外ノ出資者ノ払込資金額ニ計シ年百分ノ四ノ割合ニ達セシトニハ政府ハ之ニ違セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ政府以外ノ出資者ノ払込資金額ニオノ年百分ノ四ノ割合ニ相当スル額ヲ第ニ号ノ業務ノ為替入シタル借入金ノ利息ニシテ業務事業年度ニ於ケル支拂シタル額ノ合計額ヲ超エルコトヲ得ス

毎事業年度ニ於ケル配当シ博ヘキ利餘金額外ノ出資者ノ払込資金額ニ計シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ日ノ起過額ハ年ノ二ノ割率ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ソベシ

前項ノ準備金中損失ノ額又ハ配当準備ノ賃シタクノ金額、候事業年度ニ於ア

内 12

ル第一項ノ規定ヲ依ル補給金ノ計算ニ付テ、ニテ配当シ博ヘキ利餘金ト層級ス

第三十三條 交易官團ハ毎事業年度ニ於ケル配当シ博ヘキ利餘金額ニ計シ年ノ規定ニ依リ償還ニ充ソヘキ金額アルトキ、ナガリ超過シタル額ト又以下目ジ)が政府以外ノ出資者ノ払込資金額ニ計シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過セシルトキハ政府ノ出資ニシテ利餘金ノ配当ヲ為スコトヲ要ス

交易官團ハ毎事業年度ニ於ケル配当シ博ヘキ利餘金額カ払込資金額ニ計シ年百分ノ四ノ割合ニ達セサル場合ニテテ政府以外ノ出資者ノ払込資金額ニ計シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ政府ニ配当スベシ

第三十四條 交易官團ノ第三十二條第一項ノ規定ニ依リ優クル補給金ハ法人税法ニ依ル所得及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ノ益金ニ算入セバ

第三十五條 政府ハ交易官團ニ付シ第三十二條第一項第一号ノ輸出及輸入ニ伴フ価格差額ヲ補償スル為価格差額補償金ヲ交付スルノ契約ヲ為スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基テ交付スベキ価格差額補償金ノ總額が帝国議会ノ協賛ヲ經

タル金額ア居エザル最圓内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス。
四六

第一項ノ価格差額ヲ決定スル基準ハ政府之ヲ定ム。

第三十文保 政府ハ交易團團ニ對シ業務及產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシ人検査
ヲ爲シ度ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ处分ヲ爲スコトヲ得。

第三十七條 政府ハ交易團團ノ役員ノ行為が法令、定規又ハ政府ノ命令ニ違反シ
タルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他交易團團ノ業務運営上役員ヲ不適當ナ
リト認ハルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得。

第六章 國則

第三十八條 左ノ各号ノ一二該者又ル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス。

一 正當ノ事由ナフシテ第二十三條第一項ノ規定ニ依ル保管ア爲サル者

二 第二十四條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ漏サヌ又ハ虚偽ノ報告ヲ漏シタル者

三 第二十四條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケヌハ忌避シクル者

第三十九條 人又ハ法人ノ代理人、戸主、承継、同居者、雇人度ノ他ノ從業者が

貪ノ人又ハ法人ノ業務ニ關シ前條第一号又ハ第二号ノ違反行為ヲ爲シタルトキ
ハ其ノ人又ハ法人ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故テ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ
得べ

第四十條 第三十九條第一号及第二号ノ罰則ハ其ノ若ク法人ナルトキハ理事、取
締役又ノ他本人ノ業務ヲ執行スル役員ニ 未成年者又ハ實業者ナルトキハ其
ノ若是代理人ニ之ヲ適用ス但ノ營業ニ關ノ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條 且ノ場合ニ於テハ交易團團ノ總裁、副總長、理事又ハ監事ヲ千円以
下ノ過料ニ科ス

一 本店ニ依り政府ノ認可ヲ更フベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ更ケサルトキ

二 本店ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第二十一條第四項ノ規定ニ違反シ政府ノ一定ムル計画ニ依ラズシテ業務ヲ行

ヒタルトキ

四 政府ノ監督上ノ命令又ハ外分ニ違反シタルトキ

第四十二條 第二十二條第一項ノ規定ニ依リ交易團ノ業務ノ一部ヲ取扱フ人
其ノ他ノ団体同様第二項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル計画ニ依ラズシテ業務ヲ
取扱ヒタルトキハ当該法人其ノ他ノ團体ノ従員ヲ千円以下ノ過料ニ處ス

第四十三條 左ノ場合ニ於テハ支易團ノ總裁、副總裁、理事又は監事ヲ五百円
以下ノ過料ニ處ス

一 第九條第六項ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲スコトヲ怠リスハ不正ノ公告ヲ爲シ
タルトキ

ニ 本條又ハ本法ニ基キテ発スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リスハ不正
ノ登記ヲ爲シタルトキ

三 第二十六條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カナルトキ又ハ英ノ書類ニ記載スベ
キ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

第四十四條 第十回條ノ規定ニ違反シ文書皆团スハ之ニ類似スル名称ヲ用ヒタル

四
14

者ハ五百円以下ノ過料ニ處ス

附 則

第四十五條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘ昭和十八年四月
勅令第三百七十七号ヲ以テ第四十回條ノ規定ヲ除クノ本同十八年四月十二日ヨ
リ施行昭和十八年六月勅令第五百十六号ヲ以テ第四十六條ノ規定ハ同年八月文
月二十日ヨリ施行。

第四十六條 重要物資管理團ハノ所施上ス程シ本法施行前從前ノ罰則ヲ適用
スルノリノ行焉ニ付テハ猶微常ノ規定ニ依ル

第四十七條 政府ハ設立委員ヲ命シ交易團ノ設立ニ關スル至務ヲ處理セシム

第四十八條 設立委員ハ足蒙テ報酬シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第四十九條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ運輸ナフニ標三千円ノ出資
ノ引受け政府ニ要求諸シ且總出資ヨリ重要物資管理團ノ出資ニ引当ツベキ出資
及政府ニ割当ソヘキ出資ヲ控除シタル残余ノ出資ニ付出资者ヲ區別スベシ

(四九)

第五十條 設立委員ハ前條ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ政府ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ (五〇)

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ運営ナク重要物資管理團ノ出資ニ引当ソベキ出資以外ノ出資ニ付第一回ノお込ラ齊サンメルコトヲ要ス

第五十一條 前條第二項ノお込完了シタルトキハ設立委員ハ運営ナク其ノ業務ヲ交易營團總裁ニ引継ケベシ

總裁前項ノ業務ノ引継フ受ケタルトキハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ為スベシ

交易營團ハ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第五十二條 交易營團ノ成立ニ依リ重要物資管理團ハ之ニ吸收セラルモノトシ重要物資管理團ノ権利義務ハ交易營團ニ於テ之ヲ承継ス

第五十三條 本法ニ規定スルモノノ外交易營團ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條 登録證書中左ノ通改正ス

第十九條第一号中「重要物資管理團」ヲ「交易營團」ニ、「重要物資管理團法」ヲ「交易營團法」ニ改ム

第五十五條 印紙稅書中左ノ通改正ス

第五條 第六條ノ六ヲ左ノ如ク改ム

大ノ六 交易營團ノ登記に於ける出資証券

行政事件訴訟手続法（昭和二十二年法律第百八十一号）

第一條 行政事件の審理を從事する裁判所又は委員会に係る訴訟その他の法上の裁判権保有する訴訟につき、この法律による訴訟の手続に付する規則を定めるところとする。

第二條 行政事件の審理を從事する裁判所、その久留米に付し法令の規定により前項、參議院議院、參議院議員立委員に付しに付する不服の申立て（以下單に訴願といふ。）の二種の場合には、こゝに対する裁決決定の地の区分へ以下單に表示と/orして附した後でなければ、これを變更することができない。但し、訴願の提起があつた日から三箇月を経過したと云ふ訴願の表決を終ることに因り著しい變遷を生ずる處のあると云ふ他の正当な事由があるときは、訴願の表決を終百日で、訴を提起することができる。

第三條 第二條の単は、又のあつたことを終つた日から六箇月以内に、これを提起しなければなりぬ。

這段文字是對《水經注》卷之二十一所引《水經》的一段評述。評述者認為，這段文字在《水經》中是不應該有的，因為它與《水經》的內容並不一致。評述者進一步指出，這段文字可能是後人添加上去的。

第一回及三回度の類書を、大約二三十部種々書籍を購入し、其の後、多
くの取ったことを知つた所で之等を整理して、其の後、古文書等を
第一回及び第三回の規定は、一、朱主、二、墨主、三、墨合、一、一
用しま。

第二派の野の種毛丸は、其の外のものと云ひて、此處に之の
一のたまには、腰毛三連けの、其の外の毛丸は、かういふ毛丸で、
半邊に因り又は腰六、七八、九、十の毛丸が、其の外の毛丸で、
二カ八、九、十。但、一毛丸のものは、其の外の毛丸で、其の外の毛丸で、

前項但書の異議、その趣旨、附て二点お尋ねいた。左
第二段の次走は、に類するが如く、いわば「おなじ」と見ていい。されば、右の
三事務の意見は、誤りであつて、間違ひである。

裁決所は、何時でも、第二段の決定を取り消すことができる。

七
四

貴金属特別会計法(昭和二十一年法律第三十号)抄

(五六)

（設置及び定員）

第一條 政府の行う貴金属の買入、専ら又は管理に関する事項に關するため、特別会計を設置し、一般会計と三分して經營する。

2. この法律において「貴金属」とは、金銀、日金、レアニウム、ローラン、ラジウム、オスミウム、トリシウム、ウラン等をいう。

（管理）

第二條 この会計は、大臣又は、法令に定めるところに於て、管理する貴金属の買入、保管及び売却等を行ふ。

第十三條 政府は、貴金属の買入、保管及び売却に關する事務を日本銀行に委り得る。この二点を。

3. 前項の場合において、政府は、貴金属の買入に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

（附則）

2. 金賃金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)は、廢止する。但し、金賃金特別会計の賄勘ニ十三年度分の收入支出並びに昭和十二年度、同ニ十三年度及び同二十四年度の決算に關しては、なお、その効力を有する。

3. 金賃金特別会計法廢止の際、金賃金に属する資産(現金を除く。)及び負債へ同法附則第二項の規定により括り入れた積入金の償還を含む。」は、この会計に帰属させる。

4. 当今の間、この会計において、附則第五項の規定によりこの会計に帰属した金賃金所屬の有価証券、外貨預金及び貸付金その他の資産に係る経理を行うことができる。

(五七)

(二二)

臨時貴金属数量算報告令（昭和二十一年勅令第二百七十五号）

第一條 昭和二十一年五月一日午前零時より下記調査時期（以下「本邦内に在る貴金属を所有した者へ大蔵大臣の定めるところにより、同月六日十五日まで所持していた者は大蔵大臣の定めるところにより、同月六日十五日までに、その数量その他の事項を大蔵大臣に報告しなければならぬ。）

一、金、銀又は白金の地金又は合金

二、金貨幣又は銀貨幣へ外國の金貨幣及び銀貨幣を含み日本政府發行の銀圓五十銓以下の銀貨幣を除く。）

調査時期において本國陸軍部隊が管理していた貴金属については、前項の報告はこれを必要としない。

第二條 大蔵大臣の指定する者が、調査時期において、前項第一項に掲げる貴金属（白金の地金又は合金を除く、以下同じ。）又は金等（白金、ルチニウム

四月

17

メロジウム、バラジウム、オヘシカム、イリジウム及びリドスミンの地金又は合金をいうふ下同じ。）を取扱したときはこれを保管者しくは所持する。二に亘つたときは、大蔵大臣の定めるところにより、その数量その他の事項について、各月分を取扱い、翌月十日までに大蔵大臣に報告しなければならない。

第三條 昭和二十一年十月一日午前零時において本邦内に白金等（前二條の規定

に該当するに報告したものを除く。）を所持していた者へ大蔵大臣の定めた場合にはこれを保管又は所持していた者は、大蔵大臣の定めるところにより、同年十一月二十日までに、その数量その他の事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

第一款第二項の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

第六条 第二條又は第三條の場合において、報告の懈怠又は虚偽の報告があつたときは、三の運行無に至る貴金属又は白金等は、これを没収することができます。

五九

GENERAL HEADQUARTERS

(K4)

SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APO 500

AG 41 C.2 (21 June 51) GS 5 April 1952

MEMORANDUM FOR: Ministry of Finance, Japanese

Government, Tokyo, Japan

SUBJECT: Release of controls of Japanese-Owned
Wartime Precious Metal and Diamond
Stockpiles

Reference is made to memorandum for the
Japanese Government, file AG 41 C.2 (21 June
51) CPC/USV, SCAPIN 2443-A, 21 June
'51, subject, "Transfer of Physical custody

of Japanese - Owned wartime Precious
Metal and Diamond Stockpiles," from
General Headquarters, Supreme Commander
for the Allied Powers.

2. Inasmuch as all property coming within
the meaning of reference above will
be released from all control imposed by
the Supreme Commander for the Allied
Powers on the coming into force of the
new treaty, you are authorized to make
arrangements to investigate and indemnify
indicated private interests and/or return
specific items which are found to be

(X1)

(K.11)

private personal property to the true
owners after the coming into force of
the peace treaty.
3. you are further authorized to make
any other provisions necessary to handle
any related matters which may arise as the
result of the coming into force of the
peace treaty.

Frank Rizzo

FRANK RIZZO

Chief, Government section

聯合國總部司令部 APO 500

AG 410.2 (21 June 51) 98

1952年4月5日附

宛名 大藏省

件名 「日本政府に係る戦時中蓄積した資金及びハイヤモントの

管理解除について

1. 昭和26年6月21日附SCAP IN 7443-A 日本政府連合國最高司令官
閣議「日本政府に係る戦時中蓄積した資金及びハイヤモントの現物保管の形
式に関する件」参照。

2. 上記一の参照箇項に規定するすべての戦産について、平和條約締結の日に連
合國最高司令官の認したすべての管理を解除するに付し、平和條約の発効後に
かいく個人の利益と認められるものを相殺して補償し 又は私有の戦産と識別

(K.11)

(X)

これらの特定の物を眞実の所有者に返還する処理業にてることを認める。
及ぶ、辛和保約密約の結果、これに因取して起る可能性のある諸事項を処理する
に必要な規定を設けることを認める。

フランク・リノー
氏政司

企業再建整備法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の理由

企業再建整備法による仮勘定の処理については、資産処分等の事実行為が進歩しないこと及び法令上の点から、仮勘定の確定が殆んどなしえない状態にあるので、資産処分及び仮勘定に関する規定を整備して、企業再建整備の最終的処理を促進しようとするものである。

第二 改正の主要点

一 旧債権者代表である特別監理人の復活

仮勘定を有している新特別監理株式会社については、旧債権者代表として就任していた元特別監理人をあらためて特別監理人に就任せしめ、仮勘定の処理に関する資産処分等につき、会社を監督させることとする。

二 資産処分等の促進

(一) 仮勘定を有する会社（以下特別監理会社といつ。）が処分を要する資産又は回収を要する債権を有しているときは、昭和31年3月末日までにその処分又は回収を終了しなければならないものとする。但し、

已むを得ない事情があるときは、旧債権者代表である特別監理人（以下旧債権者特別監理人という。）の同意を得て、主務大臣に期限の延長を申請することができるものとする。

(二) 特別監理会社は、処分予定資産のうち未処分のものについては、処分前に旧債権者特別監理人の同意を得て処分予定額等の変更を行わなければならぬるものとし、この場合には決定整備計画の変更申請を要しないこととする。

(三) 旧債権者特別監理人は、特別監理会社が資産処分等を怠つていると認めたときは、旧債権の五割以上を占める旧債権者の同意を得て、当該会社に対し一定期間内にその処分等をなすべき旨を申出たのち、これに応じない場合は、処分等について強制手段を講ずることができるものとする。

(四) 資産の処分等に関する報告について、所要の規定をもうける。

三 仮勘定利益の分配

(一) 特別監理会社は、昭和31年3月31日現在において、仮勘定の計算を行い、仮勘定に利益（差し、

解散会社については、現実に分配し得べき利害額をいう。）があるときは、当該利害額から主務大臣の指定期間等を控除した残額（以下仮勘定の残額という。）を決定整備計画に定むる方法により旧債権者及び旧株主に一定期日までに分配しなければならないものとする。

この場合において、旧債権者又は旧株主のうちに密接な親類等がある場合には、分配すべき金額を相互に通知しあつた後分配額の修正を行い、主務大臣の認可を得て分配しなければならないものとする。

（二）特別清算会社は、昭和三十一年三月末日以前においても、旧債権者に対し、その特別清算負担額を限度として、主務大臣の認可を得て仮勘定の残額を分配することができるものとする。

四 仮勘定の確定

（一）みなし確定

仮勘定の残額が旧債権者及び旧株主の特別清算負担額に達したときは、仮勘定は確定したものとみなされ、当該会社は主務大臣の認可を得て旧債権者及び旧株主に分配しなければならないものとする。但し、（三）

に該当する場合には、その定めるところによるものとする。

（二）解散会社の仮勘定確定のための特別措置

資産処分等を完了した解散会社が、調整勘定又は仮勘定からの分配期待権を有するために、仮勘定の確定をなし得ない場合には、旧債権者特別監督人の同意を得て当該期待権を廃止することができるものとする。

（三）在外負債を有する解散会社の場合における仮勘定確定の条件

解散会社が在外負債を有する場合には、仮勘定の利益を限度として主務大臣の指定期間の在外負債の引当金額（整備計画において前に引当てた在外負債に対する金額を意味する。）を主務大臣の指定期間に寄託すれば、仮勘定は確定しないものとする。

五 变更申請とみなし

特別清算会社が、三段階四回に指定期する主務大臣に対する認可の申請があつた場合には、決定整備計画の変更申請があつたものとみなして該当の条（決定整備計画の変更申請）を適用するものとする。

六. ④会社の改訂と確定

解散会社の改訂と確定せず且つ損失が生じている場合においてその他の権利によつて損失が更に増大するおそれがあると認められるときは、旧債権者特別代理人は、旧資本の五割以上を占める旧債権者の同意を得て、当該会社に対して改訂の確定を提請することができるものとし、当該会社は改訂を確定しなければならないものとする。

この場合には、旧債権者は既に弁済を受けた額をこえる部分の留保権については、その権利を放棄したものとみなさるものとする。

七. その他

特別代理人及び個人の責任に関する規定等を追加するものとする。

昭和 29 年 4 月

第 19 回国会
： 接收貴金属等の処理に関する法律案想定問答

大蔵省管貯局

目 次

一般事項

真

- 問1 連合国占領軍による「接收」の法律的性
格如何。 1
- 問2 接收の意図は何處にあつたと思うか。 1
- 問3 接收の法律如何。政府は接收に同意して
いたのではないか。 1
- 問4 接收によって張った機密につきは假
装の義務を負しないか。 4
- 問5 接收中の管理状況はどうであつたか。 5
- 問6 占領軍から政府に対し貴金属等を引き渡
した状況はどうか。 7
- 問7 接收された報告の数量と政府に引き渡さ
れた数量との間に差があるが、その差は如
何なる理由によるか又政府はこれに対して
如何なる措置をしたか。 11
- 問8 占領軍の貴金属等に対する接收中の管理
状況はどうであつたか。 12
- 問9 占領軍から政府に対し貴金属等を引き渡
した時期はいつか。 13

- 問10 日本政府による貴金属等の管理状況如何 15
- 問11 これら貴金属等の大半は戦時中國民から
強制的に供出させたものであるから元の供
出者に返還するのが妥当ではないか。 17
- 問12 捜査された者工農兵婦等で戦時中安い
金額に入りましたものうち、戻へて検査
された者が何よりも多く持っていたの
であるから今も返還する事はないと考えら
れうか如何。 18
- 問13 この法律で最初にあつたものは全部返り
めがらないものが少く返るようになってい
るがこれで「公平適正」な処理といえるか。 19
- 問14 同じ供出を日本銀行に売却したものは返
還され、その他は返還されないと云うのは
不公平では無いか。 20
- 問15 返還によって莫大な利益を受ける者もあ
ると考えらるが、これに対して特別の措置を
講ずる考え方はないか。 22
- 問16 政府は国庫に帰属した貴金属等を如何に
処理するつもりか、その価値はどの位か。 25

- 問17 この法律施行に伴う予算措置はどうなつ
ているか。 25
- 問18 この返還ご金、銀、白金等が大量に市場
に放出されることとなり市場に混乱を生じ
る虞はないか。 26
- 問19 亂世の漢星のときに被された後何年
を経過しているか、この間処理を放置した
理由如何。 27
- 問20 「検査貴金属等の取扱に於ける法律」に
より貯蓄による報告提出期限までに検査報
告をしなかつた者はこの法律で返還請求が
できるのか。 28
- 問21 東京濱銀事件の整理如何。 28
- 問22 大阪（船崎トツフ）の銀塊事件の整備如
何。 31

逐條開説

第1 条開説

- 問1 「返還その他の処理」をするとは、どん
な処理をするのか、また「迅速に」という

| | | | |
|--|----|--|----|
| 意味は。 | 34 | 領事に対する引渡しに関する法律」、昭和2 3年法律第119号)制定の理由如何。 | 37 |
| 第2条(略) | 35 | 問8 オルダニス号搭載品を除いた貴金属等は どういうものか、と水道あるのか。かつし て一般の返還の原則によらない場合等は 別途何の規定ナリか。 | 38 |
| 問9 オルダニス号搭載品を除いた貴金属等 指定期間。 | 35 | 第3条(略) | 39 |
| 問10 オルダニス号搭載品を除いた貴金属等 並上とまゝノルマモナカナダニカ。 | 35 | 問1 本法の趣旨如何。 | 39 |
| 問11 オルダニス号搭載品を除いた貴金属等を 除いていふが如何。又、何地域を定め る予定か。 | 36 | 問2 管理を完了した時限の裏辺か。 | 39 |
| 問12 オルダニス号搭載品を除いた貴金属等とは いかなる意味か。また何をもつて規定する か。 | 36 | 第4条(略) | 40 |
| 問13 オルダニス号の「他へのために管理している」 とはどんな状態か又これらの保管貴金属等 はどこに保管してあるか。 | 37 | 問1 本法は民法の海上請求権等を拡張して いるのか、又拡張して差し支え有りか。 | 40 |
| 問14 「連合國占領軍の管理下から解除された 貴金属に代るべき貴金属の地金の連合國占 | 37 | 第5条(略) | 41 |
| | | 問1 占領者にオーナシブに返還請求権を与えた のは如何有る理由によるか。 | 41 |
| | | 問2 オルダニス号被撃沈者か返還請求できること となつてゐるか。終戦後旧皇威産である貴 | 41 |

金属等を横領等により占有していた者が返
還請求することができるとと思うがこういう者
にも立置するのか。.....

41

問3 カ5条、カ6条又カ7条において「差
戻」、「返却」とは何か。.....

42

問4 代賃資金等に付する返済の受益者には附
付金を返してやるはずいのでないか。?.....

43

問5 解除された資金貸与の懲戒を受けた者は
ある受益者はどう成らしか。?.....

44

問6 カ3項の「所持者」は、被收容の所有者
か、現在の所有者か、被收容の所有権の移
転を認めるか。.....

45

第6条関係

問1 カス項にいう証拠とは何か？ 証拠不充
分のときの措置は。?.....

46

問2 カ3項カス号にいう政令で定めるものと
は何か。?.....

47

問3 カ3項カス号で種類、形状又は個数を認
定することができないものは棄却されるが

品位重量の認定できないものはどうなるの
か。.....

47

問4 カ3項カス号でないことを明らかさせ
ることは実体的にどういふ場合があるか。.....

48

問5 代賃地金を引取渡したとからされた者は、
認定書をしなくて直ちに次のとおりいか。?.....

49

第7条関係

問1 行政処分に対する不服の平立ては、期間を
超過するなどできないのが通常にあるか但書
をついた理由如何。?.....

49

問2 第三者も不服申立てができるか。?.....

49

第8条関係

問1 「辨定する」とはどういうことか。?.....

49

問2 辨定するか否かは現物がそのまま還るか
否かを決定する重大な事であるが、辨定す
るとは誰が判断するのか、権利有も立会い
調査せしめるのか。?.....

49

第9条関係

問1 本条の趣旨如何? 50

問2 本条は特徴しないもの明らかに差違の主張

出でをもつて返還する。ところが民法
の規定、明確でなく解釈不能だ。この方法
をとるに返還金等を返還しないのはどう
かの理由如何。換ての震てある地主に地
主となりてそこで返還するのは不當では
ないのか。 52

問3 カンダとカミダと並位、重量を最微の局
所又は最重の重きのものと併存することにし
ているか、平均のものと併存することの合理
性ではあるいか。 53

問4 カタ条によつて返還すると云は黄金銀等
の種類毎に返還の割合が不均衡を生ずる度
がないか。その不公平をなくするために全
部同じ割合で返還すべきでないか。 53

第11条関係

問1 本条で國庫帰属になるのはどういう場合
で、またこれを生ずる見込か。 54

第13条関係

問1 返還しようとすらものを変更する決定が
あつた場合に既に他の請求権に対する返還
の決定にこうするか。 55

第14条関係

問1 この期間は解約か。? 55
答2 相手方者が返還通知を受けて取りに来て
いる場合は所有者に受けとれるか。? 56

第15条関係

問1 第1項の趣旨如何。 56
問2 「換ての震てある地主に地
主となりてそこで返還するのは不當では
ないのか。 57

問3 カノ項は物权のみを保護する規定だとす
れば債権のような債権の保護を規定して

| | | |
|----|--|----|
| 問1 | かつて理由如何。? | 57 |
| 問2 | なぜ9条によつて返還される賃金代金につ て規定がないか。どうあるべき。 | 57 |
| 問3 | なぜ、域の復興と植民地復てある。被植民 地者が済満してれば、うぢうぢ。 | 58 |
| 問4 | いつ戻へる旨如何。 | 58 |
| 問5 | マクネイド法律施行時に記載することと し、本條では接続法の三項とひとついるが 何改か。 | 60 |
| 問6 | いつ返還額 | |
| 問1 | 本条の趣旨如何。 | 61 |
| 問2 | 戰争で日本金属以外にも貴金属等の加工 配給者がありこれらが接放された回収費 金属等を何政團庫帰属せしのないのか。 | 62 |
| 問3 | 本条で國庫に帰属する貴金属等はどれ位 あるのか。 | 62 |
| 問4 | 本条で國庫帰属となつた貴金属等につい てその処分、又余代金の使金についてこの 法律はふれていないか如何。 | 62 |

| | | |
|------|---|----|
| 考ノ17 | 本邦の趣旨如何。 | 63 |
| 同ス | ヤ、英、カニ域の会員に各々如何に有 るのか。 | 64 |
| 同ス | ガ、域の異入港数ナスル加工法ニシテ 砍令ニ當する基準を述べたが、 | 65 |
| 同4 | 本邦ヤ、域に交付金を認定する基礎上 で投げ入れた数量を基礎として規定せり。 | 66 |
| 同5 | 年ごとの出き税金は年々本邦ヤ、域によつ て算定される結果と翌年確定せり。 | 67 |
| 同6 | 本邦ヤ、域ごとに金の四壁手口のは余り少 か、金税であることを承認の日、行なわ す課税義務開始後とした理由如何。 | 68 |
| 同7 | 本邦による支那金の予算措置が然らま いない理由如何。 | 67 |
| 考ノ18 | 本邦尼シテカノの本邦 | |
| 同1 | 審議会の性格は次第如何か、専門機關の 「裁決に基いて」の意義如何。 | 68 |

問2 番議会の委員に法務局次長 法務事務次
官を加えた理由如何。また、日本銀行副總
裁(代理)を委嘱されたる日本銀行の代表である
ことの意味を、加える前の委員会でのご
とくをいか。更に、専門性の問題とは如何。か
を考慮して、その内閣に於ける必要はない
か。また、その謀略を委嘱したので、理由
を述べ。 60

答1 番議会の委員は専門家。議決権を有するが、
二 政令で定めたる番議会の運営に必要な事項
二 これら二点をどうか。 71

カスニ茶園保

問1 本条で返還に関する事務の一部を日本銀
行に取り扱わせることができることにはつ
ているが、この際の権限は誰が負担するか。 71

問2 利害關係者である日本銀行に事務の一部
を取り扱わせることを適當と考えるか。 72

61

カスニ茶園保

問1 國に帰属した保管貴金属等及び國が返還
をうけた保管貴金属等の管理は、國府財産
添上の國有財產として取り扱うのか。それ
とも物語会計規則上の物品として取り扱う
のか。 72

問2 國に返還された貴金属等は、該農政省又
は前項に於ける各該各行の長が所管するこ
とにあるのか。 73

アムニ茶園保

問1 刑罰の適用を受ける者はいつまでの犯罪が
成立したことになるのか。 73

問2 十万円以下の罰金でにづき置き旨あり。 73

問3 刑法の適用を受けていてこの法律の範
制が適用されるのはどのようない行爲に対し
てであるか。 74

問4 番議会に出頭した参考人が虚偽の陳述を
したときにはどんな罰を受けるか。 74

二般事項

問1 連合國占領軍による「接收」の法律的性格如何

(答) 連合國占領軍による「接收」は連合國占領軍の
管理方式一覧と並んで日本政府に指令して行わし
めることについては多く軍の直接行動として行つ
るものであるが、そのことに關しては、植民委員
会の対日貿易十六原則に言及している以外には他
に降伏文書、占領法規ないし指令にもふれていな
い点からみて一般國際法である「陸戰の法規慣例」
に関する条約の私有財産不没収の原則が生きて
おり、したかつて没収したものではないと解され
る。また対日貿易十六原則によれば最終的には賠
償に充當されることとなっていたが、その後日本
政府に返還して来たことは当初没収の意図を持つ
ていたとしても、その後その意思を放棄したもの
とみるべく、最終処分をする時まで強制管理を行
つたものであると解される。

問2 接收の意図は何处にあつたと思うか

(答) 接收の当初の目的は、講談の事情から推測する
に將來予想される賠償に充當するためであつたと

(2)

思われらる。当時の敵軍委員会指令村日貿易十六原則（1947年4月24日* FECO 32-26）等ノルC項にし金、銀その他の貴金属及び宝石のストックにして明らかに日本人戸籍のものと立記されたものは、終局的に、贋害物件として処理されざる。されに至るまでの間にかかる日本人資産については、その価値を保有すへきてゐるが、右資産自体は日本海経済の生産力恢復に貢献する様にに組まれた生産計画に対する金融を助ける各國為替の償得手段として使用しても差支えないとある。

しかし、前項の目的か朝鮮半島開港以後において總司令部及び米国政府においてかなり修正され、革新的進歩と共に日本管理改進修正と併行して、貴金属を日本に存置するという方針に応じ、總局平和条約の発効と共に日本政府に返還されたものと考えられる。

問3 接收経緯如何、政府は接收に固守していたのでは
ないか

(3)

（答） 連合國占領軍は、進駐直後、日本政府に対して、政府、日本銀行及び政府外郎団体の貴金属等の保有高を報告するよう口頭で要請して来たので、それぞれその報告文書とともに提出した。連合國占領軍は、その後直接接収を開始し、それは上記の資料に基いて行った様子であるか、日本政府としては何等連絡交換せざり、無くてその提出資料が基礎となるものかどうかは堅定の限りである。昭和21年4月及び同年10月国际の貴金属の在庫調査票紙の指令から連合軍最高司令官よりおされ、政府も高時貴金属数量等報告令（昭和21年勅令第5号）を公布し、調査時期（當初昭和21年5月1日、白金族地盤についてのみ同命令正誤如にて同年10月1日）に既に接収されているもの以外の貴金属の在庫調査を実施し、報告者の提出報告書をその日も、總司令部に提出した。連合國占領軍は、この報告に基いて更に接収した様子であるか、前項同様、日本政府としては何等周知するところではなかった。

その他、前二項の報告に記載していきものでも

(4)

連合国占領軍か何等かの情報により周知したもの
はすべて接收へと模様である。

接收當時は、第八軍団に各セイ占領軍が担当し
たようであり、その統制も至って、委譲事は完
成していなかったが、それを承認してはならないも
のもあり、そこを是正して、今までの内容をよく
簡単なものである。

問4 接收によつて蒙つた損害についてとは被償の義務
を有しないか。

(答) 現在政府が試行している資本戻事か、接収され
た貴金属等に不満する場合にこの法律で直達され
るものは接收された資本戻事より少ない場合があ
り得るが、二ヵ塞難については平和条約ガノウ系
により日本政府は連合国占領軍の占領期間中の行
為に対する請求权をすべて放棄している。また、
日本政府が接收したものではなく、連合国占領軍
が直接行ったものであるから、損害賠償の問題は
当然には生じないと考える。(したがつてこの損
害を処置するかどうかは法律上の当然の義務とし

(5)

てではなく、今後の問題として他の戦争損害の
例に準じて考えらるゝべきである。本法律案は
保管中の現物の處理をまず解決することを意図
したものである。)

問5 接收中の管理状況はどうであるか。

(答) 1. 管理の態様

連合国占領軍が接收した貴金属等の管理につ
いては日本政府の周到の認められかつたので
引渡しを受けるまでの詳細は不明であるが、政府
より知り得た範囲では次の如きものと推定される。

接收された貴金属等は当初第八軍により管理
されていたが、1947年5月営繕司令部民間
財産管理局に移管された。

接收した貴金属等は日本銀行本店及び大阪支
店、造幣局(大阪)及び造幣局東京支局の金庫
に集中管理していた模様である。

接收した貴金属等は被接收者ごとの整理を行
ひず種類ごとに分類し、混合して保管する方法
を採っていた模様であり、またインゴット及び

(6)

一部の美術品を除き、原則として連合国占領軍の手により溶解して保管する運営を探っていたまつである。

接收した貴金属等のうち、タイヤモントについては昭和26年6月から10月の間に鉛度及び評価が行われている。

四、管理中の処理

戦時中、日本軍が生産していた英、支、美、米、仏、各国から要請して持ち帰ったと司令部によって認定した貴金属等を各國の要求に基き、被占奪に賠償を直して返還している。

日本銀行が保管中のタイ、ムク、イタリーランド及び中国聯銀のイヤマーク金をそれそれに返還している。(約クス、クトン)

一部の貴金属等をCPOその他に売却している。日本政府が産業経済上必要な用途を確保するため、接收された貴金属等の一部の解除を連合国占領軍に申請したところ、許可し解除している。しかしその後昭和23年6月に至り、解除了貴金属等の見返りとして代替地金の提供を要

(7)

求する指令が発せられたので同年7月10日、し連合国占領軍の管理下から解説された貴金属に代るヘリ貴金属の地金の連合国占領軍に関する引渡しに関する法律(昭和23年法律第117号)を制定し、大臣大臣が貴金属の地金を連合国占領軍に引き渡したこと、貴金属の解除を受けた者から納付金を徴することとした。

但し、一部には連合国占領軍から代替地金の要求が多く、結果的には無条件の解禁に終つたものもある。

四、占領軍から政府に付し貴金属等を引き渡した状況

はどうか

(答) (イ) 現物管理の概要

昭和26年6月21日戦時中蓄積した日本所有の貴金属及びタイヤモントの物理的管理の移転と想する覚書が手交され、同年6月28日日本銀行本店二階CPO金庫管理官室で理財局長と水倒金庫管理官とか受領書に署名して、接收した貴金属等を日本政府に引き渡された。

しかしここは物産の管理の移転だけであつて日本政府の外分取は認められず、連合國最高司令官の監督及び支配下にまかれた。もし引き渡された黄金庫等の在庫金銀、支票等と共に日本又はヨーロッパに運ばれ、実際上銀行等に落ちかかるか、單に現状、各前の仮払等と確認してのみでその調整をせず、又及早正しく検査し、帳簿のカウントと書き換える（以下）へ付、実際並にてなす。

昭和26年2月24日接収した中国銀貨幣は日本政府に引き渡された。

これは中国国民党から新幣として連合國占領軍に返還を要求していたが、その確認かるいは、引き渡されたものである。

昭和26年10月16日接収した黄金庫等の一部を外分した代償として金塊 6,600,129 瓦ノを米国聯邦準備銀行にイヤマークしてある旨の通知あり、その交換方法を打ち合せた結果、国際通貨基金に加入するため金塊を米国に輸送するに当りその経費の節約を図るため、日本政

村はこれを米国聯邦準備銀行に保管されたい旨依頼した。その後この金塊は接収された黄金庫のうち白金を外分したものとの代償であることが判明した。この金塊は後に日本政府が国際通貨基金に払い込む金庫の一郎として使用したが、これに相当する金塊を日本銀行保有金から銀行が賣り上げ、振り替えて保管中である。（法テス系オヲ便セヨ号）

昭和27年1月15日接収した黄金庫等の一部を元却した代金として 515,935 ドルの小切手が引き渡された。この小切手は接収された黄金庫等のうち金、銀の地金又は製金を外分した金である。この小切手はニューヨークナショナルシティバンクを支払人とする小切手であったが現在は同行に対するトル残金として保管中である。

昭和27年2月24日接収した黄金庫等の一部を元却した代金として 59,651 ドルの小切手が引き渡された。これは接収された黄金庫等の

(10)

うち処分した金の中に含まれていた金、銀、
パラジウム、イリジウム及びロジウムの金で
あることが判明した。

この現金も前項と同様の「現金」として保管中
である。

四 交換取扱の秘密

昭和二年四月十四日、戦時中蓄積した日本
所有の貴金属及びダイヤモンドの期限解禁で
て発する電書が米文され、不祥条約が発効す
る。日本政府は接収された貴金属等を支する一
切の代理、処分权を完全に回復し、本來の所有
者に返還する事の措置を講じてもよいくくな
り、ここに始めて平和条約の発効によって正規に
日本政府に返還されることとなつたのである。

以上が一般的に接収貴金属等を日本政府から
引き受けた状況であるが、それ以前にも解除
指令に基いて政府にて解除して来たものがある。

別冊参考資料

外
交
省
中
央
行
政

(11)

問7 接収された報告の数量と政府に引き渡された数量

との間に差があるが、その差は如何なる理由による
か又政府はこれに対して如何なる措置をしたか。

(答) 保管数量と報告数量とに就するに、各種類ごと
にこれぞれ相違しており、その差の理由は正確なこ
とは不明であるが、現在までの調査により判明し
たものは次のようなことがあります。

- 1 イヤマーク金の引渡し
- 2 署名品の返還
- 3 米国特需用の競売に供したもの
- 4 C P D による放散
- 5 国内産業助成のための被接収者以外への解禁
- 6 インゴットとして保管するための溶解
しかしながら以上判明している分について操作す
してもなお過不足があるが、これは接収報告も正
確でないということも一因があると考えられる。
これに対する措置としては、昨年 12 月 22 日附
をもつて本國政府に付し、接収当時の資料提出方
を要求してある。

(12)

問8 占領軍の貴金属等に対する接收中の管理状況は
ノアフだから。

(答) 接收貴金属等は当初半数以上はソ連管理されてい
たが、中途、民間監査官の監視下に移された。
これは軍事管理の不適切性、元従軍兵等が
起つたたりとも社員であるとして接収後管理
はさむちで厳重に、それともの方ぬく CPC によって
は放任されたりする。

当時の目的に、戦争や日本軍によって略奪さ
れた分を被爆者等に返還するだけではなく、国内産業
助成のため解禁するようになつたが、それには代
替貴金属の提供を要として接収貴金属等の償償金
額が減少しないよう各種措置を講じている。但し無
条件で解除した例もある。

また保管に便利のさうに製缶、スクラノル等を
溶解してインゴットに作り替えられた模様である。

また、CPC により CPC を通じて払い下げ（
金銀）米本国に現送して特需用の発送（白金）
に充てたものがある。

四
(4)

(13)

問9 占領軍から政府に付し貴金属等を引き渡した時期
はいつか。

(答) 保管貴金属の引渡しかかつた時期は次の如く數
々に亘っているが、SCAPIN によりその内容
の性格の異り、全面的に管理の委譲されたのみ、
昭和26年6月21日付 SCAPIN 7443-A
A1人蔵である。

昭和24年8月12日 SCAPIN 6790-A

銀錠の引渡し物件

・ 24年8月19日 SCAPIN 6804-A

白銀条件付金銀呑

・ 24年9月30日 SCAPIN 5826-A

銀呑

・ 25年3月4日 SCAPIN 7095-A

本邦現行銀錠

・ 25年3月25日 SCAPIN 7115-A

白銀条件付金銀錠及び標本
銀錠

・ 25年4月4日 SCAPIN 7132-A

貴金属特別会計録入分の残
量

(14)

昭和25年4月24日 SCAPIN ク149-A

本邦銀行及び在全銀貨

・ 25年4月24日 SCAPIN ク149-A

日銀本行金庫券

・ 25年5月1日 SCAPIN ク156-A

法令違反事件

・ 25年6月26日 SCAPIN ク193-A

三井実業金銀貿易課

・ 25年7月24日 SCAPIN ク228-A

日銀本行金庫室、支店金
庫券

・ 25年8月9日 SCAPIN ク235-A

法令違反事件

・ 25年10月14日 SCAPIN ド

宝石類及鉄錠

・ 25年11月2日 メモ

法令違反事件

・ 26年1月19日 メモ

法令違反事件

・ 26年1月24日 メモ

法令違反事件

(15)

昭和26年3月7日 SCAPIN ク405-A

条件付全製品及び製品

・ 26年3月29日 SCAPIN ク412-A

金銀貨幣及び外國貨幣

・ 26年5月4日 SCAPIN ク426-A

法令違反事件、特にラムズ

・ 26年6月21日 SCAPIN ク443-A

全面解除

・ 26年7月31日 SCAPIN ク458-A

中國貨幣

問10 日本政府による貴金属等の管理状況如何

(答) 1. 上述の通り日本政府に引き渡された貴金属等
は政府において保管されている。

2. 昭和27年5月1日接收貴金属等の事務は從
来大蔵省理財局の所掌であったが機構改革によ
り管財局へ移管された。大蔵省で取扱つて来た
事務は概略は次のとおりである。

1. 金地金の現勘調査を昭和26年7月4日よ
り同年8月8日まで実施し解除リストと現勘

(16)

- の際合、解査を行つた。
- 口、銀地金の現品調査を昭和26年12月より昭和27年4月まで実施し、ノ軍ノロ日より同年11月にわたる実施し解除リマトと現品の際合、解査を行つた。
- 同年ノロ月ノクヨナシ昭和27年ニルニ同月にタイヤミントの所領度及び解除ノスとの組合を実施いた。
- 二、昭和27年11月ノク日、ノク日には現品に保管依頼中の貴金属等の再調査を行つた。
- 三、同年ノノ月ノク日からノク日迄支局に保管依頼中の貴金属等の再調査を行つた。
- ヘ、同年ノク月ノク日模倣タイヤ等の再調査を行つた。
- ト、昭和28年3月ノク日造幣局東京支局に保管を依頼中の金製品等を日本銀行本店へ保管換を依頼した。
- チ、同年3月ノク日造幣局に保管を依頼中の金製品等を日本銀行大阪支店へ保管換を依頼した。

(5)

- リ、同年3月ノク日銀塊の品位試験を造幣局東京支局に依頼するため日銀より銀塊100本を造幣局東京支局へ移動した。
- ヌ、同年4月ノク日連合國占領軍が管理中に一部解除した分の再調査を行つた。
- ル、同年6月ノク日より6日にわたり装飾陶瓦及び小戸内瓦類の調査を行い混合完了とともに同種戸内瓦から當戸内瓦に引継を行つた。
- ヲ、以上をもって現品調査は一応完了したか、全地金及び銀地金の品位不明のものがあるから品位検査を実施する試薈にあり一部完了したものと除いて準備中である。
- 問11、これら貴金属等の大半は戰時中國民から強制的に
挙出させたものであるから元の供出者に返還するの
が妥当ではきいか
- (答)、連合國占領軍から引渡しを受けた保管貴金属等は支那官署等の如く戰時中回収を行つていた機関に属していたものもあるが政府、日本銀行の外、民間の会社、個人に屬しているものもある。これ

(18)

らの貴金属等は回収によらず、新産の金、銀も莫くしたまつて全部ハ戦時軍需民から供出せられたものゝは云々無い。さて、回収に當するキヨモ戦事日報紙に入り笑すことを可能であればそれが又実の方讀さるゝこと無しとか、状況看て供出した事實を教うる書類を取れ。これらあることをみて、と考へてみても、さて政府の任務しては貴金属等は戦時におけるものも戦争の支度として貢献していることから供出者へ充り戻す方法は既定の如きに不可缺である。

ただ文易筋は當時に大手いた私営が所有して、た貴金属等は当座に帰属せしめ、これらのが開港國の不吉の如博多亞國家目的に使用つることができるよう措置したのである。

問18 捷收された者は軍需工場等で戦時中安価格で入手したものが多いし、個人で捷收された者も供出もしないまま持つていたのであるから今更返還する事は多いと考えられるか如何

(答) 該問の如き意見は国民感情からしてあり得る

外

5

(19)

考えられるか、戦事中の貴金属等の入手かすべて不当な経済上の利得であると見えることは無理であり、又軍需工場が貴金属等を入手したのは軍需品の製造という國家目的に歸つたのであつて、もしも私人の企業活動を基準にするとも、万が一の結果目的の存在から直ちに所有実体のない、本の結論を出すことは無理であり、憲法の財産税に財丁方規定に抵触するとは解してゐる。

個人で捷收された者は供出し難いまま持つていても、であるから今更返還する要はない」と云うのは感情論としては何より得るが、所有財産の影響は及ぼすべきものではない。

同19 この法律では現物のあるものは全部返り、わかれ多いものは少く返るようになつてゐるがこれで「公平適正」を処理といえるか

(答) 「捷收」を強制管理であつたと解すれば現在の法律關係は民法で律せられることとなる。したがって特定するものについて所有権の主張が出来、他のものについては当然にはその主張が出来ない。

(20)

即ち返還請求が出来ないのは現行民法の立前からやむを得ない結論である。ただ本法累々接収された資金金属があるか否いか判ら無い状態にあるしの、あるいは溶解されて混和したもの、処分され代替品又は代價が残っているものについても所有権の主張は出来ないかもしくはいか価値の帰属はこれらの中にもある、さだと云う立前からの民法の趣旨に則り接収された金属と同種類、同形状のものを返し、それか溶解された可能性があるか、または部分ごとに代價が存する可能性のある場合にはこれらのものから返還してゆくという方式を採用して、実情に則した解決方法を探つてゐるので現物返還の方式とする以上あるいは一部に不公平を生ずることがあつてもやむを得ない方法であると思う。

問14 同じ供出で日本銀行に売却したものは返還され、

その他は返還されないといふのは不公平では無いか

(答) 回收資金金属は返還することが可能であれば返還するかあるいは老り戻すことか最も妥当な措置

四

(6)

(21)

と思うが、接収資金金属等が接収当時の状況とはさりめて変わった形のものになつておるか、混合されており、したかつて供出者の供出品を保管資金金属の中から識別することは不可能の状態である。又矢ぬきであることを証し得る者もさわめて少數であろうし、且つ供出といえども当時の代金としては相当な価格を支払われているので、これ正返還すとしても代價がない時は当時の再値で老り戻すということは妥当でなく、やはり時価で老り戻すということにせざるを得ないわけぢいかと考えられるので、国庫帰属としたのである。

一方、日本銀行の返済条件付の金製品は日本銀行が保管中のものと接収されたものであり、現在は日本銀行所有のものである。これはこの法律一般の法則により特定するものはそのものと、特定しないものは同様のもの又は代價物を日本銀行に返還することとなり、日本銀行は老戻約款に応じて義務を履行することとなる。

(22)

内/5 返還によって莫大な利益を受ける者もあると考
えられるか、これに対して特別の措置と講ずる方
式はいか。

(1) 本邦へ不法輸入又は、既に輸入済みの貨物等の取
扱いの成るにあたる法規上、もろ接収載合件数は
監視下に在り、川一港内等に複数の報告
を提出、これ又は同一のものと見做すものと次の如くである。

個人 24人

法人 105社、うち企業再構築法による
持株会社が 54社、そのう
ち調整勘定を有するもの
17社

官庁等 24

計 183。
本邦法律によつて返還を受けたこと。

(1) 個人の場合

賦産税法第34条、同法施行細則第10条第
10号に依つて、調査時期(昭和21年3月3
日)に接収になつていたものは後日返還された
時に課税の対象となることと見て一定賦産税法
の対象から除外せられていたが、この度返還にな

外
6

(22)

つた場合には、同条によつて賦産税の対象とす
る。その課税価格は昭和21年3月3日の時価
にする(施行細則第10条の第3項)。当時に比較
して價格は相当高騰しているか、これ以上追加
することは実理上も不可能である。

又が、調査日(21年3月3日)以後に接収さ
れた場合には、法第6条に依りて当志に課税対
象となつてゐるに至るもので今後返還されても課税
の問題はないのであるが、実際には賦産税の申
告期限たる昭和22年2月15日までに接収さ
れたもので課税対象としているものから、
これについては上記と同じく今回課税される。

接収中に相続があつた場合、相続特別措置法の
規定により返還されたとき相続税法の対象とす
る。(法6条1項 施行細則第14条第10号)

(2) 法人の場合

(1) 持株会社

調整勘定を設定している場合はその帳簿每
格にて同勘定に入り、課税の問題は生じない。
調整勘定を閉鎖するとき持損をうめて益が出

(24)

自は法人税の対象となるか、益の出る特種会社はふとんどない限りである。
調整方法を確定している特種会社について
は、一般的の法人と同じ。

ス) 一般的の法人

この場合、課税の対象の会社が空運会社である。或ず支入価格にして課税されるのであるが、支入価格は税法上評価によるものとなつてゐるもの、ほとんどすべての法人が当時の税法会話で算定として改して、もろく思つがうのでこの評価で支入れる旨、課税の問題は生じない。

され、債券顧客による貴金属等について再評価したときは、再評価の対象となることは当然である。また、これを区分して益か損か、会社の利益として課税の対象となることを考へる。

以上のように現行法規によつて处置されるわけであつが、これをもつて返還によつて生ずる利益に対する措置は妥当と考えられるので、特別の措置

(25)

を講ずるに至るはないとと思われる。

問16 政府は国庫に帰属した貴金属等を如何に処理する

つもりか、その個別けどり位か

(答) その貴金属等の種別ごとの国内、国外市場の情勢に応じ、会計は早に規定するところに従い適切に区分する考えである。

また、個別については、現在の調査段階ではその具体的な数量を確定しておらず、統つてその価値の評価は困難であるが、一応推定した数値による時価評価によると約ノロヽ九億位と思われる。
参考資料

問17 この三項施行に伴うテ準備はどうなつづいたか。

(答) 昭和二十二年度においては、返還請求書の数量の確認/及び特許物件の照合あるいは現品の品位試験、鑑定等の事務処理の段階で終り返還貴金属等の現品引渡し及び回収面に対する交付金の交付等の支拂の必要は昭和三十年度以降と考えられるので、本年度は事務費的経費のみである。

その内容は

(1) 本省経費では

(26)

- (1) 事務処理費として謝謝金(弁護士謝全)、
調査旅費、訴訟(広告費、証明鑑定料)
等で、コトビ千円を計上した。
- (2) 裁議会の経費として審判手当(専門委員、
検査員を含む)、代理人召喚旅費、会議費
等で5シス千円を計上した。
- (3) 訴訟劇に対しては事務処理費としてクワ/
千円(調査旅費)を計上、その他でちる。

問18 三の法律で金、銀、白金等が大量、市面に放出
されることにより市場に混乱を生ずる虞心有りか。

- (答) 送還等の処理によって金、銀、白金等が返還
されるが、これらについては、大部分が國、日本
中央銀行等に返還されるので、放出されることは
極の大きさを量ではないからこれによる市場の混
乱があるとは考えにくい。 (参考資料)
- ただ、國に返還され又は帰属する金、白金、銀
及びダイヤモンドを差別区分することとすれば
相当多量が区分されることとなるので放出の時
期とか方法について慎重に対策を考慮したい。

(27)

問19 連合国占領軍から引き渡された後約2年を経過
していかか、この商外債を改進した理由如何。

(答) 接收が占領軍の直接行動として行われた結果
政府としては、資金反対方略を実行したく思ふ。
どこかで述べたものであるが、説明を少しつぶ
す。まだ引渡の際に財政ノスリと理屈とさへや附
合したのであるが、そこで改進されたもの
内容を網羅する必要がある。

よって政府はまさに「浮浪資金廃止のため、重宝の
報告に関する法律」(昭和シク年法律ヤカラメ
号)を公布施行して接収を受けた者から浮浪、
廃する報告を徹し、その実情を知るよう努め
るとともに引き渡された貴金属等について検査
鑑定、品位、試験等を実施してその内容を調査
し、またその処理については、法律的に疑いし
い点についてあらかじめ法律専門家の意見を取
し、公平適正な処理方法を研究したが、これら
の事務処理及び準備も漸くほぼ完了したので、
こゝに本法律案を提出する次第であつて、放置
していたわけではなし。

(28)

問ス〇 し接収資金萬両の報告に関する法律⁷にナシ
同法による報告提出期限までに接収報告書をさ
かした者はこの法律で追連請求ができるのか。

(答) 報告に関する法律⁷は報告対象が西領スク
系タリス、日本、ヒンダル等であるから、これら
接収財産を含むすべての報告の期限を定め
たものである。この範囲外に報告する場合
では該支支に在り、且接収報告書が提出され
ないヤクニ法律初原と本えてよい。また
今回の右請求に付する接収報告書にござ
る接収請求を認めたことと同一である。
接収という事実を調査するためには然らず
報告義務を履行しないからといつて直ちに
返還請求を認めないと云うのは論ずきろ（考
えたからである）。

問ス一 東京湾銀事件の経緯如何

(答) (1) 昭和21年4月頃後藤幸正（浦和市在住）
等数名の者が、連合国占領軍の立会の下に、
同軍の管理下にあった旧種本廠越中島等ト
ツク附近の海底から、1本約ノ2貫多の金属

枚
8

(29)

塊（後藤等は白金塊と称している。）を引き
揚げその後直接占領軍（米軍海軍）の手によ
り引き揚げられたものである。（この数量は
調查中で目下不明である。）（後藤等は人
員ノス貴重のもの約1000本白金塊ノノ禁
物のもの又100本が海没していふと取れて拾
得品が接収されたものとして接収當局（當初
幸正の相続人）より昭和27年9月28日
下法律オ298号にナシ接収報告書が提出
されている。）

(2) 大蔵省がこれに因し創立したところ、同様
東本廠に整備力の減少のため銀塊を船積して
約30船の大型銀塊を海没したこと判明
した。（註、臨時貴金属数量等報告書（昭和21
年勅令オ295号）による貴金属等の数量を
報告しており、才接収貴金属等数量等報告
書（昭和27年法律オ298号）による接収
報告書が提出されている。）

(3) この銀塊の登入の経緯については旧陸軍が
南方地方（蘭領東印度方面）から押収した銀

貨算を昭和十九年五月六日付原経出第156号の文書で、同陸軍東京整理部長の依頼による走馬伝へ鉛漬し定期銀庫とし、同年九月廿日二回の戦闘軍械支取へ銀塊50kgと運び入り、内之に性ナタナエノと引て渡し、銀庫にてナツリヒヌヘ、其れは、カイキ寺塔跡前銀庫本庫室にて記載方で引き渡し報告書による。」(官示文庫)は、このうち今後保管の方は、工芸品在く吉野の陸海軍一部衛工課)に代換して保管され、后来にクヌの爲、同智元年常庫にノロウニ銀庫2,000石(64.304kg)係管し、残りの8メト(30.103kg)が、同種木本廠跡や萬に保管転換されこれを同地区内トシクに埋没したものと考えられる。

(4) 上記の引受け銀塊は上記の一處以外連合國占領軍が引き揚げたもので、大蔵省が司令部担当者から聞いている限りにおいて、銀塊約30石強であるとのことである。

(5) 後藤等の関係者は、当該銀塊は、純主物であるとして所有権を主張(上記の通り接收報

告を提出している。)しているが、吉野としては旧軍の所有であり、且つ、手続上からもその地正当に行つており、戻還戻物質でなく改府の所有物であることは同様ないところである。

(6) 不件に至り、戻還牛の宮原屋石田某が同本署手として戻還戻物質に対する報償金又は財札金請求の訴訟を提起し現本に至つてある。また、同伊藤屋宇深三郎が、其裏面となる銀塊一ホウ、瑞当坪の鑑賞の支払方について立証書が提出されてゐる。

問乙ス 大蔵(福崎・ソク)の銀塊事の追跡如何

(答) (1) 本事件は山下三郎(元福崎ドックに雇用されていた宇野義三及川佐野芳造等京都も京都市在住)が相談し堺市の福崎ドックKK横内に銀塊約30石が埋没してある旨を京郡軍政部に届出で、同軍政部は昭和21年4月27日職員出入3人及び堺警察署員を帶同福崎ドックKKに至り、同社幹部を立会せしめて同社構内を調査したところ、同社床下に集

(32)

積してあつた銀塊が発見され、同年4月28日より大蔵監督占領軍の管理下に移り、同年9月30日よりヨルト向に亘ノ河占領軍より接
められた事例である。

(2) 一紀の山下等は、大阪府知事に福岡ドックル
万一千石をもとめちしておらず、洋装に付
ては生産せず、(1)と、(2)と違つたのである
。ヨルトの兵庫支那の先遣にて、(3)部隊
の義務を以てして昭和24年9月30日付
で接收資金局再設置再報告書(昭和24年法
律第28号)を呈示していふ。

(3) これに対して、大阪府知事は同年3月、銀
塊の分離保管目的のため昭和24年2月3日
当時の大阪經濟局(商工一課所轄)より兵
庫監政本部より保管職換を受け(下津川倉庫
より保管する)これを同年3月4日經濟局の福
岡ドックルに保管を依頼(同年3月5日付
で商工第一課長あての割り書を提出しておる)
しておいたものを占領軍に接收されたもの
であり、また、府方にありては占領軍より免給

(33)

こ前た正規の接收更換書(受領書表示の数量
は銀塊1,184個とあり保管職換の者類その
他の同様基準により總量39,447KGS/重量
位3.0/1000で社量25,403.557瓦
と記している。)を保有しておつて、本事件
は前の所有である。府方は保管の責任がある
ので接收資金局再設置再報告書(昭和24年
法律第28号)の提出義務を以てして昭和
24年9月30日付で報告したものである。

(4) 他方福岡ドックルは、本件から昭和24
年4月4日大阪府海工第一課長よりの保管依
頼により海軍監政本部本軍川倉庫より銀塊
188個(40986KG)を引き取り保管し
たものであり、防空ごうに標識していたもの
を山下等の報告により占領軍に接收されたもの
であつて、保管占有者即ち被接收者の義務
として接收報告書を提出したものである。

(5) 本件事案については、報告書の証拠書類は
完備してからす旨下収集中であるか、旧軍関
係と府方との間ににおける会計官吏の保管職換

(34)

に關する文書、府方と福岡、ツクとの間にお
ける旅費手続に關する文書、その他の關係書
類によるものにて本物件は沿革明瞭である
次つて是の所有に歸すゝものである。

送 政 請

第1条 請

問1. 下述の件の處理をすることとなるる旨
あるのか、また「迅速」とは意をなす。

(答) 「迅速その他の處理」とは、要するに下述の
前段階にある認定、不服の申立の次第、返還の
に付う辨否の外、返還しないものの返収漏漏、又
は支易當回等に交付金を交付する一切の處理をい
う。

「迅速に」とは返還請求が提出を被接收者に5ヶ月、
前有前はその後2ヶ月に制限し、又不服申立て1
ヶ月に限る等被接收者の全体の利益のため早く處
理を完了したいという趣旨を現わしたものである。

(35)

第2条 請

問1. 第1項オ2号の「その他の貴石及び半貴石」とは、
どんなものを指すか。

(答) 貴石とは、ルビー、アファイマー、エメラルド、
スパール、シルコン、ペリドール、カーネルト、ア
レキサンダライト、クリンライト、ムーン、レ
マノン等で、

半貴石とは、月石、瑪瑙、琥珀、猫眼石、
イト、アメシスト、スニンクス、アクアマリン、
シエード、綠玉髓(クリソアライス)、血玉髓(レ
ルン)、ストーン、水晶、龍眼石、黃金石等で、
ある。

問2. 第1項オ3号の阿蘭岳とはどんなものを指すか。

(答) ダイヤモンド工具の鉄棒密器等である。

問3. 第1項オ4号の「その他の政令で定める物品」と
どんなものを定める予定か。

(答) ラチウム、木銀及びその他の物品としては裝飾用
の石類では準宝石類に眞珠、さんごを、人造宝石に
ルビー、アファイマー、シルコン、アレキサンドラ
イト、カーネルト、スピネル、バイオレット、エメ

(36)

アルト、御石等と、模造玉石類としてカラス玉及
び模造品等と、柱石類では鉛錫金屬類のスクラッ
プ、銅、鉄、ニンケン、ファンクラン等にてなつた様
状、漆狀、漆、角等の文書等をもつてゐます。
問6 本邦で本邦のもの以外で本邦の財産を取
り扱何等か、又その方法は怎くあるか。

(答) 本邦の資本銀行の「他人のための金庫」にあら
うる、講師茶室、銀行、宝物館、歴史博物館、
大蔵省、内閣文庫、外務省、小島監修、元海軍少佐
度川南の画工等、官公署、官公署の三段を穿いて、各
所に、行政、立法、司法の三段を穿いて、各
~~ノミ~~
~~ノミ~~
~~ノミ~~専の事項があつてある。

問5 奈良の「旅宿ある軍人又は軍馬しては」とある
意味か、また何をもつて判定するか。

(答) 接收が占領軍の直接行動であつたため、これが実
施した城内は明らかでないが、接收の際に被接收
者に示された文書等は渡された委嘱書に記載され
た内容と接收当時からの状況から判断して、接收

答
10

(37)

之実施する部隊はC.I.C等の機関に所属してこ
れらを担当している軍人又は軍馬と認められるよ
うは、これに該当するものと考えられる。
問6 奈良の「他人のために管理してい」とはとん
ど状態か又は何の保管資金局等でござるか。

(答) 「他人のために」というのは、本質名義に接
するもので、大阪大臣の返還を受けて、自らのために
管理しているものがあるが、それと並行する形
式である。即ち、これを事務管理の状態と見まし
せば資金局等の他にも大阪大臣に返還される、さ
うあるのか、その大阪大臣と保管資金局等の管
理者は別の大蔵大臣は別の立場であり、返還を受ける
ハシ大阪大臣も「他人」の中に入るわけである。
これらの保管資金局等は日銀本店及び大阪支店並
びに通商局及びその東京支局等に保管されている。

問7 「連合国占領軍の管理下から解除了された資金局に
代るハシ資金局の地金の連合国占領軍に対する引渡
に関する法律」(昭和23年法律第119号)制定
の理由如何

(38)

(答) 接收に付し国内の金、銀、白金等の六半は、一時的に連合国占領軍の管理下に置かれたたり、これらの貴金属等を必要とする産業に重大な支障をもたらした。そこで政府は国外の産業経済上必要な調整を確保するため、特許として貴金属の一時的解除を適合品と認めたものとし、これが許可されて解除されたものである。かかる連合国占領軍は即ち二ヶ月以内に引いた解除した貴金属の代りとしてこれを引換価値の貴金属の地金を提供するように指令を発しておこなはれ、政府としては、貴金属特別会計から金及銀の地金を提供したが、法的根拠は整備する所とともに、解説を受けた委員會に如何金を納めさせることとしたのである。

問8 第3項第3号括弧番で附いた貴金属等はどういつもので、どれ位あるのか。どうして一般の直差の原則によらずちいで貴金属特別会計に帰属せしめたか。

(答) 連合国占領軍が貴金属等を管理中にその一部を解除し大蔵大臣が貴金属特別会計から、その代替として全又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したが、その解除された貴金属等を日本政府が一旦

外
10

(39)

更換したまき受益者に引き渡さなかったため現在保管中のものがある。この解除された貴金属等は一般の原則によつて返還されるべきものであるが、大蔵の全又は銀の地金は貴金属特別会計が立替えたものであるからこれに帰属させるのが当然であるが、この法律では代替の地金を引き渡すことを「接收」と定義しているので、一般の保管貴金属等から引き端的に貴金属特別会計に帰属することとしたものであつて金の地金が約2兆、銀の地金が約4千兆である。

第3条関係

問1 本条の趣旨如何。

(答) 現在大蔵省で管理している保管貴金属等についてでは連合国占領軍から引渡しを受けたので公法上も私法上もこの小らを管理する権限が明確でないので、これを明らかにしようとするものである。

問2 处理の完了は何時頃の見込みか。

(答) 第6条の認定や第7条の不服の申立てに関する事務の処理には相当の期間を要し、また第9条の評

(60)

併及び分割に成る車両も特に技術的に困難を予想されるのでこれらの修理の完了は二年位を要する見込である。

第6条実施

問1 本条は天王の返還請求権を排除して、この外併然して差し支えはないか

(答) 本条の承認しているのは、係官貴金属等に対する返還請求は、一切この法律の及ぶるところに於て行わなければならず、後つて民法の所有権に基く返還請求権等に於ては、請求し得ないということである。

民法とすれば占有訴因に期間を過ぎてから、所有権に基づき返還請求権によつても、不特定なもの、代償又は代償に対して当然には請求権はないわけである。民法による所有権に基く返還請求権そのままで認めることとすれば、本法本条の返還請求権と競合して短期間に返還を完アレ得ないことにするのでやむを得ずこれを排除することにしたのである。

(61)

第5条実施

問1 占有者に同一義的に返還請求権を立てるのは如何なる理由によるか。

(答) この法律は、貴金属等を接收前の状態にモドリことを目的としており、所有者は同一義的に返還請求権を立てると、占有者へ留置权、奪取權を持つて場合にその権利を不当に消滅させることになり、又所有者自身も被接收者に証拠書類等かどくのつていうという実情もあり、固か所有者と主張する者が接收貴金属等の眞の所有者か否か判断するのも困難なので、原則として被接收者に返還し、被接收者と所有者の権利の調整は本法に規定のあり外、一般私法によることとした。

問2 第1項で被接收者が返還請求を立てることとすつてはいるか、終戦後旧軍財産である貴金属等を被領等により占有していた者が返還請求することがあると思うが、こういう者にも返還するのか。

(答) この法律によれば一旦は返還の措置を講ずることとするか現物の引渡しの段階においては固は本权即ち所有権に基いて代位更替することにより返還

(42)

きしないことをする。

問3 オ5点 オ6点及のオ7点においては種類、形状と如何か。

(答) (1) 「種類」とは、宝石類においては、名前やその種類である。金屬の地金や製品についてもその主なる成分の金属、種類であり、又合金においては、何と何との合をといふのか種類となる。種類について云々、次令ぐ次の如く定めるべしとある。

即ち、貴金属の地金及び製品について云々、金銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、インジウム、イリドスミン、金と銀との合金、金と銀と白金との合金、白金とロジウムの合金、白金とイリドウムとの合金等といふ区分により種類を区別する。従ってこの区分が同じであれば、品位が違つても、指輪でも胸飾でも、地金でも製品でも又団体でも粉末でも等しい種類となる。

貴石類についてはダイヤモンド、ルビー、サファイア、エメラルド、オパール、ジルコン、ベ

(43)

リール、カーネット、アレキサンドライト、クリンライト、ひすい、トルマリン等、半貴石類については、月石、瑪瑙、琥珀、猫眼石、ヘマタイト、アメシスト、オニソクス、アクアマリン、ジエート、緑玉髓、金玉髓、木軸虎眼石、黄金石等の区分を種類とする。この場合もこの区分が同じであります、色、形、品質、大きさ等が違つても等しい種類である。

(2) 「形状」とはいわゆる形状の種類その他、他のものと区別する標識となりるものというのであって、接状貴金属等と保宮貴金属等の形状が同じとはその接状貴金属等の形状と認定された形状の各要素を全部持つ保宮貴金属等が存在する場合である。

例えは「金のカツア」という認定を受けた接状貴金属等について曰「カツア」が形状であり、金のカツアで把手が二つという認定を受けたものについては「金のカツアで把手が二つ」が形状に当る。又鏡等については鏡類であるということ及び鑄造国、金種(表示金高)、製造年次

等が形状になる。これららの形状について全く認定をすることができるときは、オルタナリティ等により請求を棄却される。又形状の認定を受けた接收黄金所有者について寄り付ける黄金所有者からしては、請求も認定の前に棄却を充当する。即ち「金のカツアで把手が二つ」の認定を受けたものか、「金のカソア」という認定を受けたものよりも優先することとなる。

問4 代蔵資金局に関する法律の受益者は納付金を返してやればいいのでないか。?

(答) 受益者は既に自己の資金局等の返還を受けていた場合には、納付金を返せはよいとも見えられるが同法オク条において金又は銀の地金と連合国占領軍に引き渡したものとみぢていているので、たゞそこれが原則であるとしても一度权利を享受している以上、それを取り上げることは憲法違反であると考えられる。

問5 解除された資金局等の配給を受けた受益者はどう扱うのか。?

(答) 受益者が接收された資金局等の返還を受けた者

ではなく、単に解除されたものの配給を受けた者である場合には、納付金も返還しない。この場合も同法オク条を見ると、金又は銀の地金と連合国占領軍に引き渡したものとみぢてている如くであるが、この場合の実体は解除されたものに廻すに行き接収局との売買であり、既に解除されたものの引渡しと納付金の納付に終り完了してあり、この後に更に金又は銀の地金に対する权利を有するとは同法オク条の予定しないところである。或は同法オク条という受益者とは、接收黄金所有者の位置を受けた者の事と解している。

問6 第3項の「所有者」は、接收時の所有者か、現在の所有者か、接收中の所有权の移転を認めるか。

(答) 「所有者」とは現在の所有者に限る。接收期間中でも所有权の移転は自由であるから正当事所有权の移転が行われたことの立証ができるならば、接收時の所有者と現在の所有者とが異なることを考えられる。

(46)

第6条 国庫

問1 オスプレイはいつまで保有するか、

とその理由は。

(答) 証拠としてこの書類は証拠を出されたう
書の外、しP Cから、3回墨書きで示してある
いろ文字も採用する所であります、証人等の入出
検査も含むことかであります。

請求があると、それが文書が3回にわたりて複数に
あるものでないときは、証拠のある部分のみを複
数することとする。これは規定です、オウチガ
項オス等及びオツ号の規定により、そりと同様に
形の保管資金高等のうち最低の品位又は最小の量の
量のものとみなして返還する。

問2 第3項オス号にいつ改令で定めるもとのは何か。

(答) これは個数を数えしめ方のもの又は数えられて
も通常取引単位とされていするシカを予定して
る。

外
ノス

(47)

木銀、ラジウム、白金海綿等通常重量で取引され
るものと定める。

問3 第3項オス号で種類、形状又は個数を認定する二
点でさるにものは審査されるか品位重量の認定で
きむいふだけどうもろい。

(答) 品位、重量の認定できむいものは審査せず、返
還の範囲においてオチ条オスノ項オス考取でオツ号
において同種同形状(又は最も類似した形狀)の
保管資金高等のうち最低の品位又は最小の量の
ものと算し、品位又は重量を有するものとみなし
て評価することとし、枚消している。

問4 第3項第3号で「すいことか明らかすとき」とす
具体例にどういう場合があるか。

(答) 連合国占領軍が管理中に戦時中のタイ國、仏印
軍のイヤマーク金として日本銀行が保管して
いたもの、日本軍が旧日本占領地域から暴奪して来た
ものと認めたものの等をそれよりの國に返還してい
るので、これらに対する返還請求があつた場合は

(48)

ないことが明らかで場合として棄却されることになる。

問5 代替地盤を引き落したくみたした者には、認定書をしろともさせることなるべきなつか。

(答) 当初に審査が前もっていつのまにか、不服の申立てさせることまで被検査官と同じように扱うことか要旨なりて、本条規範で認定書に準用し、以下同じに扱う様に規定してある。

外
13
中
附

(49)

第7条関係

問1 治政処分に対する不服の申立ては、期間を超過することができないのが通常であるか追書をつけた理由如何。

(答) この場合に、申立期限も短かく、又被検査官と所有者との間に審査請求が分離していろいろ煩雑等のことを考えて取消の直を取ったのである。

問2 第三者も不服申立てできるか。

(答) 不服申立てをする者は、この以外に不法行為の権利又は利益を侵害された者であれば以ての相手であると第三者であるとは限りない。監査の監査的行為の実施者たるここが当事である。

第8条関係

問1 「辨定する」とはどういうことか。

(答) 「辨定する」とは、証拠資料から認定された検査費金届等に現に保管されていゝものの中にあるものが同一と認められる場合である。

問2 辨定するか否かは現物がそのまゝ送るか否かを決定する重大な事であろうが、辨定するとは誰が判断するのか、裁判者も立会い調査せしめるのか。

(50)

答) 假定に依る接收貴金属等が持送するか否かは大臣が調査を行つたが、第ノア条により當該金に於て取扱うべき事項を決定することとなつてゐる。其のうちの測定、品位、重量並に何れこと手の取扱い方針は極めて大問題とされ得るのである。

（2）第ノア条

二、本条の解説

答) 本条は、かく幾つかの點が異なつたのである。即ち、本條の前半は、ライツ法による持送りのものと被持送りのものとに分れて取扱はれるが、後半は、既に上記の方針を明確に規定してある。本条の原則は、各取扱い金の回数若しくは純重量又は純度を限界として、保管貴金属等のうち当該金以外の貴金属等と同一である可能性のあるもの又はその代償若しくは代價である可能性のあるものを、それそれ当該接收貴金属等の回数若しくは純重量又は純度の割合に応じて返還するという規定である。

14

(51)

カノ号は、保管貴金属等のうち、接收貴金属等と種類、形狀、品位、重量等が等しいものがある場合はそのものを返還するという規定である。例えは金のカノ号で、品位、重量はいつまでも問題ない場合に保管貴金属等のうちそれを差し引いてあるが返還するのに、それに上記二に明かでなければ、同一であることを明らかであることはは要ではなく、同一の可能性があることはことになつてゐる。この場合、同一の規定は先づた處方書人あるときは、合式金を受けた者はこれを返すこととなり、それと足りはかず前と返還を受けなことが出来る。認定されたものと同様のがない場合には、その數をさめたものの許可無によりカヨ号へ行くことになる。

カヌ号は、品位や重量がわからぬ場合で、上の例で云ふと、金のカツカでこういう形とすれば認定されたものは、品位や重量は保管貴金属等のうちの金のカツカの最小の重量、最低の品位のものを返還し、それで満たされない場合及び金のカツカが全くない場合はカヨ号へ行くのである。

(52)

オテ音は前2号の規定により返還されないか
又第一回少しが返還されないものについて、沿岸
に在りた地盤、代管の地盤、代管の地盤、該
等を返還するうえ規定でこれによつて足かを添
すことなくとも更に返還を請求することは
できます。

問2 7条第3項の「同一の財物の主張」の原義を
そのを返還することにより民法の除外規定が解
釈されるが、かかる方法でして返還の原義を返還
しない性質はない。理由如何。特に代管である地盤
と、該地盤をいつて返還するものとの間に何ら
いたが。

答) 本条に該当するもの、即ち指定できない接收費
金属等については、所有権の主張ができないと解
釈されるし、民法やイエクタニにいう混同の理論で
共同権を主張するとの解釈、我要放棄もある。
又代償物については民法は直接規定していないが
その代償物の上に所有者全體がない意味で共同
権を持つているとの解釈(我要放棄)もある。然
し法律的根柢としては極めて不明確なのでオテ音に

(53)

溶解され或は代つてある可能性のある接收費金属
等に対して溶解され或は代償又は代管の地盤又は
該金等を返還することとしたのであつて、民法の
解釈規定ともいへば、民法の趣旨にそるもの
と見る。

將定するものの「を返還せしめ
る」とは所有権の
主張をさせしめることであるから、國庫に帰属せしめ
るということは、將定するかしないかが全く並べ
の義に帰すべからざる事由に基くものであつて、
めに不平等の権利であり、當を得ないと想定したの
である。

問3 ある賃と他の賃を並び、重複を最高の品位又は最
低の重複のものとみなすことにしておつが、平均の
ものとみなすのか合理的ではないか。

答) 平均のものとみなすことが合理的であると思わ
れるが実行上困難な点が存する実戻び不明確度も
のを教説する趣旨であるから最低のもの以上の考
慮を取ら必要を認めたと見える。

問4 キタ系によつて返還するときは貴金属等の種類毎
に返還の割合が不均衡を生ずる虞がないか、その不

(54)

公平をなくするために全部同じ割合で返還すべきでないか。

(答) 貴重品等、荷物等の返還の割合が不公平を生ずること、正確であるがゆえに返還しなければならないものと、接続する貴金属等が確実であるものと、公正を尊んでおられる方へ向むかうものが存在していなければ、不適切な返還、不當なことが発生しかねる筈である。

第13条関係

問1 本条に該当する場合に、どういう場合に、また、返還を生ずる見込み。

(答) 確定された種類、色がと表つて種類又は色が同一の貴金属等が次のオタ茶オノ原オノ号又はオヌ号によつて返還されたから國に帰属することとなる。又確定された種類、形状の接続貴金属等が同種同形次の保管貴金属等より少いときはその部分は國に帰属することとなる。

オタ茶オノ原オノ号によつて返還する保管貴金属等で國に帰属するものは殆んどないものと思われ

(55)

れるが返還請求をしない権利者が多數あるときは國に帰属するものが生ずるゝとか考えられる。

國に帰属するものはダイヤモンドについては相
当多額あるとのと見られるがその辺はさて置く
は良いものと考えられる。

第14条関係

問1 返還しようとするものを返還する法律の範囲に該当する請求権者に対する返還の方法はどうするか。

(答) 他の請求権に対する返還が他の法律上ハ
この法による返還されるものを最短日々決定つかつたがそのものを返還することができないときは、当該返還を受けた者に対し金銭賠償をすることとなつる。

第14条関係

問1 この期間は解説か。

(答) この期間は、遺失物法オノ条における期間と
同じ趣旨で、解説ではなく、法律が保管貴金属等

(56)

を受ける権利について定めた存続期間で操作期間の一種である。操作との違いは、操作は中断があり、又期間を経過したときも、始のままのままで消滅するが、操作期間はや断りなく、期間を超過したときに消滅する。

問2 被接収者が返還義務を負うに表すに際し所有者は選べどりるか。

(答) 被接収者が返還義務を受け取る権利を得られない場合には、所有者は民法第212条の返還者代位権により、被接収者に代つて受け取ることができる。

第15条関係

問1 オ一項の趣旨如何。

(答) 被接収者が第15条第1項で返還の請求をするのは接収された貴金属等であり、第15条で返還される保管貴金属等は当該接収貴金属等と同様であつても同一のものではないか、或は全く違つたものもの、例えば農品が接収されたのに地金であることがある。従つて接収貴金属等の所有権は他の

(57)

物權は返還される保管貴金属等の上には当然にはないので、これらの権利を復活せしめることがとしたのである。

問3 「接収貴金属等の上に存した権利」とは物權のみを指し、債權を含まない場合である。則ち所有権、賃借権、先取権又は強制である。

答 「接収貴金属等の上に存した権利」とは物權のみを指し、債權を含まない場合である。則ち所有権、賃借権、先取権又は強制である。

問4 オノ条は物權のみを保護する程度だとすら心置向権のこうな権利の保護を規定しまくった理由如何。

(答) オノ条によると返還された貴金属等が接収された貴金属と異つても、ある場合においては返還された貴金属等の物權の帰属は不明であるから本項を規定したものであるか、債權關係は一般私法で律することができないので特別の規定をしなかつたのである。

問4 オタ条によって返還される兌換代金について規定が何いかどうするのか。

(答) オタ条によつて返還されるものは保管貴金属の外にこれを処分した兌換代金が返還されることのあることはオタ条オニ条により明らかであるが、

売却代金即ち現金に対して所有権等の物権は成立しきりて被が賣金満年之上に存した物権につい
ては、かかる権利の了承並に肯定せられた。売却
代金より「横櫛」等の取扱の依頼到着
後即ち二月三日付にて了承せられた。

四、成績的表現：
數值式表達 消

（名） 本殿の御堂（ごどう）： 現在天皇陛下の御代（ごしろ）として御座（おとせ）る天皇の御堂（ごどう）を指す。天皇の御代（ごしろ）として御坐（おとせ）る天皇の御堂（ごどう）を指す。

問6 第2項の趣旨如何。

(答) オノ様で構成された保管貴金属等の上に存した権利が返還された保管貴金属等の上に存することのみならぬが、その保管貴金属等が二人以上の所有の接收貴金属等に対して返還されたものであるときにはその間の法律關係を明らかにしなければ民法でも解し切れない。即ち民法オヌク5条の耐合

の規定は「各前の府に属するものが混和して識別する」と能はざるに到りたるとキ」とありかゝる場合は該当しない。であらからこのようの場合においても六角辨脉などとすることを明確化したのである。

この場合において、大蔵省令によると、これ専用資本に對応する接続資金等がから候が、既に認定された。から然の立場に際して測るかにて、この専用資本は本文の如く、其の對応する部分に施して持が定められることたゞさうだ。立場にて専用資金等が誰の接続資金等かとの部分に対するし、シカ不確の點名には接続當時の前所有の前所有者の財産に施して持分を定めることとしたのである。(民法や
246頁)

例えは農会員耕農業者にAは10キロ、Bは5キロ耕歎のため積けてあつた会地金が差收されたが、一部は証拠なしとして差却されており余り残して認定されたのは10キロであつた。そして差却された5キロはAの部分のものかBの部分のものか判らぬ場合、ヤタ系で返還されたのは9キ

(60)

口であつたとすればほどの部分は 11.6 % 33

をもと算出することとなる。

たゞそれが本の被服當時の被服率と則りその被服率
をもと表して、この被服率を以て各条の被服率
が通常に算出されるに至らしむるに難点がある
ことである。

問 7 オケダ二郎 次澤が當時に訴えたこととして、本條
では被服率の算出上、いかにも「誤り」

(答) オケダ二郎はこの次澤によて大蔵大臣が被服率を算
出する際の被服率の算出上、その必要な被服費を被服費の半
額であり、本條上被服率、即ち被服費率を規定す
ための必要な被服を算出。被服の場合は、三、四
可能ならうべく、即ち被服率の被服率を算出すること
が妥当であるかも知れない。然しどれに被服の被
用を置くことはそれはそれで被服を困難にするとし、又
回復を多くおこしゃすことから考えられるので返
還の方策としては法律施行時に評価することを基
んだ。然し本条の如く私法上の権利關係について
は被服率の被服をとることが真正であると考えた
のである。

(61)

オノ 6 条関係

問 本条の趣旨如何。

(答) 戦争中国民から供出された公金、銀、白金及び
タリヤミンドは軍事上強大な國權權力によつて回
収したことあり、本条ならばこれらは供出した
人達に返還乃至は充戻すべきものとも思えられる。
然しこれは技術的にも不可能と考えられる。また
これらを供出した國民の資本は實に供出したので
ある。これらを回収した支那官署、又大英銀庫
同様公金又銀庫還送金は軍事上の軍勢を取扱つた
ものであるから、供出された資金等は形式上は
これらの被服の被用となつてゐる。是故には國
の被用に屬していたものと考えられるので、これを
立派によつて明確にしようとするものである。
オノ威カス号の日本金庫が所有している回収費金
庫算についても同様に考えられる。オニ号の金銀
庫庫金の所有している金銀品及び地金についても、
金銀品の輸出とう本米國が行うべき軍勢を委託
してこれらの被用に行わしめたものであり、した
がつて形式的には所有權は司庫体にあるとしても

(62)

実質的と画面上の帰属は國にあつたものと考えて、
かかる規定を設けたのである。

問2 國庫に貯蔵する外貨も貴金属等の如き、政府本
庫であつて、いかに接収され、いかに資金保管され、以て
庫に消滅してしまつたか？

答) 戰争によって外貨が、政府の財産となりました。
これが外貨であるから、貴金属等もまた、そ
れを返還の対象としておられると國庫に属さ
れていた。しかし貴金属は、要點に付けて置
たものと看做すことは問題ござり、それが接収資金
保管は通常の取扱い様にして保管したものである
と考えざるを得ない。それで、その外貨、これが、これ
実質的にも、國庫に属するものとなる。ま
た、返還することとしてある。

問3 本条で國庫に帰属する貴金属等はどれほどのものか？

(答) 別用資料参照。

問4 本条で國庫帰属となつた貴金属等についてその外
分、处分代金の保全についてこの法律はふりていい方
いが如何。

(答) 本条により國庫に帰属する貴金属等の处分方法

(63)

及び处分代金を何に使用するかを決定することは、
この法律を施行してこの特權をまつて検討すべき
問題であると看定、この法律ではされ得なかつたの
である。

第2 貨幣法

本条の趣旨如何。

答) オリジナルに國庫に帰属しておらず、それらの
日本赤十字の貴金属等は國庫に属さないとい
うのがあります。この理由に基づいてあるのが、
支那の通商銀行の銀の輸入額は三枚の貴金属
の輸入額で五倍に達するに及んでゐる。し
たゞ、これをどうの看ことしてこの貴金属を計算す
るは算されてゐること、本条を設けたのである。

問2 オランダの金額は各々どの位になるのか？

(答) 別用資料参照。

問3 ガソリンの買入手数料又は加工費について政令で規
定する基準を定めるのか。

(答) オランダの認定に依る接収貴金属等の實際の買入
代金、買入手数料又は加工費が判明している場合

(64)

因これによることとするが大部分は明確しない実情にわざの、この現金についても買入當時において甚詳として採用されて、は漸次を買入価格とし、この現金代金に対して、買入金額におけるこれら買入金額は、昭和年正月度、これを車を乗車にものとす。手取の、以上で何より多くこれが買入金額のうち略算等と衝突するものである事と、この区間工賃とするよりは、て之ある事とある。

問子 本条件、現金支給金を算定する基礎として接収された数量を基礎として選出如何

答) 交付会員店の通報として、(三)の数量が、接収した販賣部の数量、又其がこれなど算せられた数量、又手取の手取金又付手取金による返還される保管金金庫等の数量が考えられるが、ア、(6)条でこれららの資金金庫等を回庫に備蓄せしのたのは、これららは本邦の所有に属しているものであつたとの理由に基いて、るのであり、したがつて現物返還の場合と同様の原則によりこの数量を基礎とすべきではなく、且つこの数量は法理上明確にし得るとしても接収迄に区分されているもの等あつ

外
17

(65)

て現物の存在を証し難い、したがつて本条の如く接収されたと認定された数量を基礎としたのである。

問5 方の現金の如き規定はおけるか、並に、
れる請求と甚だ複数を矢するスルモノに問題と思ふ
如何。

答) 交易官団及び中央物資活用協会の接収金額は、ダイヤモンドはこの大部分が受領書もなく、連絡書のみで、ドライヤモンドの入った封筒等と、うが細くさめられて不明確なものが多く、かく某の土地の被災者金庫と同一基準にて算定するところ、殆んど全く算定されず、取扱いは、まず、(6)条に記載したがつて交付金は全額を取扱わないこととほろう、然し現在保管しているダイヤモンドノルム、28⁰に対する保管用ダイヤモンドの接収報告の数量は、168,070.0tで、交易官団及び中央物資活用協会の両者以外のものからの接収報告は、228.0tを全部算定し、全部その重量だけ返還してもなお保管数量は残額156,055.0tとなり、これは交易官団及び中央物資活用協会から接収されたもの

と推定するところがまさかのここを支局幹部が
中央銀行開設の実績算定によって検討した數
額をそのまま算定の基礎としたのである。現在運送
支局はいかにも過るに高額であるようか。費用を
算定して決算を算定・積入してやはり高額とな
る。て然てめんと算定してある。

問：支局開設料金の支拂い方と支拂い金額を
おもろく下記の如きにて請和費支拂い金額を
おもろく如何。

答：支拂金額等、運入する鉄道賃金届出の置入料金
に依りて算出を免れ、(以下略)支拂金額等には
銀行を介さずの借入金による支拂入料金の算
出をされ得て、この借入金の金利をも算出し
している。本項はこれらの算出をカバーする意味の
ものであるが、請入者毎に借入金の肩書、利率の指
定があつて実費弁償すると不均衡となるので一年に
本項の如く決められたのである。

又期間の計算について請和発効後からとしたのは接
收から請和金の間は政府の責任ともい難いので政
府に引渡しを受けた請和発効後から法定利率によつ

て計算した金額を加算して支拂うこととしたので
ある。

問：本条による支拂金の予算措置の採られていない程
度如何。

答：乍、既に支拂金に算定する費用算定の範囲に
直達請求期間を下限としたのが審査期間5ヶ月
にして支拂に不服の申立決定の期間等を加えれば
請和ミテ年度中には支拂いことにはならうけ
られぬもので請和ミテ年度予算に附計上しなひ
て居るのである。

ヤノ、支拂金の算出

問：支拂金の性格は決定権民か、諮詢権民か、「議決
に基づく」の意義如何。

答：本項支拂金等の處理は、接収資金等の理
事会の中核をなすオノタニ赤オノ頭に定める事項に
ついて大蔵大臣の諸間にこたえることを任務とす
る。大蔵大臣は、同条同項に定める事項の処理に
当つては、必ず審議会に端りその議決に従つて実
施しなければならない。この意味において審議会

(68)

つ議次は大臣入臣を拘束するものであるか しかし 大蔵大臣の審議会の議次を、監査と改めたときは、審議会に付けて、元審議を止めることができる。たゞ、大蔵大臣は、監査と改めたが故に、この大臣が監査官、大臣代行としてあるべきではないのである。『議次』は、監査の権限はなくしては、いつまでも監査官としてあるべきである。

問2 募集会の委員に次官の次長、公務員監察官をつぶす理由に如何。その下級官吏監視官は、別途その専門性をもつたる日本銀行にて次長から、審議会に付けるべき當てないのには、実に、公務員監察官は如何なる人を専らとして、その小仕事は専門的である。兩院議員と委員に付ける理由如何。

(答) 本法草案に於ける審議の段階に当つては、その内閣及び各部の監視官であると公務にわたつて法律問題の紛糾することが予想される。特に本処理事務の中核をなすオノタ茶やノ頭に於ける事務についてはその廣れが大である。このため審議会の委員に法制局次長、法律事務次官を加えたのであ

(69)

る。

次に、日本銀行副總裁を審議会委員に加えたのは、本法律案第21条によつて保管資金専門の監査に関する事務の一部を日本銀行に委任する」とことなりにいうことによる。則告則原者たる日本銀行の代表という意味で委員に加えられたのは適當でないといふに難いあるが、第20条第4項によつて日本銀行に元告則原を有する事務に係る議次に付けることができないからその意味はないと思ふ。

監査監督者とは、現在のところでは、法律監察の専門家である。成は、内政では接続して二度監査した者を期して監査監督を付たせる入格者たゞが予想される。二度からうる監査監督を委員の任期につきこそ、本審議会の事務が臨時的のものであり生温で完了が見込まれること無に該けないこととした。

両院議員を委員に加えなかつたのは、本審議会の性質が政界の次選ではなく、行政事務であるからである。

(70)

問3 廉賄委員の性格如何。議決権を有するか。

(答) 廉賄委員は、特別の必要がある場合は、財政行政機関の職員又は該職種幹部からいつ大蔵大臣が任命するものであり、該幹部の性の職務について中止の氣氛、減らせるの要員と同様の実務を有する。然ち、特權の利益關係を有する事業以外のことは議決権を有する。

問4 政令で定める審議会の運営に必要な事項はこれらを何点か挙げよ。

(答) 次の如き事項を政令で定める予定である。

1) (審議会の招集、定足数、議決の方法)

審議会は会長が招集する。

審議会は、委員の過半数の出席と共に本会議を開き議決をすることができる。

審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて可否同数のときは、会長の裁するところによる。

② (部会)

審議会に、その度のるところにより、部会をおくことができる。

(71)

組合に組合長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

組合に属さざる委員、届賄委員及び幹部幹事長は、会長と指名する。

法令上の条件より現の組合は、都合長に準用する。

監視

前各条に定めるものの外、議事の手續その他審議会の運営に関する必要な事項は、この会が定める。

③ (審査)

審議会の運営は、六蔵省管財局において處理する。

カネ 査定係

問1 本票で返還に関する事務の一部を日本銀行に取扱わせることができることになつてゐるが、その際の經費は誰が負担するか。

(答) 費用する事務は、貴金属等の保管又は返還請求者に対する現金の引渡しのよう簡便な事務であつ

(72)

て、特にこのために多額の経費を要することは考
えられないが、その経費は当本銀行の負担である。
問え 則善同原委とあら日本銀行に金庫の一端を取り扱
わせることを適当と考へられ。

(答) 委託する事外の内容は、貴金属等の保管又は引
渡しのような事務この、而して返還請求の方法、
重大な開示をする権限、手帳を委託することには
ないから大體に生じないと考えられ。

第二回 金庫係

問え 國に帰属した貴金属等の金庫係としての
保管貴金属等の管理は、國有財産法上の國有財産と
して取り扱うのか。それとも國会計制度上の物と
して取り扱うのか。

(答) 國に帰属又は國が返還をうけた保管貴金属等に
ついては、國有財産法オヌタの定義には含まれない。
従って物品として物目会計規則が適用されることとなり、これにより十分管理の適正を期す
ことができる考へる。

(73)

問え 國に返還された貴金属等は、被接続者又は所有者
である各府各庁の長が所管することになるのか。

(答) 本法律の範囲の貴金属等として名の各府の長
の所管に属することとなる。名前その財政事務
上使用するもの以外は、國税局長と警察署、大蔵省
に所管を要すたと考へられる。

第三回 金庫係

問え 貴金属の盗難を守り立派に、二重の施錠、三重と
したことあるのか。

(答) 本法では返還の請求、融通、貸出、貯金、取扱い
並、返還の請求をいたしたときの監視と監査とに
あつて、請求の書類の提出これが問題の是とされ
及の事実大あれは貴金属の直用を受けることになる。

問え 十万円以下の貴金属は少額金庫と云ふ。

(答) 取り扱われる品物が相当高価であるのに比較し
て資金が少ないよう思われるが、虚偽の申立て
より返還を受けければ詐偽罪としてオヌテ承認書に
より刑法の罰として10年以下の懲役を受けるこ
とになり、返還を受けなかつたとしても詐偽未遂

(74)

又は本文書偽造に間われ刑罰を受ける可能性があるからそれが悪いとは思えぬまい。

五三 長年に亘り受け取ってて然るの実刑と適用

最も多くうなづけ難いのは、法の本
意を、その本意の違ちたものと見なすが、法の本
意の違ちたものと見なすが、法の本
意を解釈する上では、該條文と、これ
をもつて、該條文を解釈するため、常に違
したとして、該條文を、該條文を解釈するため
に、該條文を解釈するための小字が付
たか署名が付いたり、改訂等の手書きが付
たとしても、該條文は、本意の実刑が適
用されることに在る。

四五 岩議会に出頭したが島へ偽造の陳述をしてとき
にはどんな罰を受けるか。

(答) 参考人の陳述は一般的には参考のための意見で
あるから虚偽の陳述があつても、直ちに、これを
ついて偽証罪を適用すべきものとは思えない。但
し参考人の中にはその陳述によって認定が行われ

(75)

るような場合も考えられ、このときは参考人は詐
人的性格のものと看えられるが、このようない場合
では、この陳述内容はあつかいの尺度により詐欺
として返還請求者から逃げておきながらその内に
虚偽の陳述があれば本意の実刑が適用せざるこ
とに在る。

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のよう
に改正する。

第二十四条中「以下第二十五条、第二十六条」を「以下第二十四
条の二、第二十一条乃至第二十六条第二十六条の四、第二十六条の七」に改め、
同条の次に次の二条を加える。

第二十四条の二 決定整備計画の定めるところにより仮勘定を有す
る特別経営株式会社は、前条の規定による資産（決定整備計画の
定めるところにより解散する会社へ以下解散会社といふ。）につ
いては、決定整備計画において処分を定めなかつた資産を含む。
社の場合は旧勘定に所属していた債権をいう。以下同じ。）の回
収を昭和三十一年三月三十一日までに行はなければならない。但
し、当該期日までに、当該資産の処分又は債権の回収ができない
特別の事由があるときは、会社経理応急措置法第十四条第一項の

旧債権の債権者（以下第二十六条、第二十六条の八、第二十九条
の三及び第二十九条の四において旧債権者といふ。）のうちから
選任された特別管理人（以下旧債権者特別管理人といふ。但し、
当該会社が第二十二条第二項の規定により会社経理応急措置法第
十七条第三項の登記を抹消した場合は、抹消前の旧債権者特別管
理人を同法第十七条の規定（同条第三項の規定を除く。）により
この法律施行の日において改めて選任された旧債権者特別管理人
とみなす。この場合において、死亡その他の事由により当該特別
管理人を欠くこととなるときは、その補充を受けるものとし、こ
れが補充のための選任については、同法施行令第十九条を準用す
る。）の同意を得て、命令の定むるところにより当該期日の延長
につき、主務大臣に認可を申請することができる。

主務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、期限の延
長が、真に止むを得ないものであり且つ公益に反するか否かを審査

し、認可又は不認可の処分をなす。

特別経理株式会社は、第一項の規定により、選任されたものとみなされた旧債権者特別管理人又は会社経理応急措置法施行令第十九条を適用して選任された旧債権者特別管理人を、当該選任されたものとみなされた日又は選任された日後一箇月以内に主務大臣に届け出なければならない。

第一項の規定による資産の処分又は債権の回収を行はなければならぬ特別経理株式会社が、当該資産の処分又は債権の回収を行つてゐる場合には、当該会社の旧債権者特別管理人は、^旧債権総額の百分の五十以上に當る旧債権を有する日債権者の同意を得て、当該会社に対し期間を定めて、当該資産の処分又は債権の回収をなすべき旨の申出をなし、当該期間が経過したにもかかはらずなお当該申出に係る実行のない場合は、当該資産の処分及び債権の回収につき、命令の定めるところにより必要な手続を行うことができる。但し、

回収すべき債権の債務者が調達機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)に規定する調達機関(以下調達機関といふ)又は金融機関若しくは特別経理株式会社である場合はこの限りでない。

二十四条の三前条第一項に規定する特別経理株式会社は、同項に規定する資産の処分の対価又は債権の回収により取得した資産ハ経費その他のに充當する場合を除く。」は、^ニ二十六条の規定により分配を完了するまでは、現金又は現金に準すべき銀行預金等の資産として保有しなければならない。但し、旧債権の額から第十九条の規定により清減した旧債権の額を控除した額(以下残存債権の額といふ)及び資本の額から株主の負担額として計算せられる特別損失の額を控除した額(以下残存保金の額といふ)の弁済に充当される場合及び第二十六条の二乃至第二十六条の四に該当する場合はこの限りでない。

第二十六条第一項中「前二条」を「第二十四条及び第二十五条」に改め、「相当する金額」の下に「以下仮勘定利益額」という。四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金額のある場合においては、当該債権額から当該金額の額を控除した額の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を「ヘ特別損失の額を負担した旧債権者へ以下本条、第二十六条の二、第二十六条の四において特別損失負担旧債権者といふ。」が決定整備計画の定めるところにより割当を受けるべき特別経理株式会社の発行する株式又は譲渡を受けるべき第二会社の株式につき株主の負担額として計算せられる特別損失の額を負担した株主へ以下本条、第二十六条の二において旧株主という。」から申出があつた場合に特別損失負担旧債権者が旧株主に対してしなければならない譲渡により又は第二十九条の三の規定により特別損失負担旧債権者に交付せら

れると金銭のある場合においては、当該債権額から当該交付せられる金銭の額を控除した額へ以下旧債権者負担額といふ。」の限度において、特別損失負担旧債権者に帰属せしめ、当該帰属せしめた額を分配しなければならない。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「特別損失の額につき第三十七条第二項の規定により減少された資本の額の限度において、旧株主に帰属せしめなければならない。」を「特別損失の額へ以下旧株主負担額といふ。」の限度において、旧株主に帰属せしめ、当該帰属せしめた額を分配しなければならない。」に改め、同条第三項中「負債の部に計上した額の合計額が資産の部に計上した額の合計額を超える場合において、その超過額」を「仮勘定利益額」に改め

第二十六条の二 特別経理株式会社は、昭和三十一年三月三十一日現在において、第二十四条及び第二十五条の規定により仮勘定と

して経理すべき額が確定しない場合においては、当該仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額を旧債権者負担額の限度において、特別損失負担旧債権者に帰属せしめ且つ同日後二箇月以内に当該帰属額を当該特別損失負担旧債権者に分配しなければならない。

一 仮勘定の利益額へ但し、解散会社の場合においては、仮勘定利益額から残存旧債権の額又は残存株金の額の弁済に充当した金額がある場合における当該充当した金額と当該仮勘定利益額のうち第二十四条の二第一項及び第二項の規定により処分期限の延長につき主務大臣の認可を受けた資産に係る金額との合計額を控除した金額。

二 旧債権者特別管理人の同意を得て定める清算のための費用及び在外資産、在外負債につき主務大臣の指定する金額

特別経理株式会社は、前項の規定による残額から同項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属せしめる額を控除してなお残額があるときには、株主負担額の限度において、旧株主に帰属せしめ、同日後二箇月以内に当該帰属額を当該旧株主に分配しなければならない。

特別経理株式会社は、特別損失負担旧債権者又は旧株主である者のうちに、金融機関経理応急措置法（昭和二十一年法律第六号）第二十七条第一号に規定する金融機関又は閉鎖機関若しくは第二十四条の二第一項に規定する特別経理株式会社（第二十六条の四の規定による分配を完了した特別経理株式会社を除く。以下本条及び第二十六条の八において金融機関等という。）がある場合においては、前二項の規定にかららず、命令の定むる期間内に、左の各号に掲げる金額を、金融機関等に通知しなければならない。

一 第一項第一号に掲げる金額から第二号の金額を控除した残額

につき第二十六条の規定により算出した金融機関等に対する分配額に相当する金額

二 前号にいう残額に第四項第一号の金額の合計額を加算した金額につき第二十六条の規定により算出した金融機関等に対する分配額に相当する金額

金融機関等（第二十一条の二第一項に規定する特別経理株式会社を除く。本項中以下同じ。）は、昭和三十一年三月三十一日現在において算出した左の各号に掲げる金額のうち、当該金融機関等に該当する金額を、金融機関等の債権者又は株主であつた前項に規定する特別経理株式会社に、前項に定める期間内に通知しなければならない。

一 前項に規定する金融機関については、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三十七条の二に規定する調整勘定利益金につき算出した当該特別経理株式会社に対する分配額に相当する金額

二 閉鎖機関については、閉鎖機関令第十九条の二の規定による当該特別経理株式会社に対する清算分配金額

三 第一号にいう調整勘定利益金又は第二号の清算分配金額の計算の基礎となつた残余財産の額に、前項第一号に掲げる金額の合計額を加算した金額につき算出した当該金融機関等の当該特別経理株式会社に対する分配額に相当する金額

特別経理株式会社は、第四項の規定による通知をし、且つ前項第一号又は第二号に掲げる金額の通知を受けた后、第三項第二号に掲げる金額を、命令の定むる期間内に、命令の定むる方法により、分配しなければならない。第一項及び第二項の規定は、この場合について準用する。

特別経理株式会社は、第一項、第二項及び前項に規定する金額を命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て、分配しなければならない。

第二十六条の三 特別経理株式会社は、第二十四条及び第二十五条の規定により仮勘定として経理すべき額が確定しない場合においても、前条第一項に規定する方法に準じて仮勘定の計算を行つたときに、当該計算を行つた日における、同条同項第一号に掲げる金額から同条同項第二号に掲げる金額を控除した金額（以下「仮勘定の残額」という。）が旧債権者負担額と旧株主負担額との合計金額（前条又は第二十六条の四の規定により既に帰属せしめた額があるときは、その額を控除した金額）以上となる場合においては、仮勘定として経理すべき額は確定したものとみなして、第二十六条の規定を適用する。但し、第二十六条の六の規定の適用を妨げない。

前項の場合において、特別損失負担旧債権者及び旧株主に帰属した金額は命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て分配しなければならない。

第二十六条の四 特別経理株式会社は、第二十六条乃至第二十六条の三の規定に該当する場合を除き、前条第一項に規定する仮勘定の残額がある場合には、当該仮勘定の残額は旧債権者負担額（既に帰属せしめた額があるときは、その額を控除した額）の限度において、特別損失負担旧債権者に帰属せしめ、当該帰属せしめた額を命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て、分配することができる。

第二十六条の五 解散会社が第二十四条の二に規定する資産の処分及び債権の回収を完了したときは、金融機関再建整備法第三十七条の二の規定による調整勘定の利益金の分配を受ける権利（以下本条中「調整勘定受益権」という。）又は閉鎖機関令第十九条の二の規定による閉鎖機関からの清算分配を受ける権利若しくは第二十六条又は第二十六条の三の規定による仮勘定利益額又は仮勘定の残額の分配を受ける権利については、当該会社は、旧債権者特別

管理人の同意を得て、当該会社の第二会社又はその他の者に譲り受けた者は、
権利を譲渡することができる。但し、当該権利を譲り受けた者は、
これを他に譲渡することができない。

前項に規定する調整勘定受益権の譲渡については、
金融機関再

建整備法第三十七条の九の規定は、これを適用しない。

第二十六条の六 第三条第一号ロに掲げる損失額の計算上、算出の根拠となつた在外負債へ本条中以下在外負債といふ。一を有する解散会社は、第二十六条第一項第二分の主務大臣の指定する金額と指定時貸借対照表に計上された在外負債の額が在外資産の額を超過する場合の当該超過額との合計金額に相当する金額へ同条同項第一号に掲げる金額が、当該指定額に満たない場合は、同号に掲げる金額。一を、命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て、主務大臣の指定する者に寄託した後でなければ、仮勘定は確定しないものとする。

解散会社は、命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て、前項に規定する信託に代え、在外資産、在外負債に係る一切の権利義務を当該会社の第二会社に譲渡することができる。

第二十六条の七 特別経理株式会社が、第二十六条の二乃至第二十六条の四に規定する主務大臣に対する認可の申請をした場合にお

いては、当該申請に係る事項については、決定整備計画の変更申請があつたものとみなして、第二十条を適用する。

第二十六条の八 解散会社が、第二十四条及び第二十五条の規定により、仮勘定として経理すべき額が確定せず且つ当該仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、負債の部に計上した合計金額が資産の部に計上した合計金額に満たない場合において、その後における資産の処分又は債権の回収（第二十六条の三に規定する金融機関等からの調整勘定の利益金・清算分配金及び仮勘定利益額又は仮勘定の残額の分配を受ける場合を含む。）により取得すべき資産の額が、当該処分又は回収の経費を償うに不足するため仮勘定の経理を継続することが当該会社の債権者の利益を侵害するおそれがあると認められるときは、旧債権者特別管理人は、当該会社に対し、旧債権総額の百分の五十以上にあたる旧債権を有する旧債権者の同意を得て、当該合計差

引計算をなした日において仮勘定を確定すべき旨の要請をすることができる。この場合においては、当該会社は、その要請に従つて仮勘定を確定しなければならない。

旧債権者特別管理人が前項の要請を行つた場合においては、旧債権者は、当該会社の仮勘定確定の日ににおいて、当該会社が第二十四条の三の規定により保有する資産の限度において、残存旧債権額の弁済に充当し得る金額へ当該会社が既に残存旧債権額の弁済を行つているときは、その金額を加算した金額へを超える残存旧債権額については、その権利を放棄したものとみなす。

第一項の規定により、仮勘定が確定した場合において、旧債権残存額につき旧債権者に弁済した金額へ第二項の場合における弁

済に充当しうる金額を含む。一の合計額が残存旧債権額に満たないときは、当該満たない額については、特別損失負担額に応じて旧債権者に負担せしめなければならない。

第二十六条の九 第二十六条乃至第二十六条の四の規定により分配する金額は、法人税法による各事業年度の所得及び地方税法による事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上は、これを損金とする。

第二十九条の三第一項中「会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者」を「旧債権者」に改め、「株式を発行する場合」の下に「又は当該特別経理株式会社に帰属した第二会社株式の売出に当たり額面株式の一株の金額をこえる価額を以て株式を売出す場合」を、「ところにより新株の引受権」の下に「又は第二会社の株式につき株主又は旧債権者が優先的に額面価額をもつて買い受ける権利（以下第二会社株式の買受権という。）」を、「新株の引受人」の下に「又は第二会社株式の買受人」を、「発行価額」の下に「又は売出価額」を、「株式の発行」の下に「又は売出」を、「その新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加える。

第二十九条の四中「会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者」を「旧債権者」に改め、「新株の発行」の下に「又は第二会社株式の売出」を、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加える。

第四十条の三の次に次の二条を加える。

第四十条の四 第二十四条の二第一項に規定する特別経理株式会社は、同項に規定する資産の処分又は債権の回収が完了するまで、毎年六月及び十二月末現在における当該資産の処分及び債権の回収状況を主務大臣に報告しなければならない。

主務大臣は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときには、当該特別経理株式会社に対して、当該事項に関する報告をとることができることとする。

第四十七条の二の次に次の二条を加える。

第四十七条の三 前条第一項及び第二項の規定は、法第六条第一項第二十号に定める事項を除き、第四十一条第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた特別経理株式会社の旧債権者特別管理人に準用する。この場合において、同条中「特別管理人」とあるは「旧債権者特別管理人」と、「第四十一条第一項の規定」とあ

るは「第四十二条の二の規定」と読み替えるものとする。
第五十三条第一項中「第二十四条乃至第二十六条」を「第二十四条乃至第二十六条の八」に改め、同条第二項中「認可の日から五年」の下に「（第二十四条乃至第二十六条の八の規定に係はる事項については、第二十四条及び第二十五条に規定する仮勘定が確定（第二十六条の三の規定により確定したものとみなされる場合を含む。）した日から二年）」を加える。

「人與是堅固之堅韌」。一筆該空缺不填，一筆寫大次，一筆寫改正十八

裏面白紙

裏面白紙

才二十九年中才以下才二十五年、才二十六年才下才二十七年春之二、才二十九年
才三十大春乃至才二十六年才下才二十六年才之七に改め、圓春之次大次の二春を廢して、

第二十九回 決定整備計画の定めるところにより候勘定を有する特別經理株式会社は、前条の規定による資産（決定整備計画の定めるところにより解散する会社へ以下解散会社）といふ。併つては、決定整備計画において处分を定めなかつた資産を含む。）の残余及び現に有している債权（解散会社以外の特別經理株式会社の場合は旧勘定に所屬していだ債权をいう。以下同じ。）の回収を昭和三十一年三月三十日までに行はなければならぬ。但し、当該期日までに、当該資産の足分又は債权の回収ができない特別

会社整理及急措置法第十四条第一項の旧債权の債权者へ以下オニ十六
条十九条の三及びオニ十九条の四において旧債权者とハ、一のうちから選任され
た特別管理人へ以下旧債权者特別管理人といふ。但し、当該会社がオ四十二条オニ項
の規定により会社整理及急措置法第十七条オニ三項の登記を抹消した場合は、抹消前の旧
債权者特別管理人を同法オニ十七条の規定（同条オニ三項の規定を除く。）によりこう法律
施行の日に改めて選任された旧債权者特別管理人とみなす。この場合において、
死亡その他の事由により当該特別管理人を欠くこととなるときは、その補充を要するも

のとし、こ輩が補充のための選任については、同法施行令第十九条を準用する。」の同
旨を得て、命令の度むるところにより専議期日の延長につき、主務大臣に認可を申請す
ることができる。

裏面白紙

主務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、期限の延長が、真正止むを得ないものであり且つ公益に反するか否かを審査し、認可又は不認可の処分をなす。

裏面白紙

本社は、才一處の規定により、退任されたものとみなされた旧價取者特
定理人等は、全社整頓応急措置法施行令第十九条を準用して退任された古價取者特別管
理へて、当該選任されたものとみなされた日又は退任された日後一箇月以内に主務大臣
届け出なければならない。

セ一處の規定による資産の返送は債権の回収を行はずればならぬ特別整理法、或
会社が、~~新規~~当該資産、及今又は債権、已然く急いでいる場合は、当該会社の債
権者特別管理人は、旧債権額の三分の二以上に相当する旧債権を有する旧債権者の回収
を得て、当該会社に付し期間を定めて、当該資産の返送又は債権の回収をなす旨の
申出をなし、当該期間が経過したにもかかはらずなときは該申出に係る実行のない場合、
当該資産の処分及び債権の回収につき、命令を定めるところにより必要な手続を行つて
とができる。但し、回収すべき債権の債務者が閉鎖機関（昭和二十二年勅令第744
号）に規定する閉鎖機関（以下閉鎖機関）といふ。一ズは金融機関若しくは特別整理法式
会社である場合はこの限りでない。

第二十四条の三 前条第一項に規定する特別整理株式会社は、回復に規定する資産の戻入、
又は他の債権の回復による取得した資産へ終費その他のため並する場合を除くことは、
第十八条の規定下に、会社を完了するまでに、現金又は現金に準ずべき銀行預金等の
資産として保管しなければならない。但し、旧債権の額から才十九条の規定による減
額を差し控除した額へ以下残存旧債権の額とし、及び資本の額から株主の
出資として清算せらるる特別損失の額を控除した額へ以下残存預金の額とし、一
度未だ充當される場合又は才二十一条の二乃至二十九条の四に該当する場合はこの限
り。

廿二年三月廿日付、至る所

大内 参照
十二月參りニ方一處に規定する特開種種株式会社は、同處に規定する資本の追加又は償却の回数が完了するまで、毎年六月及び十二月末現在における資本額を主務大臣に報告しなければならぬ。

主務大臣は、前項の規定にからず、必要があると認めたときには、専設特別委員会並に会社に対して、当該登場に因する發言をさせ得べき。

オニ十六条オ一項中「前ニ至シテオニ十四条及びオニ十五条」に改り、⁽¹⁾相当する全額の下に「ヘ以下候勘定利益額」という。⁽²⁾と加え、⁽³⁾ヘオニ十九条の三の規定により会社整理応急措置法オ十四条オ一項の旧債权が債权者に交付せられる金錢のある場合においては、当該債权額から当該金錢の額を控除した額⁽⁴⁾の限度において、同項の旧債权の債权者に帰属せしめなければならぬ。⁽⁵⁾と「ヘ特別損失の額を負担した旧債权者」⁽⁶⁾以下本条。

において特別損失負担旧債权者という。⁽⁷⁾が決定並備計画の定めるところにより割当を受けるべき特別損失の額を負担した株主⁽⁸⁾サニ会社の株式につき株主の負担額として計算でられ、特別損失の額を負担した株主⁽⁹⁾ヘ不支拂金⁽¹⁰⁾がいて旧株主といつ。⁽¹¹⁾から申出が入った場合特別損失負担旧債权者が旧株主に對してしなければならない償渡により又はオニ十九条の三の規定により特別損失負担旧債权者に交付せらるる金錢の額を増額した額⁽¹²⁾へ以下旧債权者負担額といつ。⁽¹³⁾該大旨せらるる金錢の額を増額した額へ以下旧債权者負担額といつ。⁽¹⁴⁾の限度において、特別損失負担旧債权者に付せしめ、当該債權せしめた額を分配しなければならぬ。

ト次に、同条オ二項中「同項の規定による超過額」と「候勘定利益額」に、「候勘定利益につきオ三十四条オ二項の規定により減じされた資本の額の限度において、⁽¹⁵⁾は、士の帰属せしめなければならぬ」とない。⁽¹⁶⁾と「特別損失の額ヘ以下旧株主負担額」といつ。⁽¹⁷⁾契約において、旧株主に帰属せしめ、当該帰属した額を分配しなければならぬ。⁽¹⁸⁾ト次に、同条オ三項中「貢償の額に計上した額を合計額が資産の額に計上して額の合計額⁽¹⁹⁾に起きた場合は、その超過額」と「候勘定利益額」に改める。

裏面白紙

オ二十六条ウニ 特別整理株式会社は、昭和三十一年三月三十日現在において、オ二十九条及びオニ十五条の規定により依勘定として整理すべし額が確定しない場合においては、当該依勘定として資債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、オ一三に掲げる金額からオニ弐に掲げる金額を控除した残額に相当する金額を旧債権者負担額の限度において、特別損失負担旧債権者に帰属せしむ且つ同日後二箇日内に当該局長に當該特別損失負担旧債権者に介記しなければならない。

一 依勘定の利益額（但し、解散会社の場合においては、依勘定利益額から残存旧債権の額又は残存株全額より清算に充當した金額がある場合には当該充当した金額と当該依勘定利益額のうちオニ十四条の二オ一項及びオニ項の規定により処分期限の延長につき主務大臣の認可を受けた資産に係る金額との合計額を控除した金額）

二 旧債権者特別管理人へ同意を得て定める清算のための費用及び在外資産、在外貿易につき主務大臣の指定する金額

裏面白紙

特別経理株式会社は、

ハシ同項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属せしめる額を控除してなお残額が、
万どきには、株主負担の限度において、旧株主に帰属せしめ、同日後ニ直日以内に当
該帰属額を当該旧株主に分配しなければならぬ。

前項の規定による残額

特別経理株式会社は、特別損失負担旧債权者又は旧株主である者の中には、金融機関
整理応急措置法（昭和二十二年法律第十六号）第ニセシテ第才一至一に規定する金融機関又は
川銀機関若しくはオニナ附添ヘニオ一項に規定する特別経理株式会社（オニナ六条の四
の規定による分配を完了した特別経理株式会社を除く。以下本条及びオニナ六条の八に
おいて金融機関等といふ。）がある場合においては、前二項の規定にかかはらず、命令
入定する期間内に、左の各号に掲げる金額と、金融機関等に通知しなければならない、
一才一項才一至一に掲げる金額からオニ号の金額を控除した残額につきオニナ六条の規
定により算出した金融機関等に対する分配額に相当する金額

二 前号にいう残額に才四項才一号の金額の合計額を加算した金額才つきオニナ六条の
規定により算出した金融機関等に対する分配額に相当する金額

五 資本回等ハオ二十日參ニオ一項ト規定する特別修理株式公社を除く、本會中以下
同様一社、昭和三十一年三月三十一日現在において算出した左の各号に属する金額の
二、当該余額資本等に該当する金額を、全般賃用等の債権者又は株主であつた前項六
種ノ一の特別修理株式公社へ、前項に定める期間内に通知しなけれど可也。

前項六種定する金融機関大つては、金融機関年是整備法(昭和二十一年五月二十二
十七年一月三十一日)による開業真美利益金大つゝ算出一、当該特別修理株式
公社へ付する余額額へ相当する金額

二 未償資本大つては、未償資本令オ十九条ハヘ規定(特例
二)による清算

(特例
二)による清算

三 第一項にいう調整剰利益金ハオ二号ハ清算余額額(計算の基礎となつた残余
の金額に、前項第一号に屬する金額を合計額を清算した金額ハオ二号ハ清算の成
功度の半分、当該特別修理株式公社に対する余額額へ相当する金額

裏面白紙

特製修理株式会社は、才四項の規定による通知をし、且つ前項才一項又は才二項に掲
げら全額の通知を受けた后、才三項才二号に掲げる金額を、命令の定むる期间内に、命
令の文まる方法により、分配しなければならぬ。才一項及び才二項の規定は、この事
件について準用する。

(a)

219

本件御式令は才一項才二項及び前項大規定する金額を命令の定むるヒニテ
主務大臣へ認可を得て、余既しなければならぬ。

裏面白紙

421 1
3

廿二十六年三月特別修理株式会社は、オシナ田原及びオニナ五条が見送りより候勘定として修理すべき額が確定しない場合においては、前条が一度に規定する方法に準じて候勘定の計算を行つたときに、当該計算を行つた日にあつた、同条同項第一号に掲げる金額へより同条同項第二号に掲げる金額を控除した余額へ及下限額の算額という。即ち旧役員賃額と旧株主賃額との合計金額へより同条第一号の規定により既に算除せられた額があるときは、それを控除した余額へ及上記二項の場合は場合に依るとして修理すべき額を確定しておき、その額を用ひて、廿二六年の修理料金を適用する。但

廿二六年六月選定の修理料金を妨げない。

裏面白紙

おのれの身の事ばかりで、此の間へ貢担酒使ひき入つて於ては事無し。この間は余り、アリ

裏面白紙

オ二十六条の四 特別整理株式会社は、オ二十八条の二十一
八条の三の規定に従ひず。場合を除き、前条オ一項に規定する仮新規の賃額がある場合には、当該仮新規、賃額
旧債権者坦腹（既に済属せしめた賃のみをとくは、その賃を控除した賃）の限度に
いて、特別損失賃坦旧債権者に歸属せしめ、当該歸属せしめた賃を命令の定むるところ
により、主務大臣の認可を得て、公取ることが得たり。

オニ十六条の五　解散会社が廿二年四月廿二日規定期の清算の起算及び債権の回収を終了したときは、金融機関再建整備法第三十一条の二の規定による調整勘定の剰余金、入出資者に対する剰余の剰余（以下本条中調整勘定を盛りとす）の引渡し命令第十九条第一項による開鎖機関からの清算分配を受けたる剰余若しくは廿二年六月又は廿二年六月の三の規定による候勘定剰余は候勘定の残額の分配を受けたる剰余については、普通の方法は、旧債权者特別管理人の同意を得て、当該会社のオニ会社又はその他の者に當該剰余を譲渡することができる。但し、当該剰余を譲り受けた者は、これを他人に譲渡することができない。

裏面白紙

貴大臣はする調整勘定委員会の議決大ついては、金融機関再建整備法ノ三十
七
ノ二號文は、これを適用しない。

裏面白紙

二十大余六才三余オ一号口に掲げる損失額の計算上、算出の根拠となつた在外貿債、
在外半火大在外貿債といふ。これを有する解散会社は、オニナ六余オ一瓊才ニ号ヲ主務
、此の指定する金額と指定時貸借料率表に附上された在外貿債の額が在外貿債の額を足
すべし場合の当該差額と、合計金額と相等する金額を、命令の度モモトニシタス。
ハ臣の認可を得て、主務大臣ヲ指定する者に寄託した後でなければ、定期定期確入
シモノとする。

○(同上用紙第一号口掲下)全額が支拂若しくは満たない場合は、同号と掲げ(全額)

裏面白紙

解散会社は、命令の度むるところにより、主務大臣の認可を得て、前項に規定する信託に代え、在外資産、在外賃借に係る一切の取引義務を清算会社のオニ会社へ譲渡することができる。

裏面白紙

やつと 特別整理株式会社が、廿二十六年二月五日付の廿二十六年二月六日付の通達によると
ハノビンに対する認可の申請とした場合においては、該該申請に係る事項につきては、入
出の支度の申請書類から、たゞかとみなして、一寸、十号を用ひる。

ナニヤ六条ハハ解散会社ガオニヤ四条ミナシテ上段ノ如クノリ板勘定として終無すヘキ額が確定せず且つ当該板勘定として更復の部又は資産の部に計上した歳の合計差引計算をなし、更復の節大旨上した合計全額が資産の部に計上し大合計全額に満たねば成場合において、その後における資産の残余又は債权の回収ヘナニヤ六条の三に規定する金融機関等からの調整勘定の利益金、清算分配金又は板勘定利金額又は板勘定の残額の分配を受ける場合を含む。」により收得すべき資産の額が、当該専外又は回収の経費²⁴⁾を償ふべ不足するため板勘定の経理を離脱することが当該会社の債权者の利益を侵害するおそれがあると認められるときは、旧債权者特別監理人は、当該会社に対し、旧債权額の百今の五十以上にあたる旧債权を有する旧債²⁵⁾、意を附て、当該合計差引計算をなした日において板勘定を確定すべき日の要請をしてことができる。この場合においては、当該会社は、その要請に従つて板勘定を確定しなければならぬ。

旧債权者特別管理人が前項の要請を行つた場合に於ける際、旧債权者は、当該会社の
廃止確定の日において、当該会社がオニナリテハ二の規定により保有する資産の賃貸
において、残存旧債权額の弁済に充当し得る金額へ当該会社が既に残存旧債权額の弁済
を行つてゐるときは、その金額を加算した金額へと改めて残存旧債权額については、そ
の权利を放棄したものとみなす。

オ一項の規定により、被訴者が確定した場合において、旧債権残存額につき旧債権者
ト弁済した金額へオニ項の場合における弁済と充当しうる金額を含む。一〇合計額が残
ト旧債権額に満たないときは、当該満たない額については、特別損失更担額に底にて旧
債権者に負担せしめなければならぬ。

裏面白紙

一項の規定による候補者と選考者については、前二才木奉公の規定の如きに付す。

裏面白紙

オニテ元來の三者一體中「会社整理支店指監支」、「オニテ一員」、「内債权の債权者」と
「旧債权者」に改め、「株式の發行する場合」の下に「又は既時列整理株式会社に帰
属したオニ会社株式の資本にきり額面株式の一株の金額をこえう額を以て株式を発出
す場合」、「とくに新株の引受け権」の下に「又はオニ会社の株式につき株主又
は旧債权者が優先的に額面額をもって買ひ受けける权利」以下オニ会社株式の買受け
いう。これを、「新株の引受け人」の下に「又はオニ会社株式の買受け」を、「發行額」
の下に「又は発行額」とし、「株式の發行」の下に「又は発行」として、「その新株の引受
权」の下に「又はオニ会社株式の買受け」とある。

裏面白紙

オニシタ参ス日本ノ今般整理處急措置改オ四十日余セ一覧ノ百貨店の債権者シキノ旧債
权吉シ大坂カ、一新株の發行シの下ナ一又は貰ニ会社株式ノ発行シテ、丁新株の引受权
ム下ナト又はオニ会社株式ノ買受权シを加える。

卷一百一十一

、うな書類等を、所持及ぶ地主税金等の主張税金等の場合におき、各書類等の
手帳上は、これを損金とすること。

裏面白紙

の次大便の一便をだす。

廿九日、大内三前祭中一莫又社前ニ墳の被處は、去岁大祭第一項才ニナニト大便乃
子拂し矣。廿四十一條少一項の被處による夫是整備計画の実行を終つた特別整理
不令大内は債权者特別管理人太連用する。しか斯念において、前祭才ノ被處當至ルト
カ、此ノ被處債权者特別管理人シト、「廿四十一條第一項の規定」と共に第一項
ハ第一の被處一と讀み替入スモウトス。

オ五十三条オ一項中「オニ十四条乃至オニ十六条」を「オニ二十四条乃至オニ十六条」の
ハレに改め、同条オニ項中「認可日から五年」の下六オヘオニ十回乃至オニ十六条
クへの規定大体はる事項については、オニ十四条及びオニイテ上条大規定する依勧定が確
定へオニ十六条の三の規定により確定したものとみなす。ハシメテ、した日から
ニ年レを加える。

閉鎖機関の一部を改正する法律案要綱(案)

昭28.12.19
閉鎖機関

目的

閉鎖機関の清算は、本邦内に在る財産についてのみ行われ、在外店舗に係る債権（命令で定めるものを除く。）及び債務は清算の範囲外のものとして従来取り扱われてきた。

しかし、閉鎖機関のうちには主として外地に活動していた機関もあり、これらのものは、在外店舗に係る債権・債務を残すのみで国内清算は最終段階に達してゐるものもある。閉鎖機関制度の目的もほぼ達成された現在、閉鎖機関の整理の一層の促進を図るために、それら在外財産中送金為替等について、弁済する途をひらき、あわせて外地債権者の保護・救済、内地債権者との間の不均衡を是正する必要があるため、次の諸点について改正を行う。

処理方針

(1) 閉鎖機関に係る送金為替及び外地預金等は、従来在外債務として現行法上支払等を停止していた（第1条、第2条）がこれを改め、当該閉鎖機関の国内資産の限度内において支払等の請求に応ぜしめ得ることとし

(2) この際処理の対象とすべき未払債務等は、送金為替、外地預金（法人分を除く。）及び持帰り通貨とし、法人の外預金

の他借入金、他店借、通貨債務等は、当分の間従来通り在外債務として残置することとする。

処理要領

今回の支払の対象とする閉鎖機関の債務の支払は、原則として従来の内地債務の次順位とし、内地債務の支払を完済した後において尚開内に残余資産が存するとき、先づ送金為替及び持帰り通貨次いで外地預金の順位をもつてその支払に応ずるものとする。但し、内地債務を一定の時において完済し得ない閉鎖機関にあつては、その一定時点において内地債務の弁済を停止し、当該時点における国内残余資産及び命令で定める在外資産をもつて今回支払の対象となつた債務の支払にて充て、一定時点における国内債務の弁済率を限度とし、尚、その際残余資産があるときは内地債務を先順位として順次今回支払の対象となつた債務の支払に及ぶこととする。

その他

- (1) 送金為替、外地預金等の支払の場合、その円貨換算率については、別に政令をもつて、これを定める。
- (2) 当該債権の弁済のために必要な申出方法等については、別に命令をもつて、これを定めることとする。

企業再建整備法における在外資産、在外負債の取扱について

- 1 企業再建整備法の一部改正を行い、仮勘定利益の分配をなさしめるに当つては、在外資産、負債の計算を現行のままとしておくか、又は、譲和条約による事情の変更等を織り込んで改正したうえで、整理を進捗せしめるかを考慮する必要がある。
- 2 現行規定(告示)によれば、特別損失計算の際ににおける取扱いは簡略にいえば次の通りである。
 - (イ) 在外資産が在外負債を超過しているときは、その超過額を切り捨て、切り捨てた額を特損に算入する。
 - (ロ) 在外負債が在外資産を超過しているときは、特損は零とする。
すなわち、在外資産は(イ)により切り捨てた額を除けば、すべて在外債務に対する見合い勘定として扱われている。従つて、この点を現行のままとし、再建整備法を改正して整理を促進することとなると、解散会社の場合には、連合国、中立国に対する債務についても、何等内地資産を引当てることなく、事実上清算が結了する場合が考えられる。

3 上記の事態を避けるため、在外資産、負債の審理方法を次のように改めることとする。

- (1) 在外資産、負債は、これを次の方法により、地域別(原則として国別とするが、旧領土については、別に定める地域別とする。)に仕分ける。
 - (イ) 動産、不動産については、その所在地域による。
 - (ロ) 同一地域内での取引から生じた債権、債務については、その取引の主体となつた店舗の所在地域による。
 - (ハ) 店舗の所在地域外との取引から生じた債権、債務については、その取引の相手方の国籍(旧領土については別に定める区分)による。但し、その相手方が法人である場合には、その法人の国籍の如何に拘らず、実質的にその法人を支配した者の国籍によるものとする。
- (2) 店舗の所在地域外との取引から生じた債権のうち、(1)の(ハ)による地域別分類において日本及び旧領土に属することとなつた者を相手方とするもの以外の債権は、これを切り捨てる。但し、既に回収されたもの又は回収の見込みが確実なものは、この限りでない。

(3) 日本及び旧領土の地域に属するものについては(1)の

(イ)、(ロ)、(ハ)に掲げる資産負債のすべてを、その他の地域に属するものについては(1)の(イ)、(ロ)に掲げる資産負債のすべてを、地域別にそれぞれ合計し、資産超過となる地域については、超過額を切捨てる。但し、一地域に属する資産のうち、既に返還又は回収された資産及び返還又は回収の見込が確実な資産の合計額が当該地域の負債の合計額を超えるときは、その超える額に相当する額を資産の切り捨て額から減ずるものとする。

(4) (2)及び(3)によつて切り捨てた資産の合計額が、従来の規定によつて切り捨てた資産の額を超える額は、特損の増加に相当するものとし、仮勘定の損に計上せしめる。

(5) 解散会社が仮勘定を開鎖する場合には、(2)及び(3)によつて地域別に資産を切り捨てた後における負債の総額が資産の総額を超える金額（負債超過額）を信託会社に信託させるものとする。

閉鎖機関令の一部を改正する個處

第二条　閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務並びに閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保されたその他の債務その他閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び本邦内に居住する者の有する送金為替、預金へ法人が有するものを除く。)等及び発行通貨で命令で定めるものは、これを本邦内に在る財産とみなす。

閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務(前項の規定により本邦内に在る財産とみなされる債権及び債務を除く。)は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とみなす。

第十一条　閉鎖機関の債務の弁済その他債務を消滅させる行為については、第十一條の二から第十一條の七までの規定に該当する場合を除く外、他の法令にかかるわらず、その方法、金額、時期及び順位について、大蔵大臣の指示に従わなければならぬ。

(第二項略)

(新たに加える条文)

第十一條の三　特殊清算人は遅滞なく少くとも三回の公告をもつて、第二条に規定する送金為替預金等及び発行通貨(以下送金為替等といふ。)の債権者に対し、一定の期間内に、命令の定めるところにより、当該特殊清算人にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は三箇月を下ることを得ない。

前項の公告には、債権者が期間内に申出をなさないとときは特殊清算から除外される旨を附記しなければならない。

特殊清算人は、知り得る債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

知り得る債権者は、これを特殊清算から除外することはできまい。

第二項の規定により除外された債権者は、同項の規定により除外されをかつた債権者に対して弁済をなした後は、残存する財産に対

してのみ、その送金為替等の弁済を請求することができる。但し、特殊清算人が残余財産の分配を開始した後へ第十九条第一項に規定する閉鎖機関のうち残余財産の分配を行わなかつた閉鎖機関にあつては、第十九条の二十四の規定による特殊清算終了の登記（当該閉鎖機関について登記がないときは、同条の規定による公告）をした後）は、この請求をすることはできない。

第十一條の四 特殊清算人に申し出た送金為替等の債権者は、その出しを行つた後ににおいては、その債権を譲渡することができない。但し、債権者が死亡した場合において、相続入その他の一般承継人に当該債権を譲渡するときは、この限りでない。

第十一條の五 國内債務を完済できない閉鎖機関の送金為替等の債権については、大蔵大臣の定める率まで当該國内債務（送金為替等の債務を除く。）を弁済した後、当該率まで、左に掲げる順位に従つて弁済する。

一 送金為替及び發行通貨

二 外地預金

前項の規定は、同項の規定により弁済した後なお國内資産が残存した場合に、これを準用する。

同一順位において弁済すべき債務は、おののその債務額の割合に応じて弁済するものとする。

第十一條の六 送金為替等の債務の弁済は、政令で定める換算率により換算した本邦通貨表示による金額をもつて、これをなすものとする。

第十九条 閉鎖機関のうち昭和二十年八月十五日現在においてその二邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債務へ当該閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務及び送金為替等で命令で定めるものを除く。以下在外債務といふ。）を有していたものについては、特殊清算の目的である債務へ社債に係る債務を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務について、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後において、（以下略）

裏面白紙

附則

この法律は、公布の日から施行する。

閉鎖機関令

公布 昭、二二、三、八、勅 七〇
改正 昭、二三、八、二一、政二五一
昭、二四、五、三、法一四五
昭、二五、五、四、法一四一
昭、二五、一、二六、政三六八
昭、二七、三、三一、法四三
昭、二七、七、一六、法二三四
昭、二七、七、三一、法二六八
昭、二八、八、一、法二三三

第一条 この命令において閉鎖機関とは、その本邦内における業務を停止し、その本邦内に在る財産の清算をなすべきものとして大蔵大臣及びその業務に係る行政の所管大臣（以下所管大臣といふ。）の指定する法ハその他の団体をいう。

前項の指定は、告示により、これを行う。

第二条 闭鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務並びに閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保されたその他の債権その他闭鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権で命令で定めるものは、これを本邦内に在る財産とみなす。

閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務並びに閉鎖機関の本邦内に在る財産とみなされる債権及び債務を除く。）は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とみなす。

第三条 闭鎖機関は、第一項の規定による指定があつた日（以下指定日といふ。）以後は、大蔵大臣及び所管大臣の特に指定する業務（以下指定業務といふ。）を除く外、その業務を行うことができない。

指定業務は、大蔵大臣及び所管大臣の監督に属する。

指定業務の指定及びその解除は、告示により、これを行う。

第四条 何人も、指定日以後は、閉鎖機関の財産上の権利義務に変更を生ずべき行為をすることができない。但し、第十一条第一項に規定する特殊清算人の職務の執行に係る行為については、この限りでない。

前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

第五条 外國法人でない閉鎖機関の役員及び支配人の職に当る者は、他の法令又は定款にかかるらず、指定日以後は、これを補充しない。

外國法人である閉鎖機関の役員及び支配人は、指定日以後は、その職務を行うことがいて解任されたものとする。

外國法人でない閉鎖機関の役員及び支配人の職に当る者は、他の法令又は定款にかかるらず、指定日以後は、これを補充しない。